礼文町地域防災計画

≪　計 画 編　≫

平成３０年　３月

礼文町防災会議

〔目　　次〕

計　画　編

第１編　総則

第１章　基本的事項 3
第１節　計画策定の目的 3
第２節　計画の構成 3
第３節　用語の定義 4
第４節　計画推進に当たっての基本となる事項 4
第５節　計画の修正要領 5
第６節　計画の基本方針 5

第２章　礼文町の概況等 13
第１節　自然的条件 13
第２節　災害の概況 14

第３章　防災組織 20
第１節　組織計画 20
第２節　動員配備計画 30
第３節　住民組織の協力 34

第２編　風水害等対策編

第１章　災害予防計画 37
第１節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 37
第２節　防災訓練計画 40
第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 42
第４節　相互応援（受援）体制整備計画 43
第５節　自主防災組織の育成等に関する計画 44
第６節　避難体制整備計画 47
第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 52
第８節　情報収集・伝達体制整備計画 56
第９節　建築物等災害予防計画 57
第 10 節　消防計画 59
第 11 節　水害予防計画 60
第 12 節　風害予防計画 73
第 13 節　雪害予防計画 74
第 14 節　融雪災害予防計画 76
第 15 節　高波、高潮災害予防計画 78
第 16 節　土砂災害予防計画 79
第 17 節　積雪・寒冷対策計画 82
第 18 節　複合災害に関する計画 85
第 19 節　業務継続計画の策定 86

第２章　災害応急対策計画 88
第１節　気象等に関する情報の収集・伝達計画 88
第２節　災害情報収集・伝達計画 101
第３節　災害通信計画 105
第４節　災害広報・情報提供計画 109
第５節　避難対策計画 112
第６節　応急措置実施計画 121
第７節　自衛隊派遣要請計画 125
第８節　広域応援・受援計画 128
第９節　ヘリコプター等活用計画 131
第 10 節　救助救出計画 133
第 11 節　医療救護計画 135
第 12 節　防疫計画 140
第 13 節　災害警備計画 143
第 14 節　交通応急対策計画 144
第 15 節　輸送計画 150
第 16 節　食料供給計画 153
第 17 節　給水計画 156
第 18 節　衣料、生活必需物資供給計画 158
第 19 節　石油類燃料供給計画 161
第 20 節　電力施設災害応急計画 162
第 21 節　ガス施設災害応急計画 163
第 22 節　水道施設対策計画 164
第 23 節　応急土木対策計画 165
第 24 節　被災宅地安全対策計画 167
第 25 節　住宅対策計画 169
第 26 節　障害物除去計画 173
第 27 節　文教対策計画 175
第 28 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画 179
第 29 節　家庭動物等対策計画 182
第 30 節　廃棄物等処理計画 183
第 31 節　災害ボランティアとの連携計画 185
第 32 節　労務供給計画 187
第 33 節　災害救助法の適用と実施 189

第３章　災害復旧・被災者援護計画 195
第１節　災害復旧計画 195
第２節　被災者援護計画 197

第３編　地震・津波災害対策編

第１章　災害予防計画 203
第１節　住民の心構え 203
第２節　地震・津波に強いまちづくり推進計画 206
第３節　地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 210
第４節　防災訓練計画 211
第５節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 211
第６節　相互応援（受援）体制整備計画 211

第７節　自主防災組織の育成等に関する計画 211
第８節　避難体制整備計画 212
第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 212
第 10 節　津波災害予防計画 213
第 11 節　火災予防計画 215
第 12 節　危険物等災害予防計画 216
第 13 節　建築物等災害予防計画 216
第 14 節　土砂災害予防計画 216
第 15 節　液状化災害予防計画 217
第 16 節　積雪・寒冷対策計画 217
第 17 節　複合災害に関する計画 217
第 18 節　業務継続計画の策定 217

第２章　災害応急対策計画 218

第１節　地震・津波に関する情報の収集・伝達計画 218
第２節　災害情報収集・伝達計画 226
第３節　災害通信計画 227
第４節　災害広報・情報提供計画 227
第５節　避難対策計画 228
第６節　地震火災等対策計画 230
第７節　津波災害応急対策計画 232
第８節　応急措置実施計画 233
第９節　自衛隊派遣要請計画 233
第 10 節　広域応援・受援計画 233
第 11 節　ヘリコプター等活用計画 233
第 12 節　救助救出計画 233
第 13 節　医療救護計画 233
第 14 節　防疫計画 233
第 15 節　災害警備計画 233
第 16 節　交通応急対策計画 234
第 17 節　輸送計画 234
第 18 節　食料供給計画 234
第 19 節　給水計画 234
第 20 節　衣料、生活必需物資供給計画 234
第 21 節　石油類燃料供給計画 234
第 22 節　生活関連施設対策計画 235
第 23 節　応急土木対策計画 236
第 24 節　被災建築物安全対策計画 237
第 25 節　被災宅地安全対策計画 239
第 26 節　住宅対策計画 239
第 27 節　障害物除去計画 239
第 28 節　文教対策計画 239
第 29 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画 239
第 30 節　家庭動物等対策計画 239
第 31 節　廃棄物等処理計画 239
第 32 節　災害ボランティアとの連携計画 240
第 33 節　労務供給計画 240
第 34 節　災害救助法の適用と実施 240

第３章　災害復旧・被災者援護計画 241
第１節　災害復旧計画 241
第２節　被災者援護計画 241

第４編　事故災害対策編

第１章　個別事故対策計画 245
第１節　海上災害（海難）対策計画 245
第２節　海上災害（流出油等）対策計画 249
第３節　航空災害対策計画 253
第４節　道路災害対策計画 259
第５節　危険物等災害対策計画 263
第６節　大規模な火事災害対策計画 268
第７節　林野火災対策計画 272

第２章　災害復旧・被災者援護計画 277

第１編　総則

第１章　基本的事項

第１節　計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、礼文町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施するため、礼文町防災会議条例（昭和 37 年礼文町条例第 12 号）第２条第１号の規定により礼文町防災会議が作成する計画であり、次のとおり防災対策を推進するための基本的事項を定め、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、本町における防災の万全を期することを目的とする。

１　本町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
２　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
３　災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
４　災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
５　災害復旧に関すること。
６　防災訓練に関すること。
７　防災思想の普及に関すること。

第２節　計画の構成

この計画は、次の各編によって構成する。

編	内容
第１編　総則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、共通的な事項について定める。
第２編　風水害等対策編	計画の基本となる編として位置づけ、風水害、土砂災害、雪害等の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・被災者援護計画について定める。
第３編　地震・津波災害対策編	風水害等対策編を基本とし、ここでは特に地震・津波災害対策について定める。
第４編　事故災害対策編	風水害等対策編を基本とし、ここでは特に海上災害（海難、流出油等）、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災の対策について定める。
資料編	各編に関連する各種資料を掲載する。

第３節　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１	基　本　法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
２	救　助　法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
３	町防災会議	礼文町防災会議
４	災害対策本部	礼文町災害対策本部
５	本　部　長	礼文町災害対策本部長
６	町防災計画	礼文町地域防災計画
７	災　　害	災害対策基本法第２条第１号に定める災害
８	防　　災	災害対策基本法第２条第２号に定める防災

第４節　計画推進に当たっての基本となる事項

この計画の推進に当たっては、北海道防災対策基本条例（平成 21 年北海道条例第８号）第３条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本とする。

１　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

２　自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

３　災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第５節　計画の修正要領

町防災会議は、基本法第 42 条の定めるところにより、本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正する。

１　社会、経済の発展に伴い防災計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
２　防災関係機関が行う防災上の施策により本計画の変更又は削除を必要とするとき。
３　新たな計画を必要とするとき。
４　防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
５　その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

第６節　計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第１　実施責任

１　礼文町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

２　北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

１　礼文町

機　関　名	事　務　又　は　業　務
町長部局	(1)　町防災会議に関すること。 (2)　礼文町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3)　防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整に関すること。 (4)　自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (5)　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (6)　町の所掌に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
教育委員会	(1)　災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。 (2)　児童生徒に対する防災に関する知識の普及に関すること。 (3)　文教施設の被害調査及び報告並びに避難等に係る施設の使用に関すること。 (4)　文教施設及び文化財の保護対策等の実施に関すること。

２　消防機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
利尻礼文消防事務組合 （消防署礼文支署） （礼文町消防団）	(1)　災害時における消防及び水防業務に関すること。 (2)　災害時における住民の避難誘導、救急・救助及び応急対策等に関すること。 (3)　火災警報等の住民への周知に関すること。 (4)　被災地の警戒体制に関すること。

３　指定地方行政機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
北海道総合通信局	(1)　災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2)　非常通信協議会の運営に関すること。
北海道森林管理局 （宗谷森林管理署 〔礼文森林事務所〕）	(1)　所轄国有林の保安林配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2)　所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3)　林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4)　災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道労働局 （稚内労働基準監督署）	(1)　事業所、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
北海道農政事務所 （旭川地域拠点）	(1)　農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道運輸局 （旭川運輸支局）	(1)　航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2)　災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3)　災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 (4)　自動車輸送事業の安全の確保に関すること。

機　関　名	事　務　又　は　業　務
北海道財務局 （旭川財務事務所）	(1)　公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2)　災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡しの遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3)　地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4)　災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込みの猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置に係る金融機関への要請に関すること。 (5)　災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付に関すること。
北海道開発局 （稚内開発建設部 〔稚内港湾事務所〕）	(1)　災害に関する情報の収集・伝達に関すること。 (2)　被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町等への支援に関すること。 (3)　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣に関すること。 (4)　災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5)　浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6)　直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (7)　第四種漁港の整備及び災害復旧に関すること。 (8)　直轄港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 (9)　補助事業に係る指導、監督に関すること。
札幌管区気象台 （稚内地方気象台）	(1)　気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2)　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4)　町等が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5)　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
第一管区海上保安本部 （稚内海上保安部）	(1)　特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2)　災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3)　災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (4)　海上における人命の救助に関すること。 (5)　海上交通の安全確保に関すること。 (6)　海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7)　海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所 （稚内自然保護官事務所）	(1)　油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2)　災害廃棄物の処理等に関すること。 (3)　環境モニタリングに関すること。 (4)　家庭動物の保護等に関すること。

4　自衛隊

機　関　名	事　務　又　は　業　務
陸上自衛隊北部方面隊 （第２師団 第３普通科連隊）	(1)　災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。 (2)　災害に関する情報の収集・伝達に関すること。 (3)　町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関すること。

５　北海道

機　関　名	事　務　又　は　業　務
宗谷総合振興局	
地域創生部 地域政策課	(1)　宗谷総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2)　防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3)　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4)　災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5)　市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。
稚内建設管理部 （礼文出張所）	(1)　水防活動の技術指導に関すること。 (2)　災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集及び伝達に関すること。 (3)　災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 (4)　被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。 (5)　所管道路、河川の保全、災害復旧対策に関すること。
保健環境部 （保健行政室 〔稚内保健所〕）	(1)　医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 (2)　災害時における医療救護活動の推進に関すること。 (3)　災害時における防疫活動の実施指導、感染症に関すること。 (4)　災害時における給水、清掃等環境衛生活動の推進に関すること。 (5)　医療、防疫、薬剤の確保及び供給に関すること。
宗谷教育局	(1)　災害時における被災児童生徒の救護、応急教育の指導に関すること。 (2)　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

６　北海道警察

機　関　名	事　務　又　は　業　務
旭川方面本部 稚内警察署 （香深駐在所、船泊駐在所）	(1)　住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2)　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報等の収集に関すること。 (3)　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4)　犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5)　危険物に対する保安対策に関すること。 (6)　広報活動に関すること。 (7)　防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

７　指定公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
日本郵便株式会社 （礼文香深郵便局、 船泊郵便局、 香深井郵便局、 内路郵便局）	(1)　災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2)　郵便の非常取扱いに関すること。 (3)　郵便局ネットワーク等を活用した広報活動に関すること。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1)　非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
株式会社ＮＴＴドコモ 北海道支社	(1)　非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。

機　関　名	事　務　又　は　業　務
ＫＤＤＩ株式会社 北海道総支社	(1)　非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
ソフトバンク株式会社	(1)　非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限及び重要通信の確保に関すること。
日本銀行旭川支店	(1)　災害時における通貨の円滑な供給の確保に関すること。 (2)　災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3)　災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
日本赤十字社北海道支部	(1)　災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること。 (2)　災害ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整に関すること。 (3)　北海道災害義援金募集委員会の運営に関すること。
日本放送協会旭川放送局	(1)　防災に係る知識の普及に関すること。 (2)　予報（注意報を含む。）、特別警報・警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道、防災広報に関すること。
日本通運株式会社稚内支店	(1)　災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
北海道電力株式会社 （稚内営業所）	(1)　電力供給施設の防災対策に関すること。 (2)　災害時における電力の円滑な供給に関すること。

８　指定地方公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
民間放送事業者	(1)　防災に係る知識の普及に関すること。 (2)　気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道、防災広報に関すること。
一般社団法人北海道医師会 （宗谷医師会）	(1)　災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関すること。
一般社団法人北海道歯科医師会 （稚内歯科医師会）	(1)　災害時における歯科医療に関すること。
一般社団法人北海道薬剤師会	(1)　災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
公益社団法人北海道獣医師会	(1)　災害時における飼養動物の対応に関すること。
北海道土地改良事業団体連合会	(1)　土地改良施設の防災対策に関すること。
一般社団法人北海道バス協会、 公益社団法人北海道トラック協会 （旭川地区トラック協会）	(1)　災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送への支援に関すること。
一般社団法人北海道警備業協会	(1)　災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に係る関係機関の支援に関すること。
公益社団法人北海道看護協会	(1)　災害時における看護業務の支援に関すること。
一般社団法人北海道ＬＰガス協会	(1)　災害時におけるＬＰガス供給活動の支援に関すること。
一般社団法人北海道建設業協会	(1)　災害時における応急対策業務に関すること。

機　関　名	事　務　又　は　業　務
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	(1)　被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2)　北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3)　礼文町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施の協力等総合調整に関すること。
ハートランドフェリー株式会社 （稚内支店）	(1)　災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送についての支援に関すること。

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	事　務　又　は　業　務
香深漁業協同組合、 船泊漁業協同組合、 香深森林愛護組合、 船泊森林愛護組合	(1)　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2)　被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 (3)　共済金支払いの手続きに関すること。
礼文町商工会	(1)　災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保の協力に関すること。
北海道立香深診療所、 礼文町歯科診療所、 礼文町船泊歯科診療所	(1)　災害時における応急医療及び助産、その他救助の実施に関すること。 (2)　災害時における防疫対策への協力に関すること。
社会福祉法人 礼文町社会福祉協議会	(1)　被災生活困窮者に対する融資及び斡旋に関すること。 (2)　被災者救護支援及び保護についての協力に関すること。 (3)　災害ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整に関すること。
公益社団法人 北海道海難防止・水難救済センター 香深救難所、船泊救難所	(1)　沿岸海域における海難救助に関すること。 (2)　港湾、漁港等防災対策の協力に関すること。
運送事業者	(1)　災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1)　災害時における危険物の保安に関する措置に関すること。 (2)　災害時における燃料の調達及び緊急車両等への燃料提供に関すること。
自治会	(1)　自治会会員に対する災害予警報及び災害状況等の通報に関すること。 (2)　所轄地域内において発生した災害の通報に関すること。 (3)　所轄地域内に指定された避難場所等の運営管理に関すること。

第３　住民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動の展開に努めるものとする。

１　住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から災害に対する備えを行うとともに、自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1)　平常時の備え

ア　避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ　「最低３日間・推奨１週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ　隣近所との相互協力関係の醸成

エ　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ　防災訓練、研修会等への積極的参加による、防災意識、応急救護技術等の習得

カ　要配慮者への配慮

キ　自主防災組織体制整備の促進

ク　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(2)　災害時の対策

ア　地域における被災状況の把握

イ　近隣の負傷者や避難行動要支援者の救助・支援

ウ　初期消火活動等の応急対策

エ　避難場所での自主的な活動の実施

オ　防災関係機関の活動への協力

カ　自主防災組織の活動の実施

(3)　災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

２　事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、防災関係機関、自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への

貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において防災活動の推進に努めるものとする。

(1)　平常時の備え

ア　災害時職員初動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び運用

イ　防災体制の整備

ウ　事業所の耐震化・耐浪化の推進

エ　予想被害からの復旧計画の策定

オ　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

カ　燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応

キ　取引先とのサプライチェーンの確保

(2)　災害時の対策

ア　事業所の被災状況の把握

イ　従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ　施設利用者の避難誘導

エ　従業員及び施設利用者の救助

オ　初期消火活動等の応急対策

カ　事業の継続又は早期再開・復旧

キ　ボランティア活動への支援等地域への貢献

３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1)　町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。

(2)　地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。

(3)　町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

(4)　町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

４　住民運動の展開

町は、災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、防災関係機関をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼び掛ける。

第２章　礼文町の概況等

第１節　自然的条件

第１　位置及び面積

一島一町である本町は、日本の最北端の島として、北海道北端の稚内より西方 59 ㎞の日本海上に位置し、その東南には、幅約８㎞の礼文水道を隔てて利尻島と向き合っている。

位置及び面積等

位　　置	東経　141 度４分 16 秒	北緯　45 度 30 分 14 秒	
広　ぼ　う	東西　7.9 ㎞	南北　29.8 ㎞	
周　　囲	72㎞		
面　　積	81.33 ㎢		

第２　地勢

礼文島はアイヌ語「レプンシリ」に由来し、「沖の島」という意味で隣接する利尻島とは、輪郭はもとより、地形、地質、さらに生成時期などにおいて、全く趣が異なっている。

南北 29 ㎞、東西８㎞のやや細長い島で、島内中央部の最高地点である礼文岳 490ｍを除き、南部と中部の標高はおおむね 200～300ｍの丘陵地が連続し、東側は海岸線に向かって次第に下降して海に達している。一方、西側は急斜する海蝕崖として、断崖絶壁となり海に臨んでいる。

また、北部は 100ｍ内外の平坦な丘陵地帯で久種湖周辺に低地が存在するが、湿地帯となっている。このような地形のため、利用できる平地は多くない。

第３　気象

礼文島は日本最北端の宗谷地方の気候、総じて北洋の気候に支配されるが、日本海側のため対馬暖流の影響を受け、我が国の北端にありながら、内陸の気候に比べ比較的温暖であり、各漁港とも冬期間凍ることはない。内陸の気候と比べると比較的温暖である。オホーツク海から流入する流氷の影響もほとんどなく、夏期は冷涼で冬期は温暖となり、また、本州ほど四季の区別のない気候となっている。

４月、５月は曇天日数、降水量が少なく、秋と並んで晴れる日が多く日照率が高くなる。

６月はオホーツク海高気圧の影響で曇りや雨の日が多く、霧の発生も多くなる。

夏期間、北太平洋高気圧の勢力が強いときには、晴天が続き気温が上昇するが、オホーツク海高気圧が発達するときには冷夏となり、朝晩、暖房を必要とする日もある。

９月は比較的天候が安定するが 10 月以降は大陸の高気圧に支配され気温が低くなり、12 月に入ると雪の降る日が次第に多くなり、年内には根雪となる。

１月から２月にかけては大陸性の高気圧の影響を受け、北西の季節風が大変強くなり、内陸ほど気温は下降しないが積雪は多く、強風の厳しい季節を迎える。

第２節　災害の概況

第１　気象災害の概況

本町は、大雨・集中豪雨による洪水、土砂災害、暴風等に伴う高潮のほか、冬から春にかけて発生するなだれや融雪災害など、様々な自然現象による災害が発生している。

特に、平成 26 年８月 24 日に発生した土砂災害のときは、平成 26 年 8 月 23 日から 24 日にかけて、日本海北部の低気圧が北海道付近に近づいた後動きが遅くなり、また、上空には寒気が入り大気の状態が非常に不安定となったため、宗谷北部や利尻・礼文を中心に 23 日夜から局地的に激しい雨が降った。

礼文町香深では１時間降水量 41.0 ㎜と極値を更新するなど、50 年に一度の記録的な大雨となったところがあり、２日間の総降水量は、礼文町香深で 207.0 ㎜となった。

これに伴い各地で土砂災害が発生し、死者２名を出すなど多くの被害を受けた。また、町南部の東西を結ぶ道道元地香深線が寸断され、西海岸の元地地区が一時孤立状態に陥るなど、住民生活に甚大な被害を及ぼし、激甚災害に指定されている。

第２　地震・津波災害の概況

本町では、平成元年以降、地震・津波による大きな災害の記録はない。

しかし、北海道地方は国内の他の地域と比較しても地震の発生件数が多い地域である。

また、昭和 58 年に秋田県能代市西方沖 80㎞ の地点で発生した日本海中部地震（M7.7）では、本町においても最大波高 2.0ｍの津波が到達しているなど、地震・津波による災害に備えておく必要がある。

１　町における地震の想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく２つに分けることができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と平成５年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

北海道地方において想定される地震

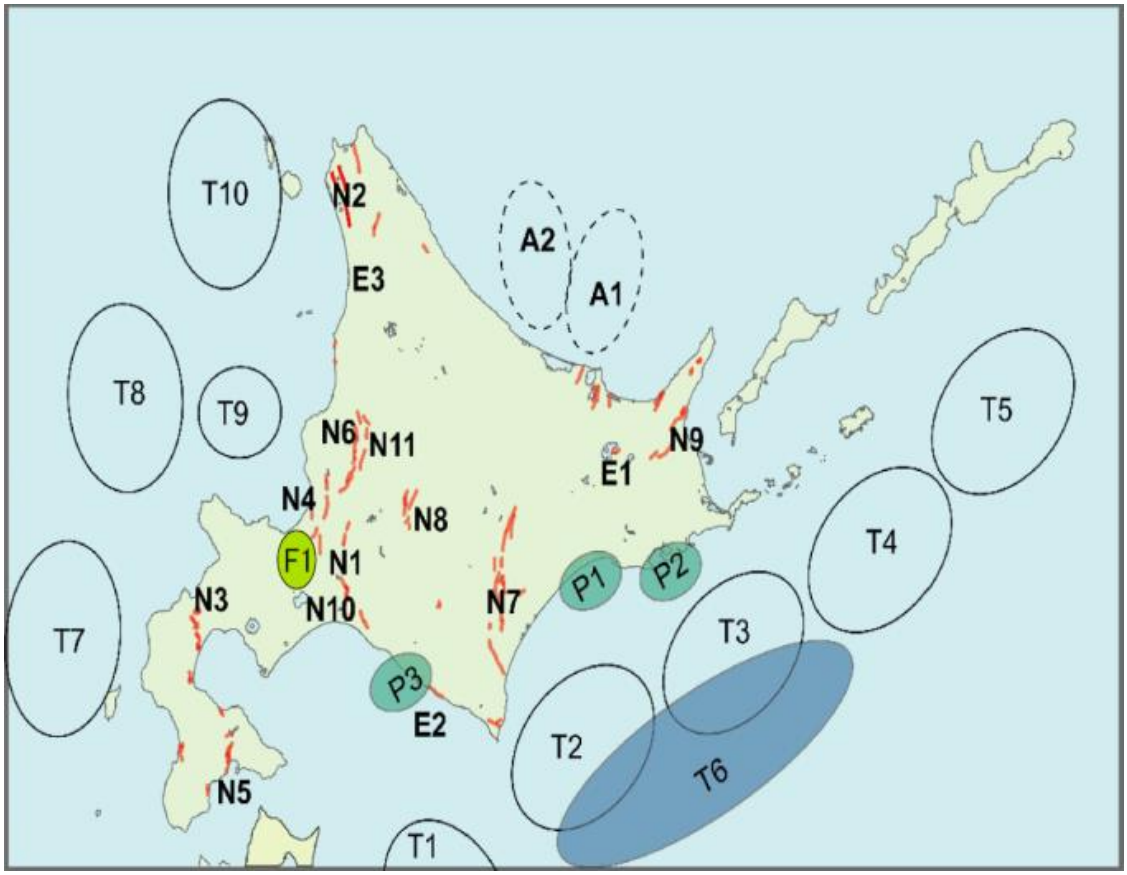

	地　震		断層モデル※	例（発生年）	位置	マグニチュード	長さ（km）
海溝型地震	（千島海溝／日本海溝）						
	T1	三陸沖北部	地震本部／中防	1968 年	既知	8.0	——
	T2	十勝沖	地震本部／中防	2003 年	既知	8.1	——
	T3	根室沖	地震本部／中防	1894 年	既知	7.9	——
	T4	色丹島沖	地震本部／中防	1969 年	既知	7.8	——
	T5	択捉島沖	地震本部／中防	1963 年	既知	8.1	——
	T6	500 年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	——
	（日本海東縁部）						
	T7	北海道南西沖	——	1993 年	既知	7.8	——
	T8	積丹半島沖	——	1940 年	既知	7.8	——
	T9	留萌沖	——	1947 年	既知	7.5	——
	T10	**北海道北西沖**	**地震本部／中防**	**未知**	**推定**	**7.8**	**——**
	（プレート内）						
	P1	釧路直下	——	1993 年	既知	7.5	——
	P2	厚岸直下	——	1993 年型	推定	7.2	——
	P3	日高西部	——	1993 年型	推定	7.2	——
内陸型地震	（活断層帯）						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	**サロベツ**	**地震本部**		**既知**	**7.6**	**44**
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7 以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7 以上	54 以上
	N11	沼田―砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	（伏在断層）						
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	——
	（既往の内陸地震）						
	E1	弟子屈地域	——	1938 年	推定	6.5	——
	E2	浦賀周辺	——	1982 年	推定	7.1	——
	E3	道北地域	——	1874 年	推定	6.5	——
	（オホーツク海）						
	A1	網走沖	——	未知	推定	7.8	60
	A2	紋別沖（紋別構造線）	——	未知	推定	7.9	70

※　断層モデルを発表している機関　地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

（注）太字：特に礼文町に影響を及ぼすおそれのある地震
上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震・津波に対しても注意を要する。

資料：北海道地域防災計画

これらの想定地震の中で本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震の概要は、次のとおりである。

なお、宗谷、オホーツク地方の「平成 27 年度地震被害想定等調査結果報告書」（北海道　平成 29 年２月公表）によると、宗谷で最大震度が震度７となる地震は、**サロベツ断層帯（N2）**北延長の地震、**北海道北西沖（T10）**の地震となっている。

(1)　海溝型地震（日本海東縁部）

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。

なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

○　積丹半島沖（T8）

積丹半島沖では、1940 年にM7.5 の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400 年～3900 年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

○　留萌沖（T9）

留萌沖では、1947 年にM7.0 の地震が起きている。また、1792 年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7 クラスの地震が発生する領域とみられている。

○　北海道北西沖（T10）

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から 3900 年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は 2100 年程度前とされ、M7.8 程度の地震が発生すると考えられている。

(2)　内陸型地震（活断層帯）

内陸型地震（活断層帯）については、M7.0 以上のいずれも浅い（20km 以浅）逆断層型の地震が想定される。

○　サロベツ断層帯（N2）

サロベツ断層帯は、豊富町から天塩町にかけての断層及び伏在断層からなる。地震断層は東傾斜の低角逆断層で、全体としてM7.6 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大４％で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。より北方の稚内市付近にまで変動が及んでいるという指摘もある。

○　増毛山地東縁断層帯（N6）

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

２　町における津波の想定

北海道地方は、1993 年の北海道南西沖地震や 2003 年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。このため、道は、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した北海道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行っている。

北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測については、平成 22 年３月に設定されているが、東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しが行われている。

見直しに当たっては、北海道立総合研究機構地質研究所が平成 24 年度から 25 年度に実施した津波堆積物調査の結果を踏まえ、国が公表した津波断層モデルを基本としながらも、平成５年に発生した北海道南西沖地震津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で、津波断層モデルを設定して平成 28 年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定している。

(1)　津波断層モデル

本町において、設定されている津波断層モデルの配置図については、次のとおりである。

礼文町に係る想定津波波源域

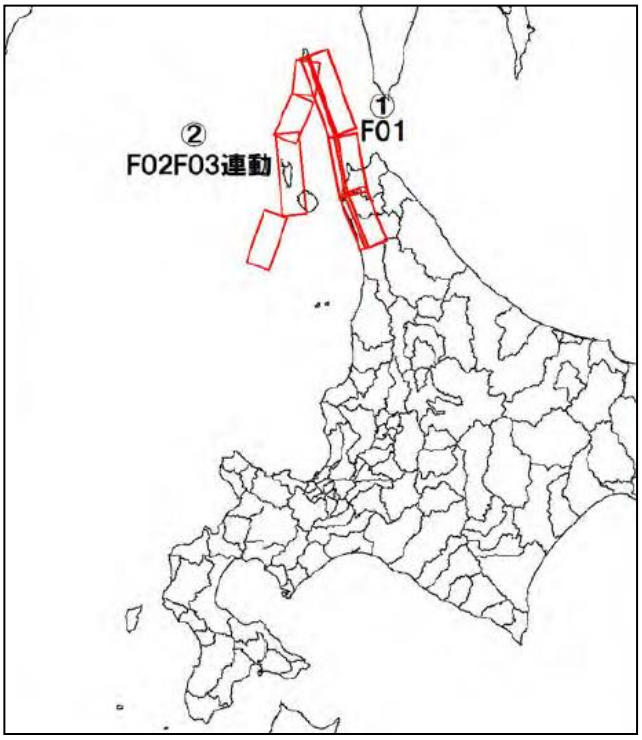

対象地震	想定地震の規模
①F01	Ｍｗ7.９
②F02F03 連動	Ｍｗ7.８

(2)　代表地点周辺における最大遡上高、津波影響開始時間

本町における津波断層モデルに基づく、代表地点周辺における最大遡上高、津波影響開始時間は、次のとおりである。

代表地点周辺における最大遡上高、津波影響開始時間

代表地点名	対象地震	最大遡上高（m）	海岸線の津波影響開始時間（±20cm）（分）	第一波到達時間（分）
元地	①F01	5.22	6	30
	②F02F03 連動	13.00	0	3
知床	①F01	6.25	9	23
	②F02F03 連動	9.05	0	2
香深	①F01	10.01	10	21
	②F02F03 連動	8.10	0	1
香深井	①F01	11.40	9	20
	②F02F03 連動	6.65	0	1
内路	①F01	11.86	8	19
	②F02F03 連動	4.52	1	1
上泊	①F01	11.07	9	18
	②F02F03 連動	5.27	0	1
幌泊	①F01	12.91	10	19
	②F02F03 連動	4.92	1	3
大備	①F01	16.95	12	29
	②F02F03 連動	5.44	0	3
浜中（江戸屋）	①F01	12.65	15	23
	②F02F03 連動	6.26	0	2
スコトン岬	①F01	13.04	5	23
	②F02F03 連動	9.43	0	1
鮑古丹	①F01	19.04	5	26
	②F02F03 連動	12.76	0	2
鉄府	①F01	19.69	6	29
	②F02F03 連動	22.28	0	4
西上泊	①F01	11.92	6	29
	②F02F03 連動	12.22	1	2
宇遠内	①F01	3.56	4	29
	②F02F03 連動	9.57	0	2

第３　その他災害について

本町で起こり得る気象災害、地震・津波災害以外の災害では、火災をはじめとする事故等の災害が想定される。

資料編〔資料２－１〕　災害の記録

第３章　防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るための防災に関する組織及びその運営に関する事項は、次のとおりとする。

第１節　組織計画

第１　礼文町防災会議

基本法第 16 条の規定により制定された礼文町防災会議条例に基づき、町防災会議を設置する。町防災会議の組織及び運営の概要は、次のとおりである。

１　組織

町防災会議は町長を会長とし、礼文町防災会議条例第３条第５項に定める者を委員として組織する。

防災会議組織図

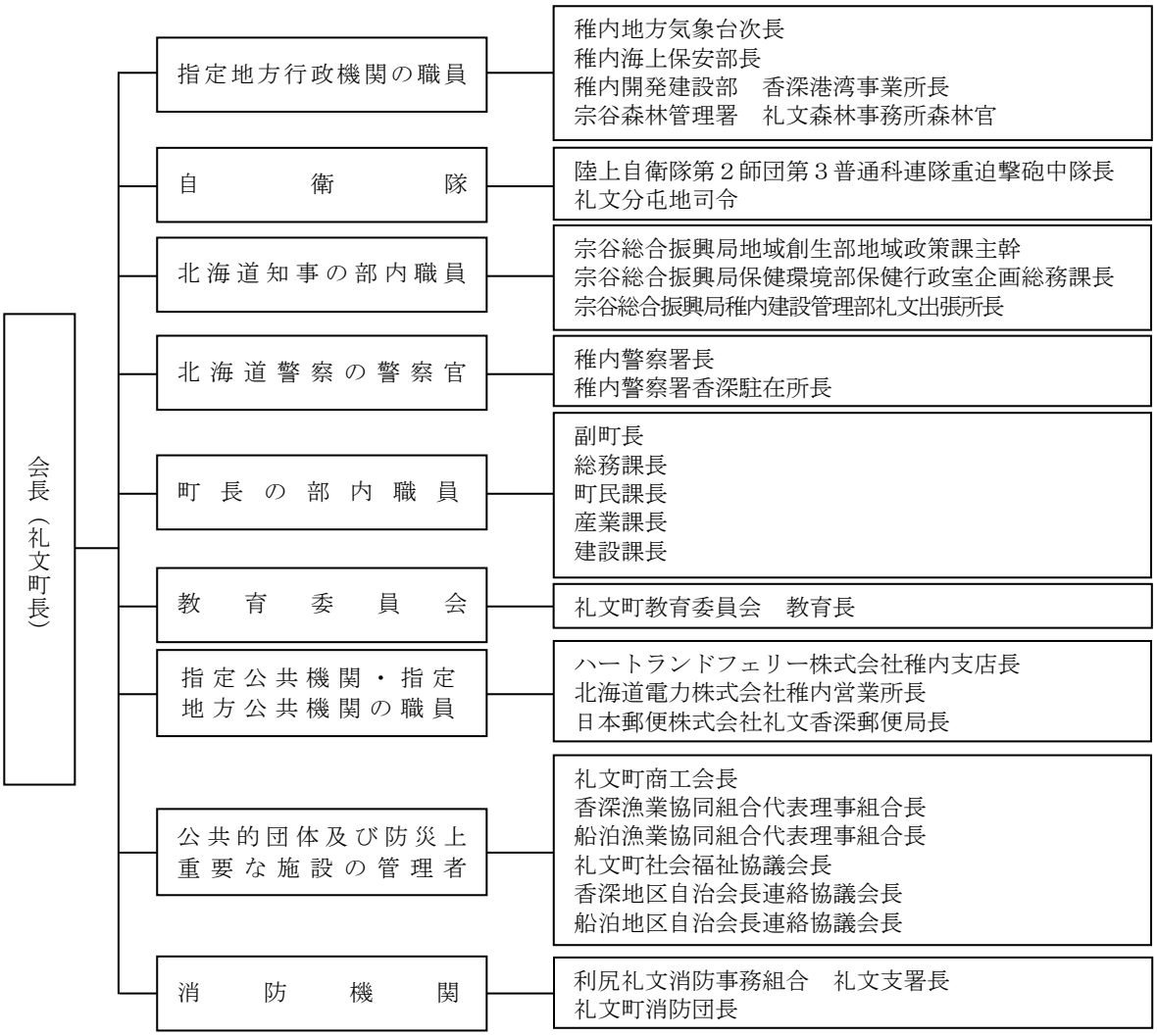

２　防災会議の運営

町防災会議の運営は、礼文町防災会議条例の定めるところによる。

第２　礼文町災害対策本部

町長は、区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第 23 条の２及び礼文町災害対策本部条例（昭和 37 年礼文町条例第 13 号）に基づき、災害対策本部を設置し、本部長に町長、副本部長に副町長、教育長、本部員に管理職等を充て、応急対策に当たるものとする。

なお、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

１　設置基準等

(1)　設置基準

災害対策本部は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、本部長が必要と認めるときに設置する。

礼文町災害対策本部の設置基準

１　大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策が必要なとき。
２　災害が発生し、その規模、範囲及び社会的影響から判断して特に対策を要するとき。
３　気象・地震及び水象について情報又は警報が発せられ、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策の必要性が認められたとき。
４　沿岸に津波警報が発表されたとき。
５　震度５弱以上の地震が観測されたとき。

(2)　設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として礼文町役場とする。ただし、役場庁舎が被災し、使用できない場合、又は津波警報が発表された場合等は、本部長の決定・指示により、安全が確保された他の公共施設（代替予定施設：香深中学校）に設置する。

(3)　設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、庁内放送、電話、メール、口頭、ＩＰ告知放送等により直ちに全職員に通知するとともに、防災会議構成機関、宗谷総合振興局、その他の防災関係機関及び住民に対し、電話、ＦＡＸ、北海道総合行政情報ネットワーク、広報車、町ホームページ、Ｌアラート、ＩＰ告知放送等を活用し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

２　組織等

(1)　災害対策本部の組織系統

災害対策本部の組織は次のとおりとする。

礼文町災害対策本部の組織系統図

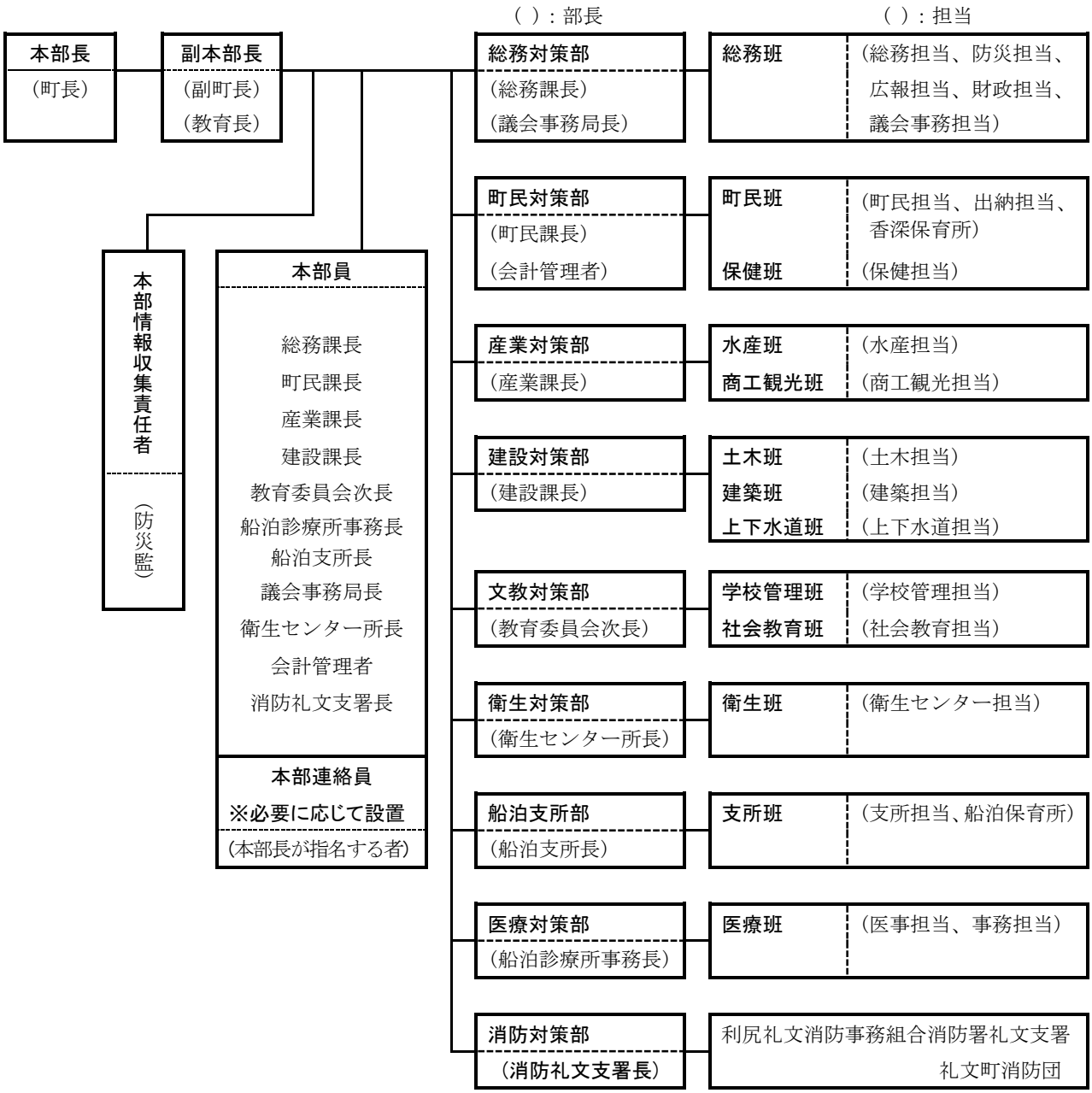

(2)　各対策部の構成及び所掌業務担当

災害対策本部の各対策部の構成及び所掌業務担当は、次のとおりとする。

礼文町災害対策本部の各対策部の構成及び所掌業務担当

部	班	対策事務
総務対策部	総務班 （総務担当） （防災担当） （広報担当） （財政担当） （議会事務担当）	1 災害対策本部の総括に関すること。 2 災害対策本部の設置、運営に関すること。 3 庁内の非常配備体制及び職員の非常招集に関すること。 4 職員の安否確認及び被災職員の対応に関すること。 5 職員の食料等の調達供給に関すること。 6 災害時の通信手段の確保、非常通信等に関すること。 7 気象通報等の受理及び伝達に関すること。 8 災害情報の収集、取りまとめ及び報告に関すること。 9 避難勧告等の発令、避難所の開設指示に関すること。 10 避難所管理運営の総括に関すること。 11 災害救助法の適用業務に関すること。 12 自衛隊災害派遣要請に関すること。 13 防災関係機関、住民組織等に対する協力・応援要請及び連絡調整に関すること。 14 応援部隊の受入れ及び連絡調整に関すること。 15 災害時における防犯・交通安全に関すること。 16 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。 17 災害時の危険物の保安に関すること。 18 班の連絡調整に関すること。 19 災害現地等との連絡、伝令、通信等に関すること。 20 災害時における住民等への広報に関すること。 21 報道機関との連絡調整に関すること。 22 災害日誌及び災害記録（写真等）の収集、整理に関すること。 23 町有財産の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 24 応急、復旧資材等の調達に関すること。 25 災害時の輸送計画並びに車両の借上げ及び車両の運行管理に関すること。 26 応急対策及び復旧の資材・人材、物資等の輸送に関すること。 27 労務者の雇上げに関すること。 28 災害関係予算の編成及び資金の調達に関すること。 29 災害関係経費の経理に関すること。 30 災害復旧と災害復興計画の調整に関すること。 31 議会との連絡調整に関すること。 32 災害現地の視察及び応援に関すること。

部	班	対　策　事　務
町民対策部	町　民　班 （町民担当） （出納担当） （香深保育所）	1 要配慮者の避難支援に関すること。 2 福祉施設利用者・入所者の避難・救助活動に関すること。 3 児童の安全確保、応急救護及び被災状況の調査・報告に関すること。 4 児童の保護者との連絡調整に関すること。 5 社会福祉施設の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 6 保育所の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 7 避難誘導に関すること。 8 避難所の開設、管理運営の総括に関すること。 9 被災世帯の調査に関すること。 10 救援物資（食料、飲料水、生活必需品等）の物資購入（配分）計画及び配分に関すること。 11 炊き出しの実施に関すること。 12 義援金品の受付・配分・保管に関すること。 13 行方不明者の捜索に関すること。 14 日赤等救助機関との連絡調整に関すること。 15 礼文町社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの運営等の設置、連絡調整に関すること。 16 ボランティア活動団体に対する協力要請と受入れに関すること。 17 被害家屋及びその他の資産の調査に関すること。 18 罹災証明の交付、被災者台帳の作成に関すること。 19 被災者の町税減免に関すること。 20 災害相談窓口の設置、災害相談及び安否情報の提供に関すること。
	保　健　班 （保健担当）	1 保健衛生施設の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 2 保健医療機関等との連絡調整に関すること。 3 災害時の医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 4 救護所の設置計画の作成及び実施に関すること。 5 被災者の健康管理に関すること。 6 災害時の防疫及び感染症予防に関すること。 7 放浪犬対策に関すること。 8 被災地の環境衛生保持に関すること。 9 遺体の収容・処理・埋葬に関すること。 10 家庭動物対策に関すること。

部	班	対　策　事　務
産業対策部	水　産　班 （水産担当）	1 港湾、漁港及び水産施設等の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 2 水産関係の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 3 被災水産業者等の金融相談及び応急対策に関すること。 4 水産対策の連絡調整に関すること。 5 津波警報、高潮警報発表中等における港湾、漁港等の警戒に関すること。
	商工観光班 （商工観光担当）	1 商工関係施設の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 2 応急食料、衣料・寝具・燃料その他生活必需品の調達に関すること。 3 石油類燃料の調達に関すること。 4 救援物資の一時集積及び管理に関すること。 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること。 6 被災商工業者等の金融相談及び応急対策に関すること。 7 災害に関連した失業対策に関すること。 8 観光施設の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 9 観光客等の避難対策に関すること。 10 被災観光業者等の金融相談及び応急対策に関すること。
建設対策部	土　木　班 （土木担当）	1 公共土木施設（道路、橋りょう及び河川）の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 2 緊急輸送道路等の確保に関すること。 3 災害時の関係河川の水位及び雨量の情報収集及び警戒に関すること。 4 土木建設用機械、資材等の確保に関すること。 5 治山、治水対策に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 除雪に関すること。 8 林野火災予消防に関すること。 9 死亡獣畜処理及び家畜の防疫に関すること。 10 被災農林畜産業者の金融相談及び応急対策に関すること。
	建　築　班 （建築担当）	1 公共施設（建築物）の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 2 被災建築物･被災宅地の応急危険度判定及び災害対策に関すること。 3 災害時における住宅の応急修理に関すること。 4 災害時における建築用資材の確保に関すること。 5 応急仮設住宅の設置に関すること。 6 被災住宅復興資金に関すること。
	上下水道班 （上下水道担当）	1 上下水道施設の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 3 応急給水所の設置及び周知に関すること。 4 配水調整に関すること。

部	班	対策事務
文教対策部	学校管理班 （学校管理担当）	1 児童生徒、教職員等の安全確保、応急救護及び被災状況の調査・報告に関すること。 2 児童生徒及び保護者との連絡調整に関すること。 3 学校教育施設の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 災害時における学用品等の給与に関すること。 6 被災児童生徒の健康管理及び給食の確保に関すること。 7 避難所となっている学校教育施設の管理運営に関すること。 8 教職員の非常招集に関すること。
	社会教育班 （社会教育担当）	1 社会教育施設の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 2 避難所となっている社会教育施設の管理運営に関すること。 3 文化財等の被害調査及び保全に関すること。
衛生対策部	衛生班 （衛生センター）	1 衛生施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 災害時における廃棄物及び汚物処理に関すること。 3 避難所等における仮設トイレの設置に関すること。 4 被災地の環境衛生保持に関すること。
船泊支所部	支所班 （支所担当） （船泊保育所）	1 船泊地区における災害情報の収集に関すること。 2 地区避難所の開設及び運営に関すること。 3 地区避難所における炊き出し及び食品の配給･調整等に関すること。 4 児童の安全確保、応急救護及び被害状況の調査･報告に関すること。 5 児童の保護者との連絡調整に関すること。 6 保育所の被害調査・報告及び応急復旧に関すること。 7 緊急輸送及び救助等のための空港調整に関すること。 8 地区における本庁各部・各班との調整に関すること。 9 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
医療対策部	医療班 （医事担当） （事務担当）	1 医療施設及び医療機関の被害調査・報告及び応急復旧対策に関すること。 2 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産に関すること。 3 災害時の医療品及び医療機器の確保、供給に関すること。 4 入院患者の避難救助に関すること。 5 災害時の防疫及び感染症予防の協力に関すること。
消防対策部	利尻礼文消防事務組合 （消防署礼文支署） （礼文町消防団）	1 消防活動及び水防活動に関すること。 2 人命救助及び避難誘導に関すること。 3 傷病者等の搬送に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。 5 二次災害の予防及び警戒に関すること。 6 情報の収集及び広報活動に関すること。

(3)　本部情報収集責任者

本部長は、情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするとともに、災害対応に関する意思決定を迅速かつ的確に行うため、本部情報収集責任者を置く。本部情報収集責任者には防災監をもって充て、本部長及び副本部長の職務を補佐する。

(4)　本部連絡員

本部長は、情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、必要に応じて本部連絡員を置く。本部連絡員には各対策部長が指名する者をもって充て、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて災害対策本部に報告するとともに、災害対策本部からの連絡事項を各対策部に伝達する。

(5)　本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部情報収集責任者で構成し、災害対策に必要な指示、総合調整等について協議する。

ア　協議事項

(ｱ)　配備体制の切替及び廃止に関すること。

(ｲ)　災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ｳ)　関係機関に対する応援の要請及び救助法の適用要請に関すること。

(ｴ)　その他災害対策に関する重要な事項

イ　本部員会議の開催

(ｱ)　本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。

(ｲ)　本部員は、それぞれ所管する事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ｳ)　本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

(ｴ)　本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨申し出るものとする。

ウ　会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(6)　本部長の職務代理者

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長の職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。

第１順位　副町長

第２順位　教育長

第３順位　総務課長

(7)　標識

ア　災害対策本部を設置したときは、設置施設玄関前等適切な場所に「災害対策本部掲示板」を掲げる。

イ　災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じて「腕章」等を着用する。

ウ　災害時において非常活動に使用する災害対策本部の自動車等には、「標旗」を付ける。

(8)　廃止の時期

次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を廃止する。この場合、災害対策本部の設置に準じて、その通知及び公表を行う。

ア　予想された災害発生の危険が解消したとき。

イ　災害に関する応急対策措置が完了したとき。

第３　災害対策現地合同本部

１　設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、道を中心とした防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町は、必要に応じてこれらの本部に参画する。

なお、災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

北海道における災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統

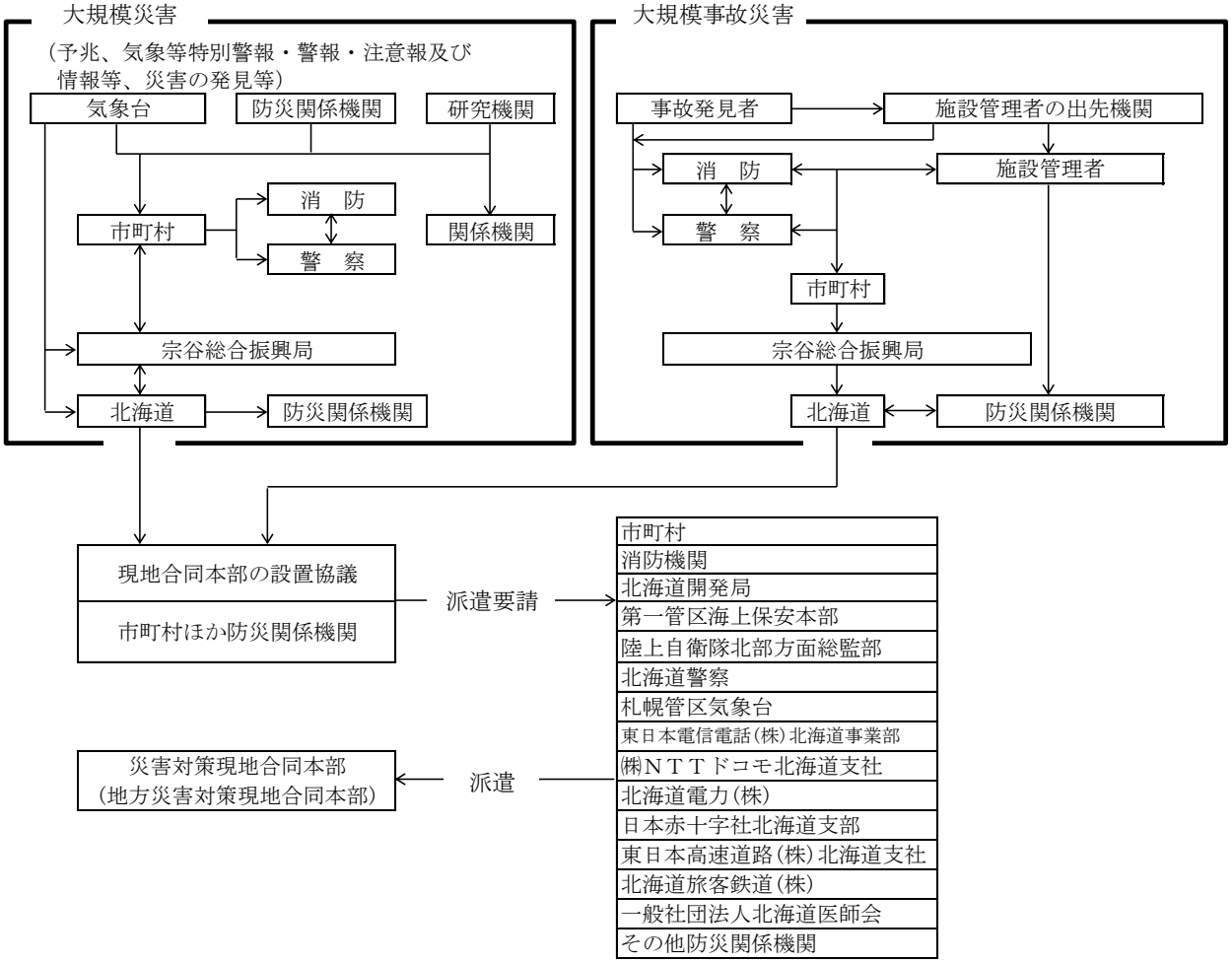

(1)　組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりである。

災害対策現地合同本部等の組織

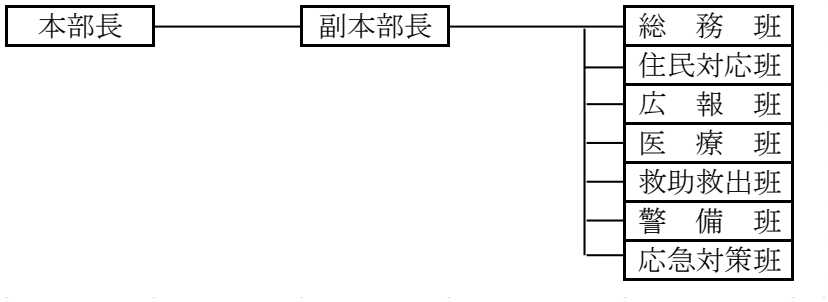

現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担　当	内　　容	主な担当機関
総　務　班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 （応援・協力の要請）	道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	道、市町村、施設管理者
広　報　班		報道対応、住民への情報提供	道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医　療　班	応急措置対　応	被災者のトリアージ・応急処置等	道、消防、医師会、日赤
	健康管理対　応	被災者家族等の健康管理・対応等	道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 （自衛隊、海保…派遣があった場合）
警　備　班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	道、市町村、防災関係機関、施設管理者 （自衛隊…災害派遣があった場合）

（注）施設管理者は、事故災害の場合のみ

(2)　運営等

災害対策現地合同本部設置要綱の定めるところによる。

２　廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し、廃止する。

資料編〔資料１－１〕　礼文町防災会議条例
〔資料１－２〕　礼文町災害対策本部条例
〔資料１－３〕　災害対策本部掲示板・腕章・標旗
〔資料１－９〕　関係機関等の連絡先

第２節　動員配備計画

第１　非常配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、非常配備体制をとり、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図る。この場合の配備指示者は、本部長とする。

なお、災害対策本部の設置に至らない場合においては、平常時の組織により災害応急対策活動を実施する。

１　非常配備基準

非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

非常配備の基準

区分	種別		配　備　時　期	配　備　内　容	任務
災害対策本部の設置前	第１非常配備体制	A	①気象業務法(昭和27年法律第165号）に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等が発表されたとき。 ②本町に震度４の地震が発生したとき。	情報の収集・連絡調整ができる体制とする。 ○総務課防災担当 ○建設課長の指定した職員	①情報の収集 ②関係機関との連絡
		B	①警報発表状態が継続、又は土砂災害警戒情報等の関係情報が発表されたとき。 ②北海道日本海沿岸北部に津波注意報が発表されたとき。 ③局地的、小規模な災害、事故等で被害が軽微なとき。 ④その他特に町長又は総務課長が必要と認めたとき。	情報の収集・伝達報告、その他の連絡調整事務を行い、災害の状況に即応した対策を講じるため災害の種類に応じ、所掌担当課等の必要最小限の人員をもって当たらせるものであり、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 ○各課長 ○あらかじめ指定した職員	①災害情報の収集、伝達 ②災害又は二次災害の注意、警戒及び現地確認 ③住民への周知 ④応急措置（避難勧告等の発令、負傷者等の救出救護、避難所の開設等） ⑤災害対策本部の設置準備
災害対策本部の設置	第２非常配備体制		①局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生し、本部長が当該指令をしたとき。 ②本町に震度５弱又は５強の地震が発生したとき。 ③北海道日本海沿岸北部に津波警報が発表されたとき。 ④その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	災害応急対策に関係する各対策部の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。 ○本部員 ○各対策部員のあらかじめ指定した職員	①情報の収集、伝達 ②災害対策本部の設置 ③災害又は二次災害の注意、警戒及び現地確認 ④局地的な応急対策活動（避難勧告等の発令、負傷者等の救出救護、避難誘導、避難所の開設、災害広報、道路啓開等） ⑤関係機関との連携 ⑥応援要請

区分	種別	配 備 時 期	配 備 内 容	任務
災害対策本部の設置	第３非常配備体制	①広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該指令をしたとき。 ②本町に震度６弱以上の地震が発生したとき。 ③北海道日本海沿岸北部に大津波警報が発表されたとき。 ④予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。 ○全職員	①災害業務全般の実施

（注）被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

２　配備計画の作成

各課長は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

また、配備体制の決定と同時に、各対策部の活動体制が速やかに確立されるよう各課長は、その所掌する業務内容についての活動要領を作成し、平常時から職員に周知徹底をする。

３　非常配備体制の活動開始及び終了

(1)　活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、非常配備体制の基準によりその一部又は全部の活動を開始する。

(2)　活動の終了

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、非常配備体制の活動を終了し、解散する。

４　非常配備体制等の活動要領

非常配備に係る活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

なお、非常配備体制の職員の人数は、状況により関係対策部（関係課等）において増減することができる。

(1)　第１非常配備体制下の活動

ア　A配備

(ｱ)　A配備につく職員は、自己の所属する業務の所定の場所に待機する。

(ｲ)　総務課防災担当の職員は、気象台その他防災関係機関と連絡をとり、災害に関する情報を収集する。

(ｳ)　担当職員は、総務課長に対し、関係機関等との連絡及び情報を適時に報告する。

(ｴ)　総務課長は、担当職員の報告に基づき、災害による被害及び災害のおそれが高まる場合、町長、副町長に報告し、次の体制に移行する。

イ　B配備

(ｱ)　B配備につく職員は、自己の所属する業務の所定の場所に待機する。

(ｲ)　総務課長は、気象台その他防災関係機関と連絡をとり、災害に関する情報の収集・伝達等を行う。

(ｳ)　総務課長は、必要に応じて町長、副町長、関係課長等と相互に情報を交換し、当該情勢に対応する措置（避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告の発令等）を検討するとともに、所属職員に対して必要な指示を行う。

(ｴ)　関係課長等は、総務課長からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、所属職員に対して必要な指示を行う。

(2)　第２非常配備体制下の活動

ア　本部長は、災害の状況に応じて災害対策本部を設置し、必要な災害対策を指示する。

イ　総務対策部長は、各対策部長及び町防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。

ウ　各対策部長は、災害対策本部の所掌事務に係る情報の収集・伝達体制を強化し、応急措置を実施する。

エ　各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

(ｱ)　事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常配備につかせること。

(ｲ)　装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

(ｳ)　関係対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし､活動体制を整備すること。

オ　第２非常配備につく職員は、自己の所属する所定の場所につき、所属長からの指示に即応して必要な災害応急対策活動を行う。

(3)　第３非常配備体制下の活動

第３非常配備が指令された場合、各対策部は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告する。

５　長期化への配慮

災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応に当たるなど、災害対応へ従事する職員の心身の健康確保に留意する。

第２　職員の動員及び参集

１　動員の方法

(1)　勤務時間内の場合

ア　総務課長は、関係機関から災害の発生するおそれのある気象情報若しくは異常現象のおそれのある情報又は災害が発生したことの情報を受理した場合、直ちにその旨を町長に報告する。

イ　町長は､災害対策本部の設置を必要と認めた場合は直ちに設置し､非常配備体制を定める。また、職員を指揮監督し、災害情報の収集伝達及び調査その他の応急措置を実施し得る体制を確立する。

(2)　勤務時間外の場合

ア　警備員は、関係機関等から次の情報を受理した場合は、直ちに総務課長に連絡して指示を仰ぐものとする。

(ｱ)　気象情報等が関係機関から通報されるとき。

(ｲ)　災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があるとき。

(ｳ)　異常現象の通報があったとき。

イ　以下、勤務時間内における場合と同様に体制を確立する。

２　動員の伝達系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。

動員配備伝達系統図

①　勤務時間内の伝達系統

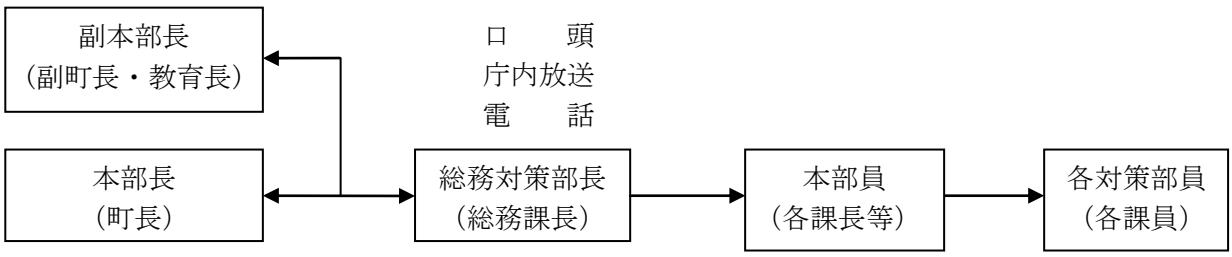

②　勤務時間外の伝達系統

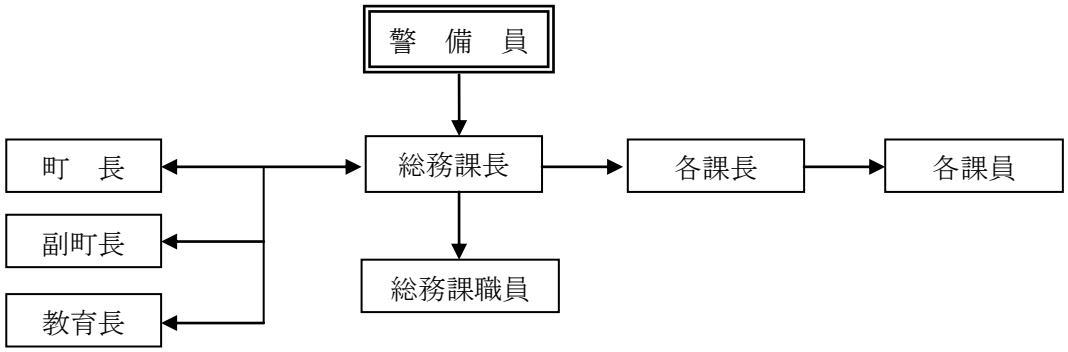

３　職員の非常登庁

(1)　緊急参集要領

職員は、勤務時間外等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況に応じて所属の長と連絡の上、又は自らの判断により、自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、電話、ＩＰ告知放送、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。

(2)　被害状況の報告等

職員は、参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。

なお、火災、人身事故等に遭遇したときは、消防又は警察等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

４　参集状況の報告と安否確認

各課長等は、職員の参集状況、所管に係る配備体制を把握するとともに、職員や家族の安否確認を併せて行い、直ちに総務課長を通じて町長に報告する。

５　消防機関に対する伝達

災害対策本部が設置された場合は､その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

消防機関に対する災害対策本部設置時の伝達系統図

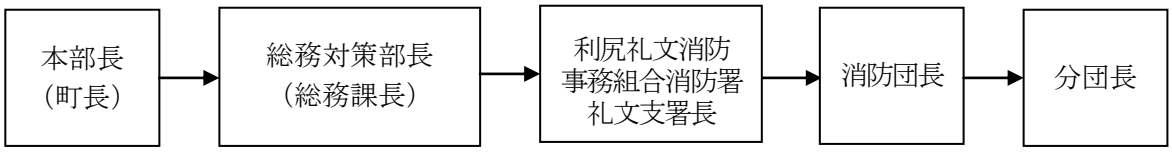

第３節　住民組織の協力

１　協力の要請

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足を生じた場合、又は災害の状況により必要と認めた場合、町は、住民組織に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

２　協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

(1)　災害時における住民の避難誘導、近隣の負傷者、要配慮者の救助に関すること。
(2)　緊急避難のための避難場所と被災者の受入れのための避難所の管理運営に関すること。
(3)　被災地の公共施設等の保全に関すること。
(4)　災害情報の収集と災害対策本部への連絡に関すること。
(5)　災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
(6)　避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
(7)　災害箇所の応急措置に関すること。
(8)　災害対策本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
(9)　その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項

３　協力要請先

協力要請先は、次のとおりとし、所在地、要請人員、業務内容等については随時変更があるので、台帳を備え付けておくものとする。

資料編〔資料１－４〕　住民組織及び団体

第２編　風水害等対策編

第１章　災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、町は、防災関係機関と相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため、必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。特に災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

さらに、町内において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域等」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害危険区域等における災害予防策を講ずる。

第１節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

第１　基本方針

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、以下の事項に留意の上、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民等に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。

１　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施すること。

２　住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信すること。

３　災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うこと。

４　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めること。

５　地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めること。

第２　配慮すべき事項

１　東日本大震災をはじめとする大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めること。

２　要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。

３　社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図ること。

第３　普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

１　各種防災訓練の参加普及

２　ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用

３　インターネット、ＳＮＳの活用

４　新聞、広報紙等の活用

５　映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用

６　広報車両の利用

７　テキスト、マニュアル、パンフレットの配布

８　研修、講習会、講演会等の開催

９　その他

第４　普及・啓発及び教育を要する事項

１　町防災計画の概要

２　災害に対する一般的知識

３　災害の予防措置

(1)　自助（備蓄）の心得

(2)　防災の心得

(3)　火災予防の心得

(4)　台風襲来時の家庭の保全方法

(5)　水産施設等の災害予防事前措置

(6)　船舶等の避難措置

(7)　その他

４　災害の応急措置

(1)　災害対策の組織、編成、分掌事項

(2)　災害の調査及び報告の要領・方法

(3)　防疫の心得及び消毒・清潔方法の要領

(4)　災害時の心得

ア　（家庭内、組織内の）連絡体制

イ　気象情報の種別と対策

ウ　避難時の心得

エ　被災世帯の心得

５　災害復旧措置

(1)　被災水産施設等に対する応急措置

(2)　その他

６　その他必要な事項

第５　学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進

１　学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

２　学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

３　学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

４　児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。

５　防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

６　社会教育においては、各団体等からの要請に基づき出前講座等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第６　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及・啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第２節　防災訓練計画

第１　基本方針

町は、災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、単独又は他の防災関係機関と共同し、訓練計画を作成して実施する。

また、学校、自主防災組織（自治会）、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後においてその評価を行って防災上の課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

なお、北海道防災会議が主唱する以下の訓練については、北海道防災会議構成機関及び関係市町村と協働の下で実施する。

１　防災総合訓練
２　災害通信連絡訓練
３　防災図上訓練

第２　訓練の種別

防災訓練は、図上訓練と実地訓練の２種とし、町は、災害応急対策の万全を期するため、関係機関との緊密な連携協議の上、訓練計画を作成し、次に掲げる訓練を実施する。

１　図上訓練

各種災害に対処するため、災害応急対策訓練を図上において実施する。

２　個別実地訓練

訓練の成果を最も効果的にするため、次の訓練を実施する。

(1)　水防訓練

水防工法、水位、雨量観測、一般住民の動員、水防資材、器材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して職員・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

(2)　消防訓練

消防機関の出動、隣接市町村の応援要請、避難のための立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

(3)　避難訓練

水防訓練、消防訓練と併せて、避難の勧告・指示、避難勧告等の伝達、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食などを折り込んだ訓練を実施する。特に土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流（以下「土砂災害危険箇所等」という。）を重点とし、住民の早めの積極的な避難を促進するため、次の事項に留意し、土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

ア　避難勧告等の早期判断（道等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達
イ　天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な

場合の屋内安全確保措置等）

ウ　避難誘導体制及び救助体制の整備

(4)　災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定の下に訓練を実施する。

(5)　非常招集訓練

災害対策本部・消防機関の招集訓練を行う。

(6)　総合訓練

あらゆる災害を想定して、町及び防災関係機関が住民と一体になって総合的な訓練を実施する。これによって、関係機関相互及び住民との緊密な協力体制を確立するとともに、防災行動力の向上及び住民の防災意識の高揚を図る。

(7)　その他防災に関する訓練

林野火災、地震・津波、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、所掌する事務に関する訓練を実施する。

ア　広報訓練

イ　指揮統制訓練

ウ　火災防御訓練

エ　緊急輸送訓練

オ　公共施設復旧訓練

カ　ガス漏えい事故処理訓練

キ　警備・交通規制訓練

ク　炊き出し、給水訓練

ケ　災害偵察訓練等

第３　訓練の評価

町は、訓練終了後、関係機関と連絡調整を図り、成果等について評価・検討を行うものとする。

第４　相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先機関と共同で、相互応援の実施についての訓練の実施に努める。

第５　民間団体等との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織（自治会）、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

第６　複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じ、発生する可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ、職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

資料編〔資料１－５〕　災害応援協定

第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第１　基本方針

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料、その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるものとする。

第２　食料その他の物資の確保

町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるとともに、あらかじめ民間事業者等と物資の供給、調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等物資の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対して「最低３日間、推奨１週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第３　防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備・充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第４　備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第５　防災活動拠点の整備等

町は、被災者の避難のほか、被災地外からの支援物資や人的応援を迅速かつ的確に受入れ、救援・復旧活動を展開するため、オープンスペースを確保した防災活動拠点の整備を推進する。

施設としては、耐震強度のある港湾（香深港）整備を実施するとともに、隣接した場所に防災緑地を設け、災害時においては迅速な避難と物資輸送が可能な広域拠点とする。

資料編〔資料１－５〕　災害応援協定 〔資料５－６〕　救援物資等調達先 〔資料５－７〕　備蓄倉庫 〔資料５－８〕　救援物資集積拠点

第４節　相互応援（受援）体制整備計画

第１　基本方針

町は、所管する事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際して他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

なお、応援・受援体制の整備に当たっては、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。

あわせて、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、本計画等に位置づけるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第２　相互応援（受援）体制の整備

町は、道や他市町村への応援要求又は他市町村に対する応援が円滑かつ迅速に行えるよう、日頃から道や他市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整備する。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備に努める。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第３　災害時におけるボランティア活動の環境整備

町及び礼文町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解の下、ボランティアの自主性を尊重しつつ、道、日本赤十字社等やボランティア団体と平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、礼文町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

資料編〔資料１－５〕　災害応援協定

第５節　自主防災組織の育成等に関する計画

第１　基本方針

町は、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第２　自主防災組織の育成

１　地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の育成に努めるとともに、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の育成については、女性リーダーの育成に努める。

２　事業所等の防災組織

町は、多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知・徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など、組織の育成を図り、積極的な防災体制の整備・強化に努める。

第３　自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するため、あらかじめそれぞれの組織内において役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

１　自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう、自治会で編成する。

２　漁業従事者及び他地域への通勤者が多い地域は、漁業従事時間帯及び昼夜間等の活動に支障のないよう組織を編成すること。

第４　自主防災組織の活動

１　平常時の活動

自主防災組織は、平常時において次のとおり防災対策の推進に努める。

(1)　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2)　防災訓練の実施

災害発生時において、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

なお、訓練には、以下に掲げるような個別訓練と、これらをまとめた総合訓練があり、訓練

を計画する際には、各地域の特性を考慮したものとする。

ア　情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ　消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ　避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ　救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ　図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を発見し、それに対処する避難方法等を地域で検討する。

(3)　防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4)　防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるよう、日頃から点検を行う。

２　非常時及び災害時の活動

自主防災組織は、災害発生時の被害軽減を図るため、次のとおり応急対策活動が実施できるように活動体制の整備に努める。

(1)　情報の収集伝達

災害時において、地域内で発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を定めておくものとする。

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

ア　連絡をとる防災関係機関

イ　防災関係機関との連絡のための手段

ウ　防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

(2)　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3)　救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がある

ときは、救護所等へ搬送する。

(4)　避難の実施

町長等から避難勧告・避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が出された場合には、住民に対して周知・徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら円滑かつ迅速に避難場所や避難所等へ誘導する。特に避難行動要支援者に対しては、自治会等地域住民の協力の下、早期に避難誘導を実施する。

(5)　避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

また、こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6)　給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、町等が実施する給食・救援物資の配付活動に協力する。

第６節　避難体制整備計画

第１　基本方針

町は、災害から住民の生命及び身体を保護するための避難場所、避難所、避難路の確保及び整備並びに避難誘導体制の構築等に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

第２　避難誘導体制の構築

町は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のとおり避難誘導体制の整備に努める。

１　災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織（自治会）で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織（自治会）等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

２　指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

３　避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。

４　避難者や緊急物資の輸送、救援活動などに重要な役割を果たす港湾の整備を推進するとともに、災害発生時においては、町内の道路寸断等に対応するため、避難者の輸送に港湾（港湾から港湾への輸送）を有効に活用できる体制を整備し、迅速な避難の確保を図る。

５　大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、道と連携の下、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、運送事業者等と被災者の運送に関する協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。

６　学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

７　小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

第３　避難場所の確保等

１　町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害発生時には当該施設に避難することが不適当である場合があることについて、日頃から住民等への周知・徹底に努める。

指定緊急避難場所の指定基準

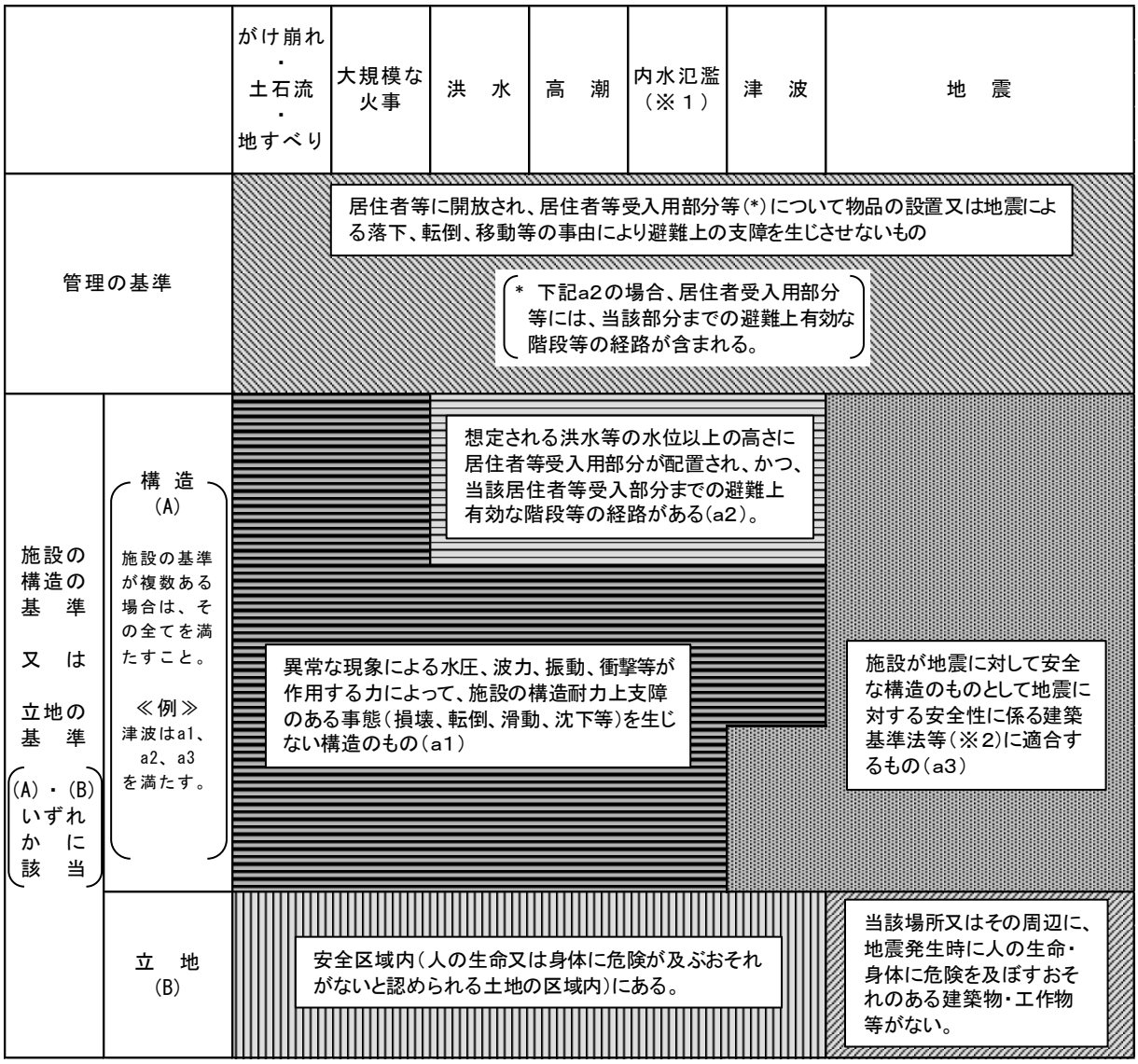

※１　一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※２　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

資料：北海道地域防災計画から一部加工して作成

２　町は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

３　指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

４　町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定

緊急避難場所の指定を取り消す。

5　町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第４　避難所の確保等

1　町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知・徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定避難所の指定基準

区分	指定基準
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2　町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

(1)　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

(2)　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

(3)　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

3　町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について対応するよう努める。

(1)　施設を指定する際、併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくこと。

(2)　社会福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定すること。

(3)　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

(4)　指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めること。

(5)　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

4　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

５　町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。

６　町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第５　避難計画の策定等

１　避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示(緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始を発令するため、あらかじめ具体的な判断基準（発令基準）を策定するとともに、住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内を挙げた体制の構築に努める。

２　ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載したハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

３　避難計画の策定

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織（自治会）等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織（自治会)、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等、避難誘導体制の整備に努める。

(1)　避難勧告等を発令する基準及び伝達方法

(2)　避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3)　避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）

(4)　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5)　避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア　給水及び給食措置

イ　毛布、寝具等の支給

ウ　衣料及び日用必需品の支給

エ　暖房及び発電機用燃料の確保

オ　負傷者に対する応急救護

(6)　避難場所・避難所の管理に関する事項

ア　避難中の秩序保持

イ　住民等の避難状況の把握

ウ　住民等に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達

エ　住民等に対する各種相談業務

(7)　避難に関する広報

ア　ＩＰ告知放送等による周知

イ　緊急速報メールによる周知

ウ　広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知

エ　避難誘導者による現地広報

オ　住民組織を通じた広報

４　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種災害応急対策等の業務がさくそうし、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を来すことが想定される。このため町は、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知・徹底を図るとともに、個人データの取扱いに十分留意しつつ、災害時用の住民台帳（データベース）の作成など、避難状況を把握するためのシステムの整備について検討する。

第６　防災上重要な施設の管理等

１　学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知・徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

(1)　避難の場所（避難場所・避難所）

(2)　経路

(3)　移送の方法

(4)　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(5)　保健、衛生及び給食等の実施方法

(6)　暖房及び発電機の燃料確保の方法

２　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第７　公共用地等の有効活用への配慮

町は、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、道等関係機関と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

資料編〔資料５－３〕　避難施設

第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第１　基本方針

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合があることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、別に定める「礼文町避難行動要支援者避難支援計画」等に基づき、地域住民、自主防災組織（自治会）等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の避難支援体制の整備に努めるものとする。

第２　町の安全対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成並びに定期的な更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防、警察、自主防災組織（自治会）等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している礼文町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

１　全体計画の策定・見直し

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については本計画に定めるとともに、本計画の下位計画として細目的な部分も含めた「礼文町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）（以下「全体計画」という。)」を策定し、必要に応じて見直しを行う。

２　要配慮者の実態把握

要配慮者について、要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握する。

３　避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

次の事項に留意の上、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿の情報については、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町、避難支援等関係者間で共有する。

(1)　避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

ア　要介護３～５を受けている者

イ　身体障害者手帳１又は２級を所持する者（※心臓・腎臓機能障害のみの該当者を除く。）

ウ　療育手帳Ａ判定を所持する者

エ　精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者

オ　町長又は地域において必要が認められる者

カ　その他主管課が必要と認める者

(2)　避難行動要支援者名簿に記載する情報

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　電話番号その他の連絡先

カ　避難支援等を必要とする事由（区分）

キ　上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3)　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア　町における情報の集約

町長は、基本法第 49 条の 10 第３項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

イ　道等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(4)　避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

ア　利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署・礼文町消防団

イ　稚内警察署

ウ　民生委員・児童委員

エ　自主防災組織（自治会）

オ　礼文町社会福祉協議会

カ　その他避難行動要支援者避難支援計画に定める団体等

４　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町の条例の定め、又はあらかじめ平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供については、同意を得る際に十分な説明を行うほか、同意能力のない者に対しては、家族等の第三者による意思確認等、必要な配慮を行う。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めると

きは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

５　個人情報の漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿の個人情報を適正に管理するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1)　避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に限り提供する。

(2)　避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

ア　基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明すること。

イ　避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。

ウ　避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

エ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。

オ　個人情報の適正管理について、避難支援等関係者から宣誓書等の提出を求め、守秘義務を確保すること。

６　円滑な避難のための通知又は警告の配慮

一人暮らしの高齢者や障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設置の推進に努める。

７　避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するためのルールや計画を作成し、周知する。

８　個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等を定めた「礼文町災害時避難行動支援者個別支援計画」を作成し、避難行動要支援者名簿と同様に情報共有を図る。

９　避難行動支援に係る地域防災力の向上

地域の実情に応じ、要配慮者に対して災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、地域ぐるみの協力の下、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練を通じて避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

10　福祉避難所の指定

社会福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第３　社会福祉施設等における安全対策

１　防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

２　組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町と連携の下で、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

３　緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携・協力の強化に資するため、町の指導の下、緊急連絡体制を整える。

４　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第４　外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、道と連携の下、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会を捉えて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

1　多言語による広報の充実
2　避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
3　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第８節　情報収集・伝達体制整備計画

第１　基本方針

町は、災害発生時における情報の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、平常時から関係機関との情報交換を密接に行うとともに、災害情報の収集・情報伝達体制の整備を図るものとする。

第２　情報収集・伝達体制の整備

１　通信手段の多重化・多様化

町は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努める。特に被災者等への情報伝達手段として、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

２　要配慮者及び帰宅困難者並びに孤立地域への情報伝達体制の整備

町は、防災関係機関と連携の下、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

３　非常通信体制の整備

町は、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

なお、無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとし、この場合、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信のふくそう時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

４　地区情報連絡責任者

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区別に情報連絡責任者を置く（地区情報連絡責任者は、自治会長とする。）。

第３　通信施設の点検・整備

町は、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。

また、停電により、これらの施設が使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常電源の確認も併せて行う。

第９節　建築物等災害予防計画

第１　基本方針

町は、風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため、耐震化の促進、落下物の防止対策等の必要な措置を講ずる。特に市街地は火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、建築物の不燃化等の対策の推進に努めるものとする。

第２　建築物の防火対策

１　防火地域及び準防火地域の指定促進

町は、道からの情報提供を受け、必要に応じて建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造として不燃化対策を講ずる。

２　市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化、津波防浪地区の確保などを図るため、低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等必要な施策の推進に努める。

３　木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

第３　建築物等の耐震対策

１　既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実等、所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図るほか、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催等、技術者の育成に努める。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）に基づく指導、助言、指示等の強化を図る。特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を促進する。

２　ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては、点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

３　被災建築物の安全対策

町は、道と連携の下、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第４　がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、道と連携の下、災害の未然防止を図るため、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度の活用により、安全の確保を促進する。

第 10 節　消防計画

第１　基本方針

町及び利尻礼文消防事務組合は、火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、消防体制、消防力等の整備に努め、その強化・拡充を図る。

なお、本計画で定めのない事項については「利尻礼文消防事務組合消防計画」の定めるところによる。

第２　消防体制の整備

１　消防計画の整備

利尻礼文消防事務組合は、消防の任務を遂行するため、町防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

２　消防の対応力の強化

町及び利尻礼文消防事務組合は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第二次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努める。

第３　消防力の整備・強化

町及び利尻礼文消防事務組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備・充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進等に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備・充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第４　消防職員及び消防団員の教育訓練

利尻礼文消防事務組合は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実・強化を図るため、「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第５　広域消防応援体制

町及び利尻礼文消防事務組合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、他の消防機関、近隣市町村等と相互に応援できる体制を整備する。

資料編〔資料１－６〕　消防組織及び消防施設の現況 〔資料１－７〕　消防信号（消防法施行規則第 34 条の規定による消防信号）

第 11 節　水害予防計画

第１　基本方針

町は、水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、道、水防協力団体等、各機関相互の円滑な連携の下、予防対策上必要な措置等を講ずる（融雪出水に係る水害の予防対策は「本章 第 14 節 融雪災害予防計画」に定めるところによる。）。

第２　予防対策

１　治水事業の推進及び水防拠点の整備

町は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

２　水防体制の確立等

町は、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、通信手段の多重化・多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

３　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

町は、町域内に洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、本計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

(1)　洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3)　防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4)　洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地とそれぞれ〔　〕内に定める者への洪水予報等の伝達方法

ア　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含み、地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの〔所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員〕

イ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕

ウ　大規模な工場その他の施設（上記ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕

４　雨水出水に係る水位情報の通知及び周知

町は、必要に応じて、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

第３　水防計画

水防計画は、水防法（以下、本項において「法」という。）第 33 条第１項の規定に基づき、町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

１　水防の責務等

(1)　町の水防責任

町は、法第３条の規定に基づき、水防管理団体として、本町の地域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2)　居住者等の義務

町域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、法第 24 条の規定に基づき、水害が予想される場合は水防に協力し、又は水防に従事する。

(3)　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられ、遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来するが、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来するため、水防活動及び水防活動従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

また、遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間が掛かる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動がとれないことが多い。このため、あくまでも水防活動従事者自身が安全に退避するために必要な時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

（参考図）水防法に定める各機関の役割

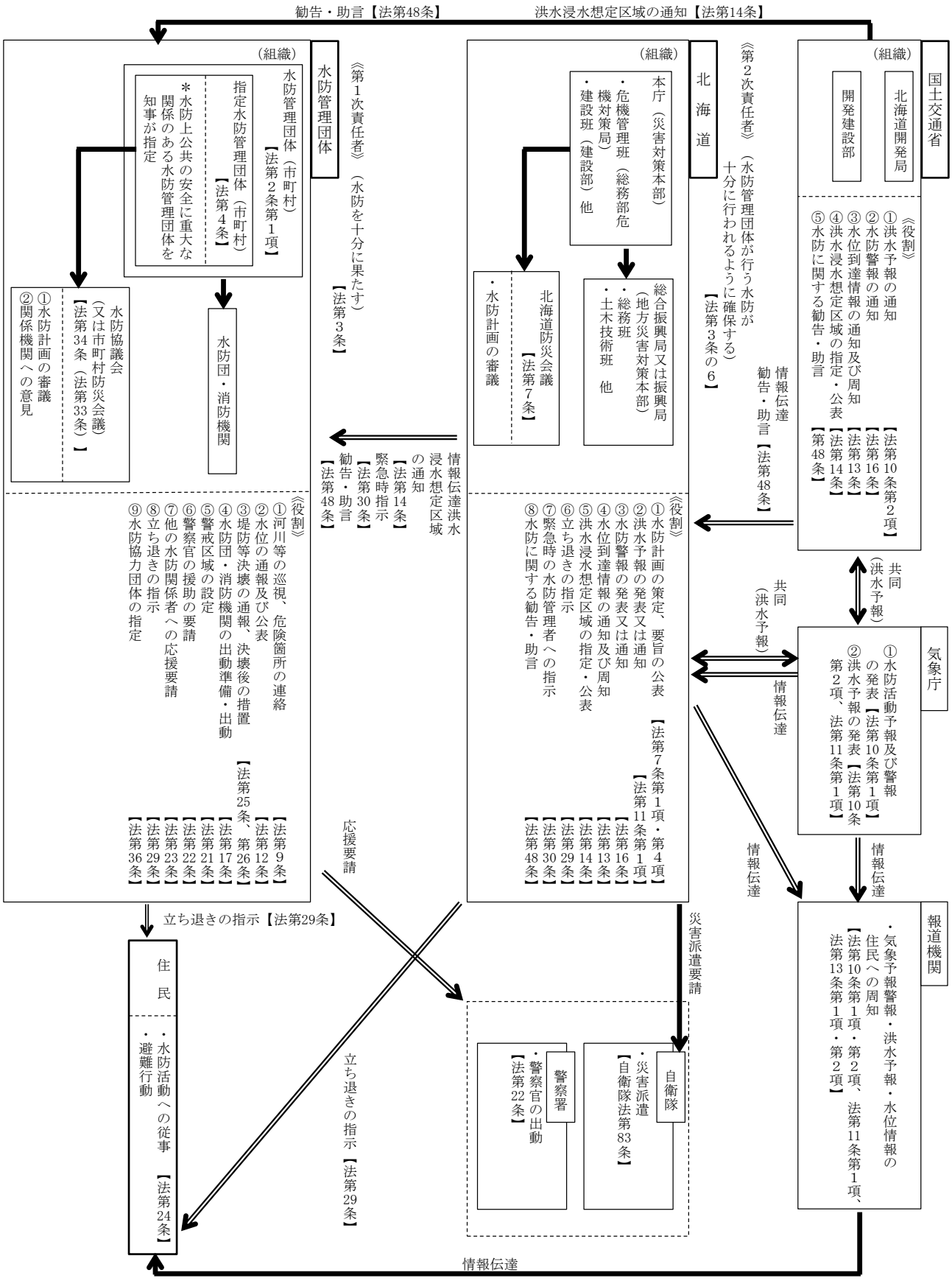

資料：北海道水防計画

２　水防組織

水防に関する組織及び水防に関する事務は、「第１編 第３章 第１節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部を設置して水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課において行うものとする。

なお、水防活動従事者は、次のとおり自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

(1)　水防活動時にはライフジャケットを着用する。

(2)　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

(3)　水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

(4)　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動従事者を随時交代させる。

(5)　水防活動は、原則として複数人で行うものとし、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

(6)　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。

(7)　指揮者は、水防活動従事者等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防活動従事者等へ周知し、共有しなければならない。

(8)　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。

(9)　津波浸水想定の区域内にある水防活動従事者は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

(10) 出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施する。

３　雨量及び潮位の通報・公表

(1)　雨量の情報

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表する。また、道は、所管する観測所の雨量を同ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

ア　町内の雨量観測所

町内の雨量観測所は、「資料２－３　雨量観測所」のとおりである。

イ　障害時の通報

道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記のホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を雨量通報伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難いときはＦＡＸ又は電子メールにより行う。

(ｱ)　降雨開始から 24 時間以内に 60㎜ 以上の降雨があったとき。

(ｲ)　１時間雨量が 25㎜（融雪期 10㎜）に達したとき。

雨量通報伝達系統図

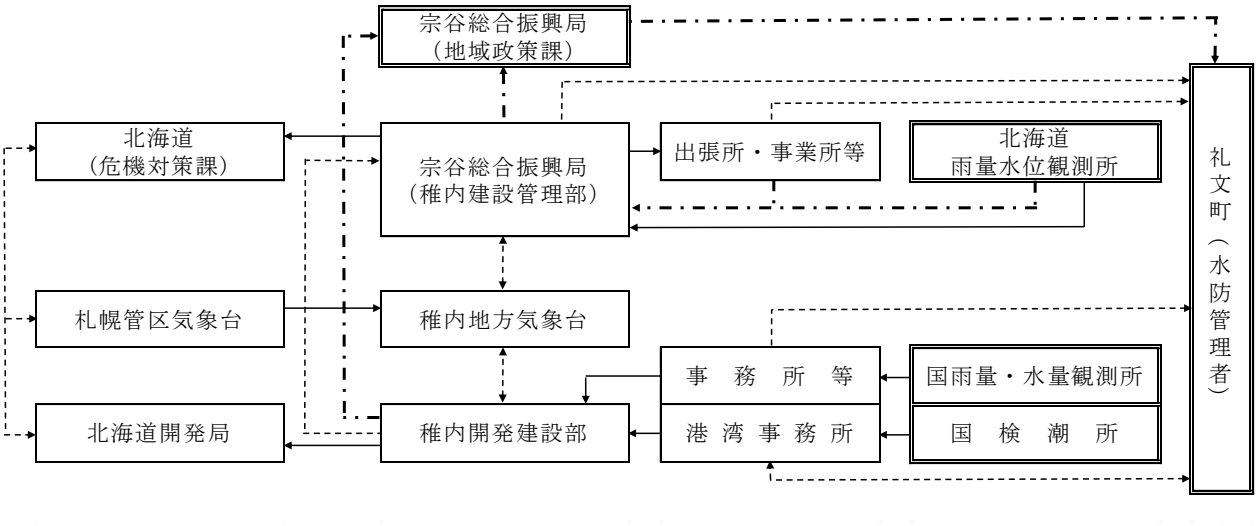

（注）　▭　（二重線）で囲まれている機関は、観測機関
（注）　- - - - - ▸　（点線）は必要に応じ通報
（注）　━ ・ ━ ・ ▸　（一点鎖点）は障害時

(2)　潮位の通報

北海道開発局及び稚内地方気象台は、町長又は知事から、潮位等の観測結果の照会を受けたときは通報する。

４　水防管理者等の情報収集

(1)　気象予報及び警報、雨量情報等の収集

水防管理者（町長）又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、インターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの「防災情報提供システム（気象庁）」や「市町村向け川の防災情報（国土交通省）」、一般向けの「川の防災情報（国土交通省）」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量等必要な情報の収集に努める。

(2)　潮位の観測等

水防管理者（町長）は、高潮のおそれがあると認められるときは、風向、風速及び潮位を観測する。観測事項の主なものは、次のとおりである。

ア　風向、風速（平均）の概要

イ　潮位と防潮堤防の上端の高さとの差

ウ　波高（潮位の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

(3)　雨量、潮位等の伝達

町は、必要に応じて、関係機関及び一般住民に電話、ＦＡＸ、ＩＰ告知放送等により伝達する。

雨量、潮位等の伝達系統図

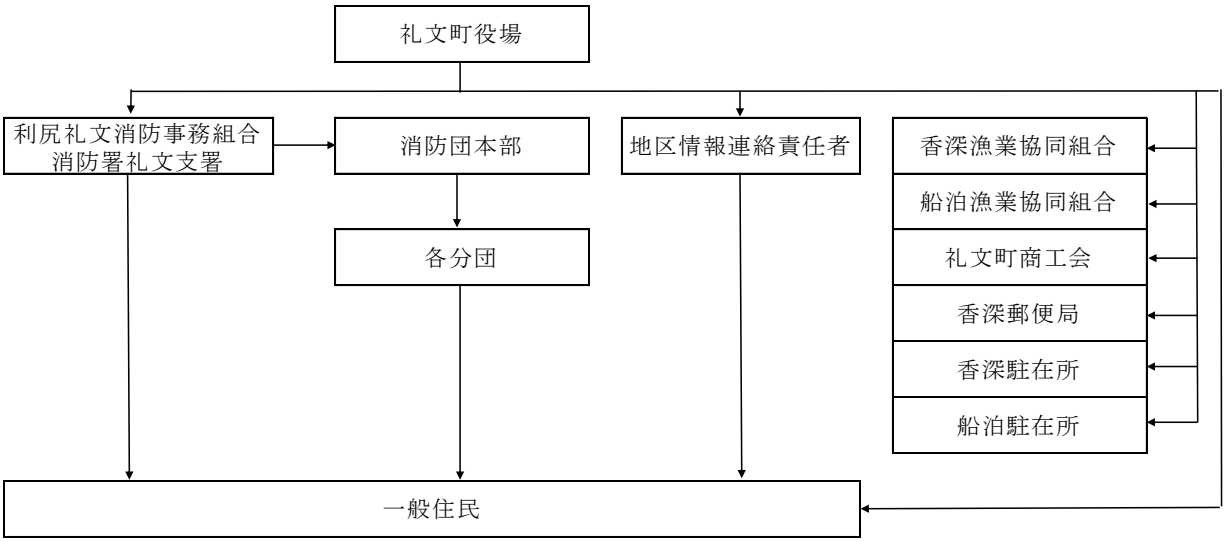

５　通信連絡

(1)　通信連絡施設等の整備・強化

町は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備・強化に努めるとともに、電話不通時に備えて対策を講ずる。

(2)　連絡責任者

町は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知する。

６　水防資機材及び輸送

(1)　水防資機材

ア　水防資機材の備蓄

町は、必要に応じて水防資機材の代用備蓄場を整備し、想定される水防工法に応じた資機材の種類・数量を備えておくものとする。

イ　水防資機材の調査等

町は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充する。

(2)　輸送の確保

町は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講ずる。

７　巡視、警戒

(1)　河川等の巡視

水防管理者（町長）、消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、法第９条の規定により、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知する。

また、河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に通知する。

なお、水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、以前洪水した箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立ち会いを求め、又は共同で行うことを求めることができる。この際、町の水防機関の者等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2)　非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対して通知するとともに、以前洪水した箇所、その他必要と認める箇所等の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに宗谷総合振興局長及び河川管理者に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

なお、監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

ア　居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ

イ　川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）

ウ　堤防上面の亀裂又は沈下

エ　堤防から水があふれている状況

オ　（排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合

カ　橋りょうその他の構築物と取付部分の異常

８　水防活動

(1)　非常配備体制

ア　町の非常配備体制

町は、洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、「第１編 第３章 第２節 動員配備計画」に定めるところに準じ、非常配備体制により水防業務を処理する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防業務を処理する。

イ　消防機関の非常配備体制

法第 17 条の規定により、水防管理者（町長）は、水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとし、その基準はおおむね次のとおりである。

(ｱ)　出動準備

水防管理者（町長）は次の場合、消防機関に対して出動準備をさせる。

a　水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水、高潮等の危険が予想されるとき。

b　河川の水位が上昇し、かつ出動の必要が予測されるとき。

c　その他気象状況等により洪水、高潮の危険が予想されるとき。

d　上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要あると認めるとき。

(ｲ)　出動

水防管理者（町長）は、次の場合、直ちに消防機関を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

a　河川の水位が大きく上昇し、危険を予知したとき。

b　潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。

c　緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。

d　上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要あると認めるとき。

(2)　警戒区域

ア　警戒区域の設定

法第 21 条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

イ　警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった場合、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(3)　水防作業

町は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施する。水防管理者（町長）は、平常時から水防活動従事者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(4)　避難のための立ち退き

災害による避難のための立ち退きの指示等は、次に定めるもののほか、「本編 第２章 第５節 避難対策計画」の定めるところによる。

ア　洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第 29 条の規定により、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

なお、水防管理者（町長）が指示をする場合においては、管轄の警察署長にその旨を通知する。

イ　水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を宗谷総合振興局長に速やかに報告する。

ウ　水防管理者（町長）は、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

(5)　決壊・越水等の通報

ア　決壊・越水等の通報

法第 25 条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

堤防等の決壊・越水等の通報系統図

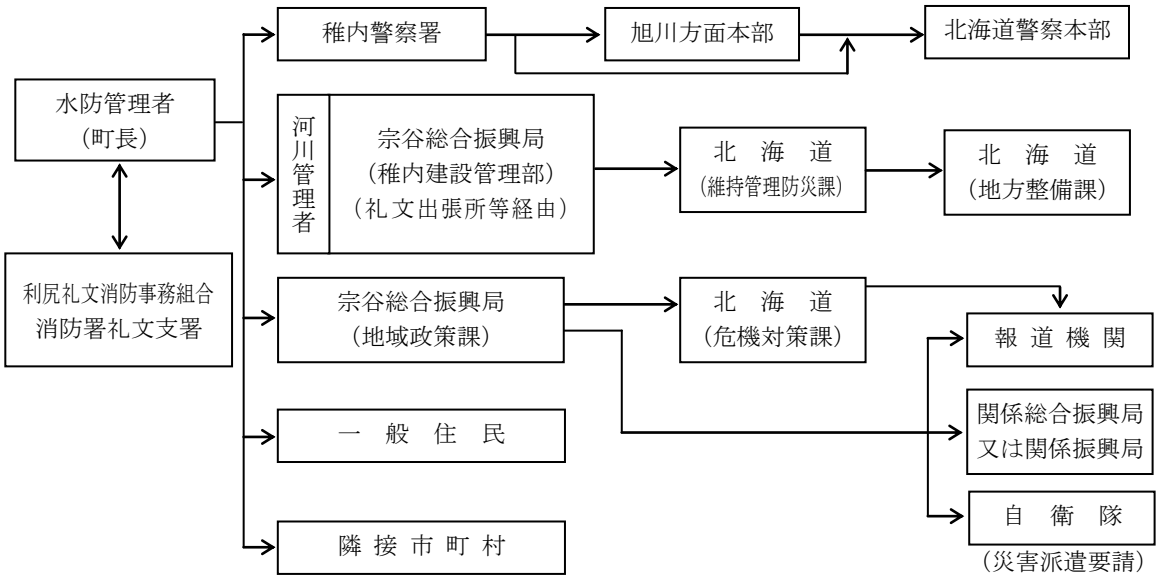

（注）消防機関の長は、水防管理者（町長）が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ、通報を行う。

イ　決壊・越水後の措置

法第 26 条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者等及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(6)　水防解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知する。

９　協力及び応援

(1)　河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らして可能な範囲で、水防管理団体（町等）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア　北海道開発局長の協力

(ｱ)　水防管理団体（町等）に対する、河川に関する情報（河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

(ｲ)　水防管理団体（町等）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(ｳ)　水防管理団体（町等）及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際しての応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

(ｴ)　洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体（町等）への職員の派遣（リエゾンの派遣）

イ　知事の協力

(ｱ)　水防管理団体（町等）に対する河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

(ｲ)　水防管理団体（町等）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(ｳ)　水防管理団体（町等）及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際しての備蓄資機材の貸与

(2)　水防管理団体相互間の応援

ア　水防のため緊急の必要がある場合、水防管理者（町長等）は、法第 23 条第１項の規定により、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができ、応援を求められた他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。なお、応援のため派遣された者は、法第 23 条第２項の規定により、水防について応援を求めた水防管理者（町長等）の所轄の下に行動する。

イ　水防管理者（町長等）は法第 23 条第１項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定を締結しておくものとする。

(3)　警察官の援助の要求

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認める場合、法第 22 条の規定により、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ稚内警察署長と協議しておくものとする。

(4)　自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第１項の規定により、水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは「本編 第２章 第７節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、知事（宗谷総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

10　水防信号、水防標識及び身分証票

(1)　水防信号

法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

ア　第１信号　氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

イ　第２信号　消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

ウ　第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

エ　第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

オ　地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

水防信号

方法／区分	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	○休止　○休止　○休止	約５秒 15 秒　５秒 15 秒　５秒 15 秒 ○－休止　○－休止　○－休止
第２信号	○－○－○　○－○－○	約５秒 ６秒　５秒 ６秒　５秒 ６秒 ○－休止　○－休止　○－休止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約 10 秒 ５秒　10 秒 ５秒　10 秒 ５秒　10 秒 ５秒 ○－休止　○－休止　○－休止　○－休止
第４信号	乱　　打	約１分 ５秒 １分 ○－休止－○－

（備考）１　信号は、適宜の時間継続すること。
２　必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。

(2)　水防標識

法第 18 条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。

水防標識

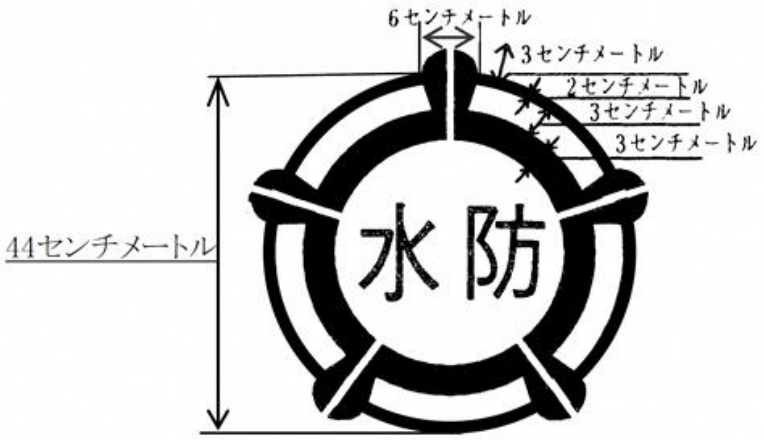

資料：北海道水防計画

(3)　必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

法第 49 条第１項及び第２項の規定により、消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じて水防管理者（町長）が定める。

11　費用負担と公用負担

(1)　費用負担

ア　費用負担

法第 41 条の規定により、町の水防に要する費用は、町が負担する。ただし、法第 23 条第３項及び第４項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

イ　利益を受ける市町村の費用負担

法第 42 条第１項、第２項及び第３項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとし、当該協議が成立しない場合は、水防管理団体は知事に斡旋を申請することができる。

(2)　公用負担

ア　公用負担

法第 28 条第１項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者等は水防の現場において次の権限を行使することができる。

(ｱ)　必要な土地の一時使用

(ｲ)　土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

(ｳ)　車両その他の運搬用機器の使用

(ｴ)　排水用機器の使用

(ｵ)　工作物その他の障害物の処分

イ　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者等にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は「公用負担権限委任証」を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証

第　　号

公　用　負　担　権　限　委　任　証

住　所
職　名
氏　名

上記の者に　　区域における水防法第 28 条第１項の権限行使について委任したことを証明します。

年　　月　　日

委任者　　氏　名　　印

縦９cm　横６cm

ウ　公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は「公用負担命令票」を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

公用負担命令票

第　　号

公　用　負　担　命　令　票

住　所
氏　名

水防法第 28 条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１．目的物

(1)　所在地

(2)　名称

(3)　種類（又は内容）

(4)　数量

２．負担内容
（使用・収用・処分等について詳記すること。）

年　　月　　日

命令者　　職　　氏　名　　印

（日本工業規格Ａ４版）

エ　損失補償

法第 28 条第２項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

12　水防報告

(1)　水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに宗谷総合振興局長に報告する。

ア　消防機関を出動させたとき。

イ　他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ　その他報告が必要と認める事態が発生したとき。

(2)　水防活動実施報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに「水防活動実施報告」を作成の上、所定の期日までに宗谷総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】１月～５月、６月～７月、８月～９月、10 月～12 月

13　水防訓練

町は、法第 35 条の規定により、毎年消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

14　水防に従事した者の災害補償

(1)　消防機関の公務災害補償

法第６条の２の規定により、消防機関に属する者が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、北海道市町村総合事務組合の条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

(2)　水防に従事した者の災害補償

法第 24 条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合は、法第 45 条の規定により、政令で定める基準に従い、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

資料編〔資料１－８〕　水防資器材等備蓄状況及び資材の調達先
〔資料２－３〕　雨量観測所
〔資料７－１〕　水防活動実施報告

第 12 節　風害予防計画

第１　基本方針

町は、風による公共施設、漁船及び漁業用施設等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、関係機関と相互に連携し、予防対策上必要な措置等を講ずる。

第２　予防対策

町は、次のとおり暴風等による公共施設、漁船及び漁業用施設等の災害の予防措置を講ずるものとし、特に学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

１　台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずる。

２　家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、町は、状況に応じ、次のとおり施設管理者に対して看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

(1)　戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。

(2)　倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をすること。

(3)　煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強すること。

(4)　電灯引き込み線がたるんでいないか点検し､破損したものは直ちに電力会社に連絡すること。

３　台風による漁船・漁業用施設等の風害防止のため、漁業用施設等の管理者や漁業者に対して、風害防止のための管理方法の周知・指導を行う。

第 13 節　雪害予防計画

第１　基本方針

町は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関と相互の連携の下、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努めるものとする。

第２　予防対策

町は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり予防対策を講ずる。

１　なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、必要に応じてなだれの発生が予想される箇所に標示板による標示を行うなどの措置を講ずる。

２　排雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に配慮する。

(1)　雪捨場は、交通の支障のない場所を選定し、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなど、交通の妨げにならないよう配意する。

(2)　河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意する。

３　住民への啓発

日頃から関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対して周知・啓発することに努める。

第３　雪害対策体制の整備

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、必要な体制を整備し、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

1　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

2　雪害情報の連絡体制を確立すること。

3　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

4　積雪時における消防体制を確立すること。

5　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

6　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

(1)　食料の供給対策

(2)　医療助産対策

(3)　応急教育対策

7　除雪機械、通信施設の点検・整備を行うこと。

8　雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び氾濫等の連絡について十分な配慮をすること。

なお、各関係機関は、稚内地方気象台の発表する予警報及び情報並びに現地情報等を勘案し、必要と認める場合には、それぞれ警戒体制に入るものとする。

雪害情報の連絡系統図

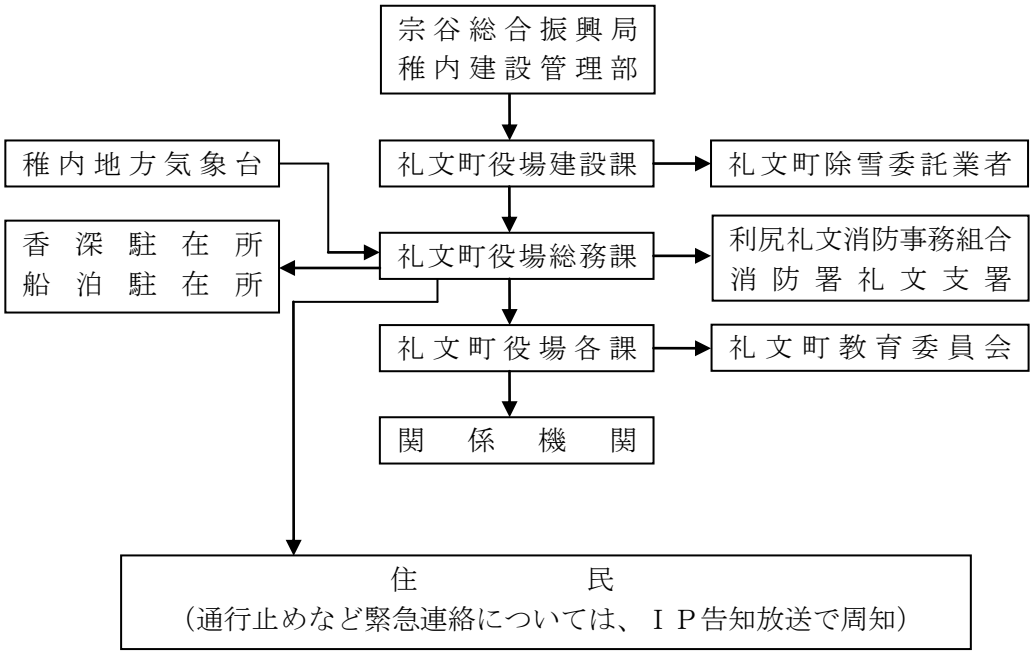

資料編〔資料３－３〕　なだれ危険箇所

第 14 節　融雪災害予防計画

第１　基本方針

町は、融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するため、防災関係機関と相互の連携の下、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努めるものとする。

第２　予防対策

町は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、次のとおり予防対策を講ずる。

１　気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては稚内地方気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

２　融雪出水対策

災害危険区域等及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

(1)　町及び利尻礼文消防事務組合は、住民の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。

(2)　町は、関係機関と密接な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとし、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合は、融雪出水前に、河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図る。

３　なだれ等対策

(1)　管理する道路において、なだれ発生の可能性が想定される箇所のパトロールを行うとともに、地域住民、児童生徒等及びドライバーに対する広報活動を積極的に行う。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずる。

(2)　融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日頃から防災関係機関等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

４　交通の確保

管理する道路において、積雪、捨雪及び塵芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

５　広報活動

融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及・徹底に努める。

第３　融雪災害対策体制の整備

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、必要な体制を整備し、所要の対策を講ずる。その際、特に次の事項に十分留意する。

１　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。

２　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。

３　融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。

４　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。

５　融雪災害時に適切な避難の勧告・指示ができるようにしておくこと。

６　災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。

７　水防資機材、通信連絡施設の点検・整備を行うこと。

８　道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。

９　融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及・徹底に努めること。

資料編〔資料３－３〕　なだれ危険箇所

第 15 節　高波、高潮災害予防計画

第１　基本方針

町は、高波、高潮による災害の予防対策について必要な措置を講ずる。

第２　予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

1　高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係機関の協力を得つつ、「本章 第８節 情報収集・伝達体制整備計画」に定めるところにより通信手段の多重化・多様化を図る。

2　高波・高潮・津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るとともに、住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努める。

3　高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

資料編〔資料３－４〕　高波・高潮・津波等危険区域

第 16 節　土砂災害予防計画

第１　基本方針

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

第２　予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、防災関係機関と連携の下、次のとおり予防対策を実施する。

１　がけ崩れ防止対策

(1)　急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、急傾斜地崩壊防止工事等の計画的な実施を推進する。

(2)　山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、治山事業等の計画的な実施を推進する。

２　土石流予防対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業の計画的な実施を推進する。

３　土砂災害危険箇所等の警戒巡視

町は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、土砂災害危険箇所等の巡視を行い警戒に当たる。

また、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水)、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼び掛けるとともに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

なお、警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりである。

(1)　表層の状況
(2)　地表水の状況
(3)　湧水の状況
(4)　亀裂の状況
(5)　樹木等の傾倒状況

第３　土砂災害警戒避難体制の整備

１　土砂災害（特別）警戒区域の指定等

道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害（特別）警戒区域を指定する。

町は、土砂災害（特別）警戒区域の指定があったときは、土砂災害防止法第８条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を進めるものとする。

(1)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

(2)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3)　基本法第 48 条第１項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(4)　土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(5)　救助に関する事項

(6)　上記(1)～(5)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、本計画において、上記(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

２　土砂災害危険箇所等の周知

町は、土砂災害危険箇所等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等について地域住民に周知するよう努める。特に土砂災害（特別）警戒区域においては、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

３　土砂災害警戒情報等の収集・伝達

土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項は「本編 第２章 第１節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

４　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、道が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとと

もに、土砂災害（特別）警戒区域を避難勧告等の発令単位として事前に設定する。

また、避難勧告等は、土砂災害（特別）警戒区域と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令する。

なお、警戒区域ごとの情報伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、「資料５－４　土砂災害警戒区域における警戒避難体制」で示すとおりである。

５　土砂災害緊急情報の活用

国土交通省及び道は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第 28 条及び第 29 条に基づく緊急調査を行う。

また、土砂災害防止法第 31 条に基づき、その結果に応じて当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知するとともに、一般住民に周知する。

町は、この情報の周知に協力するとともに、避難の判断、警戒避難体制の整備等に活用する。

資料編〔資料３－１〕　土砂災害危険箇所等
資料編〔資料３－２〕　山地災害危険地区
資料編〔資料５－４〕　土砂災害警戒区域における警戒避難体制

第 17 節　積雪・寒冷対策計画

第１　基本方針

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため町は、防災関係機関と相互に連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努めるものとする。

第２　積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため町は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、防災関係機関と相互に連携・協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立と雪害の防止に努める。

第３　避難救出措置等

町は、積雪・寒冷期における避難救出措置等を円滑に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずる。この際、特に次の事項に十分留意する。

１　積雪・寒冷期に適切な避難勧告等ができるようにしておくこと。

２　災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第４　交通の確保

１　道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため町は、他の道路管理者と連携して次のとおり除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1)　除雪体制の強化

ア　道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ　除雪の向上を図るため､地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

ウ　雪害の規模等により町有の除雪機械等のみでは除（排）雪を実施することができないと認めるときは、必要な除雪機械等を確保するため、公共的団体、民有の除雪機械等の借上げについてあらかじめ協議する。

(2)　除（排）雪路線の実施分担

ア　道道路線の除（排）雪は、宗谷総合振興局（稚内建設管理部）が行う。

イ　町道路線の除（排）雪は、町が行うものとし、特に交通確保を必要とする主要道路について優先的に実施する。

(3)　除（排）雪基準

ア　道道路線（宗谷総合振興局〔稚内建設管理部〕）

種類	標準交通量	除雪目標
第１種	1,000 台/日以上	○２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 ○異常降雪等においては、極力２車線確保を図る。
第２種	300 台/日以上 1,000 台/日未満	○２車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 ○異常降雪等においては、極力１車線以上の確保を図る。
第３種	300 台/日未満	○２車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては１車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 ○異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

イ　町道（礼文町建設課）

１車線確保を原則とし、夜間除雪は行わない。

(4)　異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を検討し、主要幹線より順次除排雪を実施する。

なお、異常降雪による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して保護する。

(5)　積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア　冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ　なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、なだれ防雪柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(6)　雪上交通手段の確保

積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要なスノーモービル等の確保に努める。

２　航空輸送の確保

町は、災害による道路交通の一時的な麻痺により孤立する集落が発生することが予想されるため、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第５　積雪時における消防対策

町及び利尻礼文消防事務組合は、積雪時における消防対策を推進する。

1　除雪計画路線のほか住宅密集地の道路について、常に消防車の運行に支障のないよう除雪を行うよう努める。

2　消防水利については、消防職員・消防団員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにする。

3　積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施する。

第６　雪に強いまちづくりの推進

１　家屋倒壊の防止

町は、道と相互に連携し、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

２　積雪期における避難場所及び避難路の確保

町は、防災関係機関の協力の下、積雪期における避難場所及び避難路の確保に努める。

第７　寒冷対策の推進

１　被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努める。

２　避難所対策

積雪・寒冷期は避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、町は、電源を要しない暖房器具・燃料のほか、積雪期を想定した器材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また､電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため､非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

さらに、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

３　避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

４　住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、道と相互に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

第 18 節　複合災害に関する計画

第１　基本方針

町は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第２　予防対策

町は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。

また、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第３　訓練の実施及び対応計画等の作成

町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第 19 節　業務継続計画の策定

第１　基本方針

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第２　業務継続計画（ＢＣＰ）の概要

業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害発生時に、町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

業務継続計画の作成による業務改善のイメージ

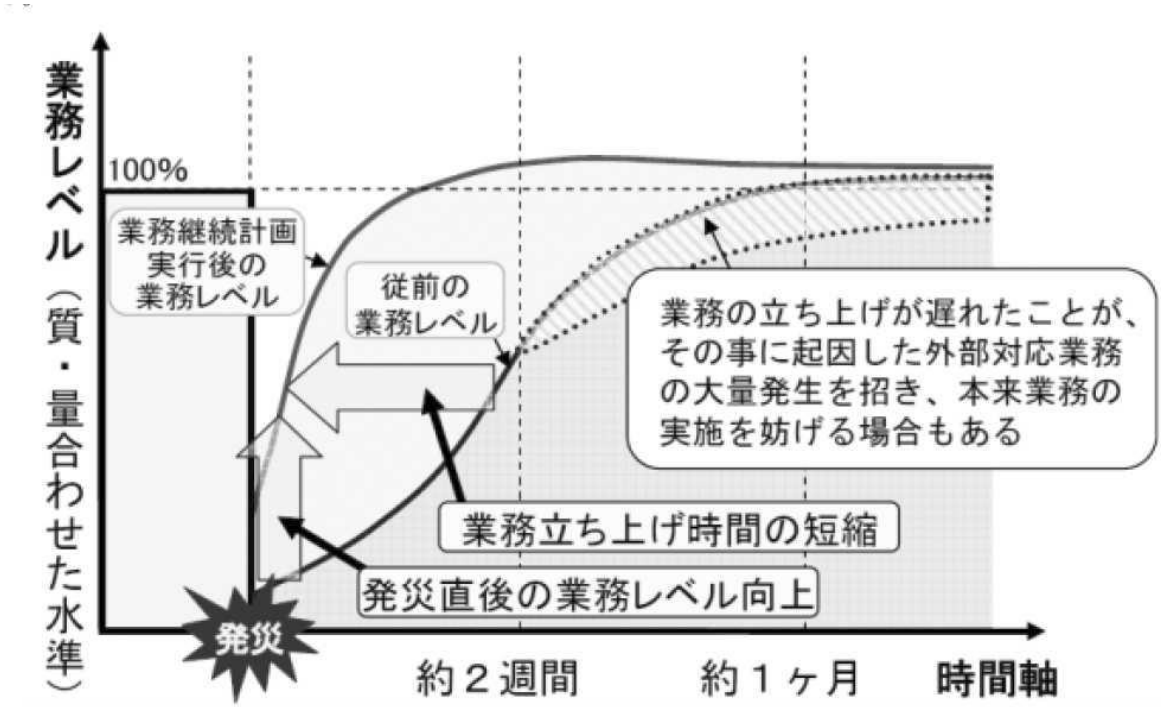

資料：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年２月、内閣府）

第３　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

１　礼文町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画の策定並びに策定した計画の持続的改善に努める。

特に業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

２　事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

第４　庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応できるよう食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第２章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第 50 条第１項の趣旨を達成するために、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、基本法第 50 条第２項に定める災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第１節　気象等に関する情報の収集・伝達計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部、関係対策部）は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による被害を未然に防止、又は軽減するため、気象、地象、水象等の特別警報・警報・注意報、情報等並びにこれらの異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第２　予報区と担当官署

１　予報区

北海道においては、道全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、７つの府県予報区に分かれており、本町が該当する予報区及び気象に関する警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

なお、気象に関する警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

予報区と担当官署

区　分	名　称
府県予報区名（担当気象官署）	宗谷地方（稚内地方気象台）
一次細分区域名※1	宗谷地方
市町村等をまとめた地域※2	利尻・礼文
二次細分区域名	礼文町

※１　一　次　細　分　区　域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※２　市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

２　海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を 12 に分割した地方海上予報区から成っており、本町に接する海上予報区は次のとおりである。

海上予報区の細分区域

区 分	概 要
担当気象官署	札幌管区気象台
地方海上予報海域名※	日本海北部及びオホーツク海南部
細分海域	宗谷海峡

※茂津多岬の突端から 270 度に引いた線以北及び知床岬の突端から 90 度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から 300 海里以内の海域で５つの海域に細分している。

第３　気象等に関する情報の発表

１　気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報

(1)　種類等

稚内地方気象台は､大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは｢注意報｣を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、また、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼び掛ける。

また、警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」を発表する。

ア　気象等に関する特別警報

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基　　準</th></tr>
<tr><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想されるときに発表される。</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想されるときに発表される。</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高浪になると予想されるときに発表される。</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されるときに発表される。</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想されるときに発表される。</td></tr>
</table>

イ　気象等に関する警報

現象の種類	概　　要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

ウ　気象等に関する注意報

現象の種類	概　　要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛ける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため、農作物等への著しい被害の発生や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

エ　地面現象警報・注意報

現象の種類	概　　要
地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

オ　浸水警報・注意報

現象の種類	概　　要
浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

カ　高潮警報・注意報

現象の種類	概　　要
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

キ　波浪警報・注意報

現象の種類	概　　要
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

ク　洪水警報・注意報

現象の種類	概　　要
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

ケ　気象情報

種　　類	概　　要
地方情報、府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
台風に関する気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される。
記録的短時間大雨情報	府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））したときに、府県気象情報の一種として発表される。　≪発表基準：１時間雨量で 80㎜ 以上≫
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。 この情報の有効期間は、発表から１時間である。

(2)　伝達系統

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。

気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図

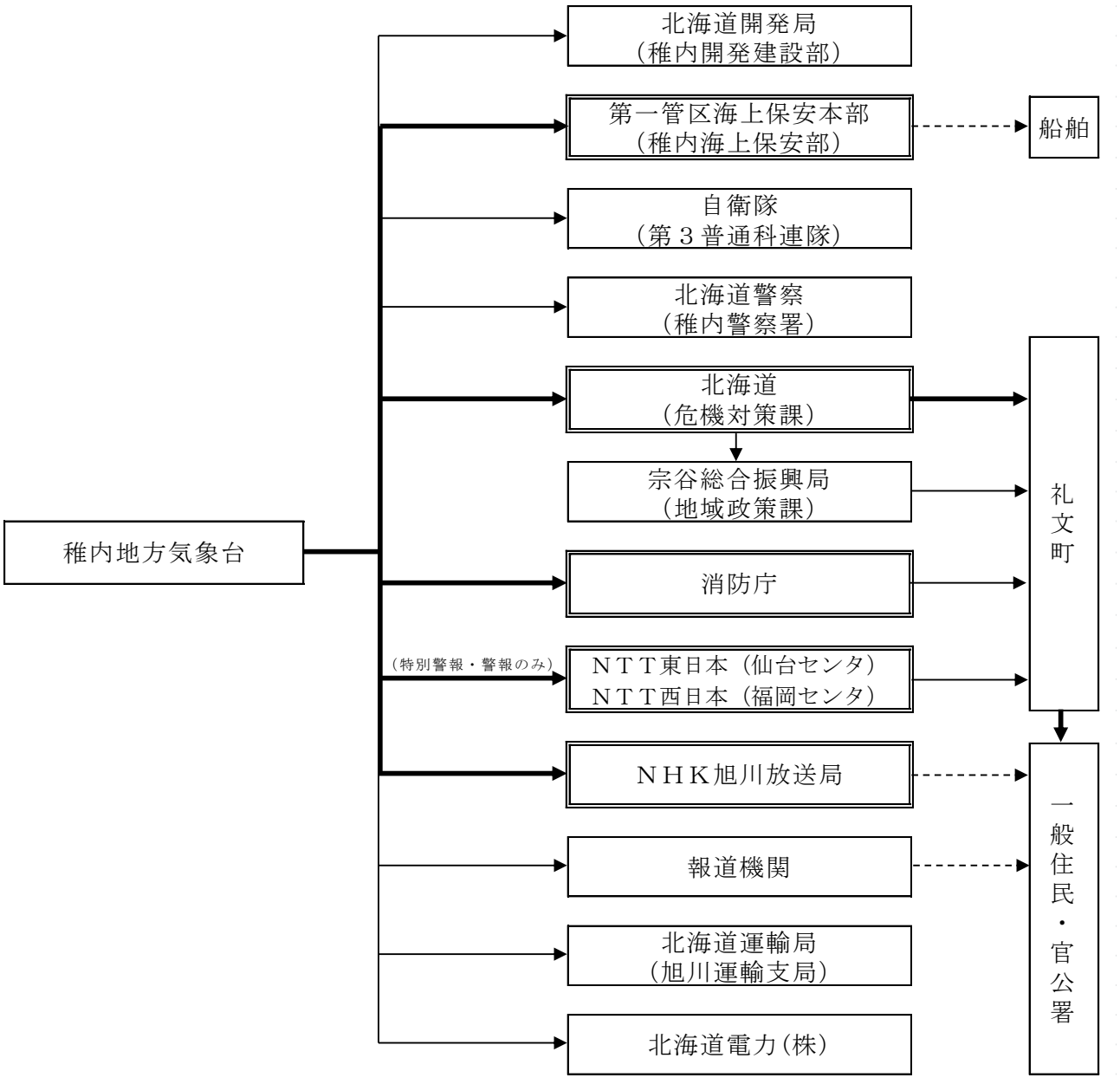

（注）　▭　（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
（注）　▬▶　（太線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達
（注）　- -▶　（点線）は放送・無線

（備考）　「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。
町は、道から気象等に関する特別警報を受けた場合、気象業務法第 15 条の２の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置（広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達、ＩＰ告知放送等）を講じなければならない（法定義務）。

２　海上警報

(1)　種類等

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の５種類に分けて発表される。

海上警報の種類

種別	呼　　称		
	英　文	和　文	説　　明
一般警報	WARNING	海上風警報（かいじょうかぜけいほう）	気象庁風力階段表の風力階級７（28～33Kt）の場合
		海上濃霧警報（かいじょうのうむけいほう）	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報（かいじょうきょうふうけいほう）	気象庁風力階級表の風力階級８（34～40Kt）及び９（41～47Kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報（かいじょうぼうふうけいほう）	気象庁風力階級表の風力階級10（48～55Kt）以上の場合（熱帯低気圧により風力階級12(64Kt)～の場合を除く。）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報（かいじょうたいふうけいほう）	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12（64Kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし（かいじょうけいほう） 海上警報解除（かいじょうけいほうかいじょ）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

（注）この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

(2)　伝達系統

伝達系統は次図のとおりである。

海上警報の伝達系統図

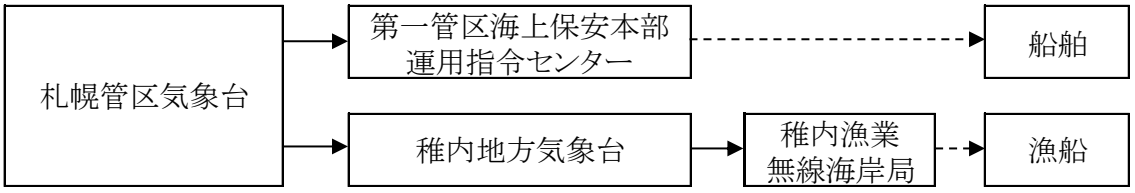

（注）　--►　（点線）は放送・無線

３　水防活動用気象等警報・注意報

(1)　種類等

稚内地方気象台は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、水防管理団体に水防活動を行う必要あることを警告するため、水防活動の利用に適合する警報・注意報を発表する。水防活動の利用に適合する警報･注意報は､次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報・警報により代行される。

水防活動用気象等警報・注意報の種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報・大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報・高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報・津波特別警報

(2)　伝達系統

水防活動の利用に適合する警報・注意報の伝達系統は、次のとおりである。

水防活動用気象等警報・注意報の伝達系統図

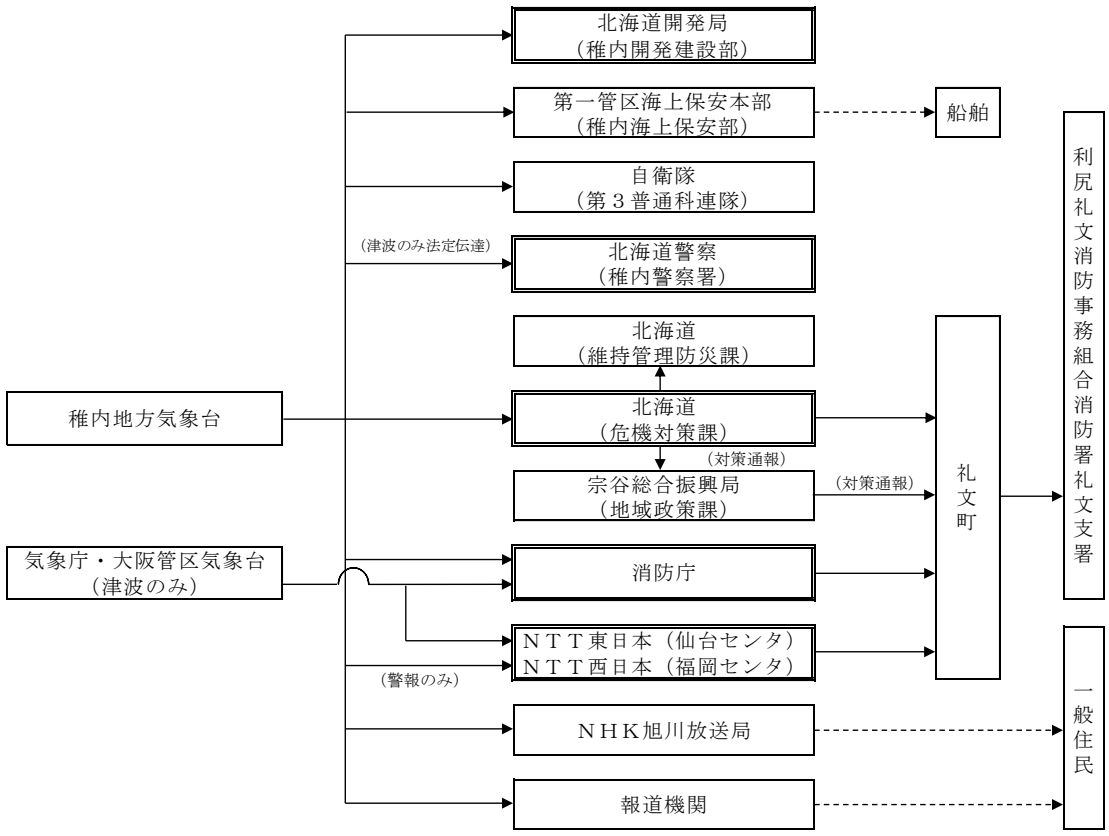

（注）　▭　（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
（注）　- - ▶　（点線）は放送・無線

４　土砂災害警戒情報

稚内地方気象台と宗谷総合振興局稚内建設管理部は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった場合、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、共同で土砂災害警戒情報を作成し、市町村等ごとに発表する。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）としている。

土砂災害警戒情報の伝達系統は次のとおりである。

土砂災害警戒情報の伝達系統図

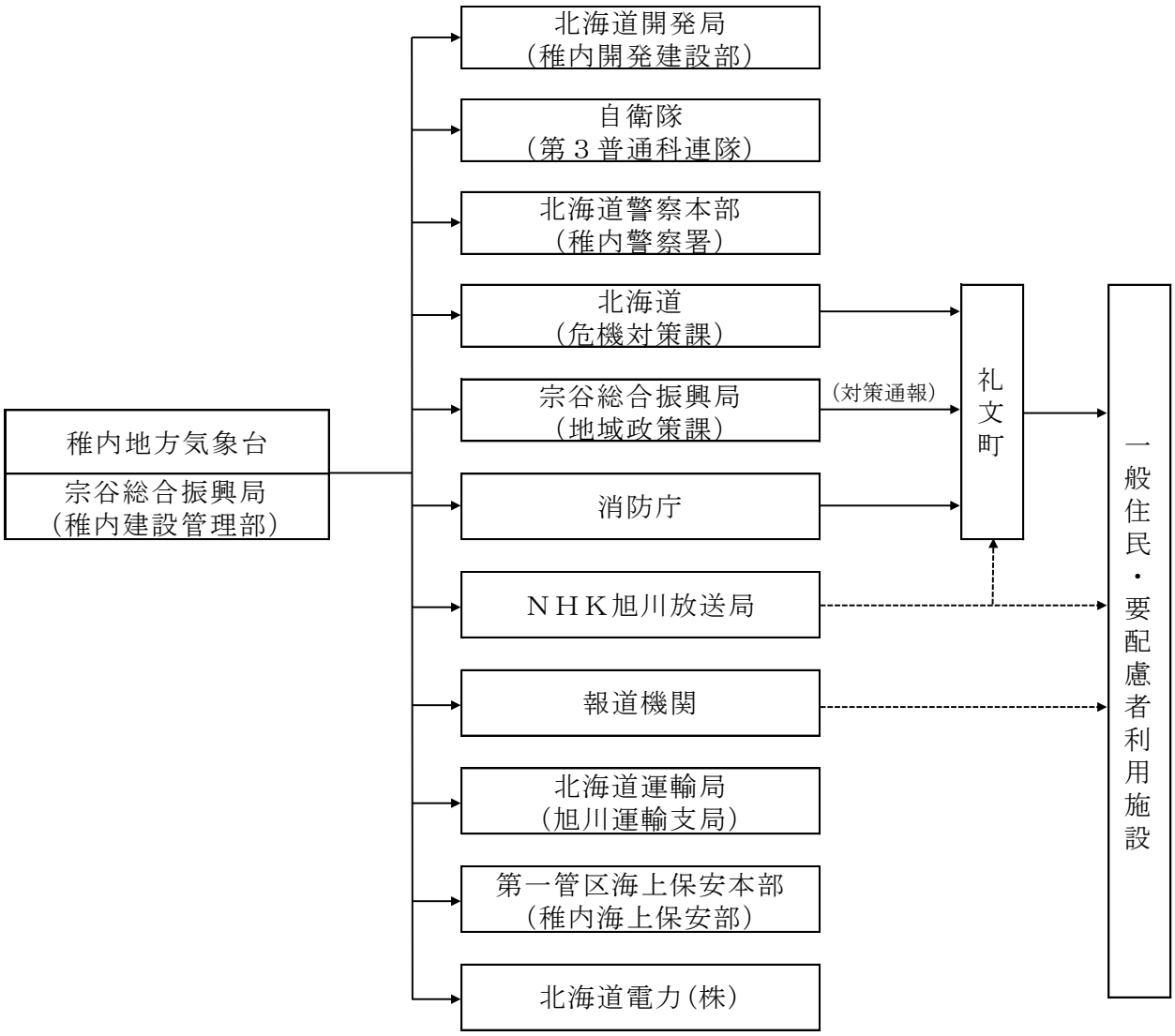

（注）　－－▶　　（点線）は放送・無線

５　火災気象通報

稚内地方気象台は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条の規定に基づき、道に対し、火災気象通報の発表及び終了の通報を行い、通報を受けた道は、管内市町村に通報する。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

(1)　通報基準

宗谷地方における火災気象通報の通報基準

発表官署	地域名 （一次細分区域名）	通報基準
稚内地方気象台	宗谷地方	実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下、若しくは、平均風速が 13m/s 以上と予想される場合※

※宗谷岬（アメダス）の観測値は 15m/s、声問（アメダス）の観測地は東及び南西の風においては 15m/s、本泊（アメダス）の観測地は東北東～東及び南南西～南西の風においては 15m/s を目安とする。なお、平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

(2)　伝達系統

火災気象通報の伝達系統は次のとおりである。

火災気象通報の伝達系統図

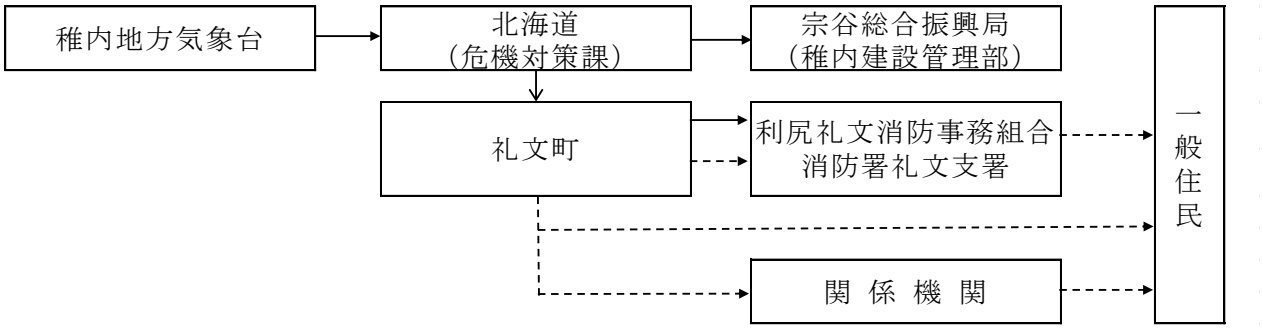

（注）　－－－－▶　（点線）は町長が火災に関する警報を発した場合

第４　異常現象を発見した者の措置等

１　発見者の通報義務（基本法第 54 条第１項及び第２項）

災害が発生するおそれがある異常な現象（局地的な豪雨、林野火災、異常水位、河川の氾濫又は堤防の決壊、頻発地震、異常音響、地変等）を発見した者は、速やかに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が最も迅速に到着するように努めなければならない。

２　警察官等の通報（基本法第 54 条第３項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

３　町長の通報（基本法第 54 条第４項）

町長は、異常現象に関する通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、稚内地方気象台に通報する。

また、災害の規模、内容等により、必要に応じて防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

４　伝達系統

異常現象発見通報時の伝達系統は次のとおりである。

異常現象発見通報時の連絡系統図

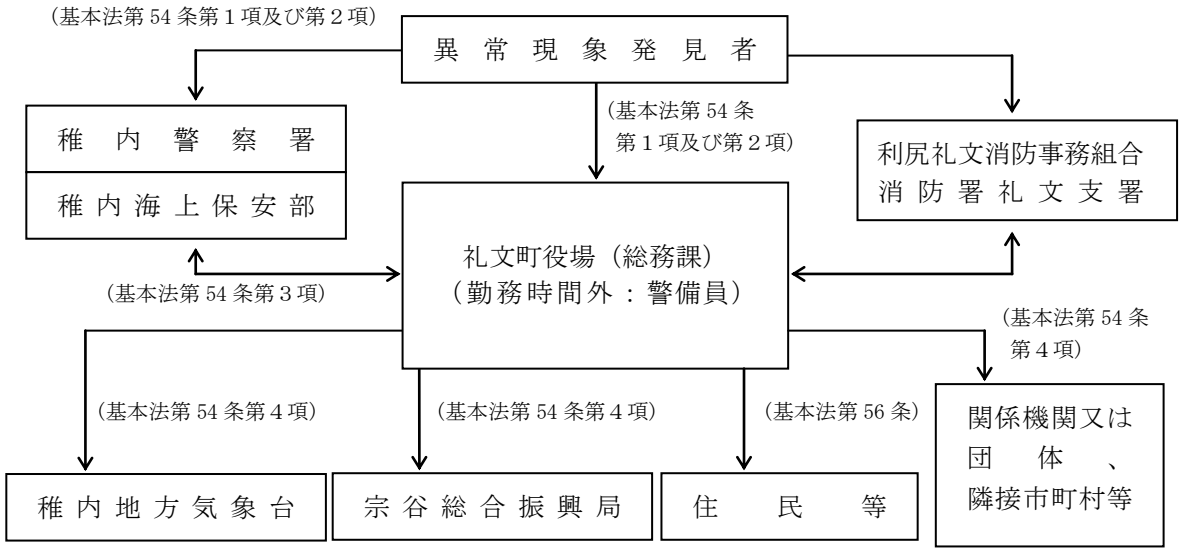

第５　気象通報等の受理及び伝達

町は、気象通報等（宗谷総合振興局が発する対策通報を含む。以下同様とする。）を受理したときは、電話、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達する。

１　受理伝達責任者

関係法令に基づく気象通報等の受理、伝達の責任者（以下「受領伝達責任者」という。）は、総務課長とする。なお、総務課長不在の場合は、他の総務課職員とする。

２　気象通報等の受理等

受理伝達責任者が気象通報等を受けたときは、町長、副町長、教育長及び各課長等に伝達するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

勤務時間外の気象通報等の取扱いは、警備員が受理し、気象通報等受理票に記載するとともに、受理伝達責任者に連絡し、指示を受ける。

３　地区情報連絡責任者

地区情報連絡責任者は、気象通報等を地域住民に伝達するとともに、地域内に災害が発生したときは、その情報を速やかに受理伝達責任者に伝達する。

伝達を必要とする災害情報は、おおむね次の事項とする。

(1)　災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況
(2)　降雨、降雪、河川水位、がけ等の急傾斜地、海岸水位の異常状況
(3)　住民の生命、財産の安否、住民の避難状況
(4)　水防等の応急措置の状況及び電気、水道、ガス、通信等の被害状況
(5)　家畜、建物、山林、漁港、河川、海岸、道路等の被害状況
(6)　食料その他緊急に補給すべき物資及び数量

４　気象通報等の伝達及び周知

(1)　関係機関への伝達

町は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を覚知したとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達する。

(2)　住民等への周知

町は、気象通報等を受理した場合、その現象によって災害が予想される地域の住民及び関係者に対し、その状況の周知・徹底を図る。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告を行う。

なお、特別警報を受けた場合、気象業務法第 15 条の２の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

５　気象通報等の伝達系統

気象通報等は、次の系統により、北海道総合行政情報ネットワーク、広報車、町ホームページ、ＩＰ告知放送、登録制メール、緊急速報メール、Ｌアラート、消防サイレン、口頭（地区情報連絡責任者等を通じて）等、最も有効な方法を用いて伝達又は周知を図る。

気象通報等の伝達系統図

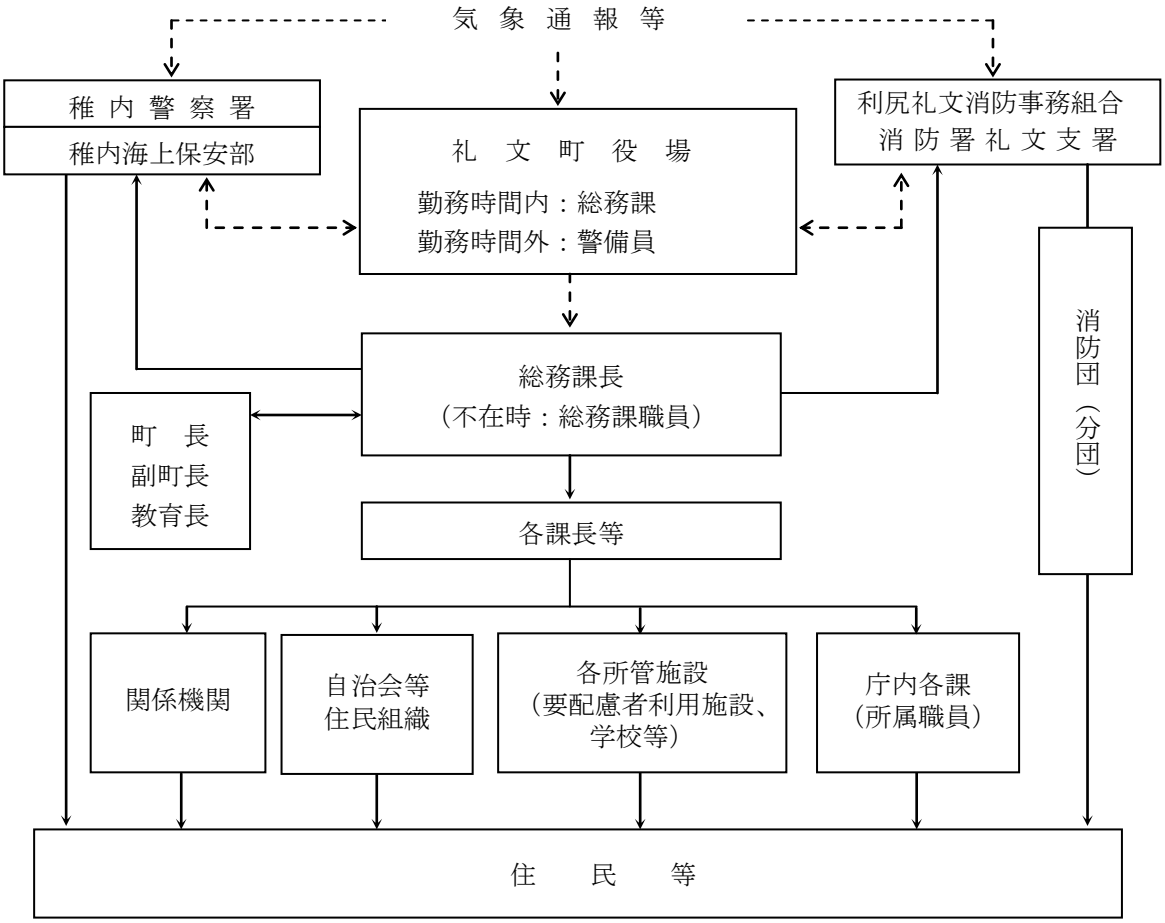

資料編〔資料１－９〕　関係機関等の連絡先
〔資料２－２〕　気象等に関する警報・注意報発表基準
〔資料２－３〕　雨量観測所
〔資料７－２〕　気象通報等受理票

第２節　災害情報収集・伝達計画

第１　基本方針

災害情報の収集・伝達は、災害の予防及び応急対策の実施の基本となるものである。

町（担当：総務対策部、関係対策部）は、災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため、地理空間情報の活用などのほか、防災関係機関等が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報の収集・伝達を行い、防災関係機関と相互に情報交換するとともに、所要の応急対策を講じ、その状況を宗谷総合振興局長に報告する。

第２　災害情報の収集・処理

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、町は、次の要領で災害情報の収集・処理を行う。また、災害応急対策を円滑かつ的確に推進するため、必要に応じ防災共通地図※の使用等により、関係機関相互の連携を図る。

※　防災共通地図
　道内において防災関係機関が連携し、災害対応を行う際に利用する共通地図。地図には、防災拠点などの必要な情報（関係市町村、災害箇所、救護・救助活動地点、物資輸送経路、避難所、避難経路等）を記載

１　災害情報の収集

(1)　災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集に万全を期すため、地区情報連絡責任者は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町役場又はその他の関係機関に通報する。

(2)　各対策部長は、直ちに所属職員を現地に派遣するなどして現地の実態を的確に把握し、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて所管に係る災害情報を収集するとともに、所管する関係機関との連絡・調整を行う。

　また、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係する地区情報連絡責任者を通じて迅速に調査・収集する。

２　災害情報の処理

(1)　各対策部長は、収集した情報（災害発生状況、被害状況、応急対策実施状況（関係機関を含む。）等）を部内で取りまとめ、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて本部情報収集責任者に報告する。

(2)　本部情報収集責任者は、各対策部からの情報を取りまとめ、本部長へ報告するとともに、本部長からの応急対策措置等の指示を各対策部に伝達する。

　なお、この際必要に応じて本部連絡員を配置する。

第３　災害情報の伝達・報告

町は、防災関係機関と相互に連携して災害応急対策を的確かつ円滑に推進するため、次のとおり災害情報の伝達・報告を行う。

１　災害情報の連絡責任者

本町における関係機関に対する災害情報等連絡責任者は、総務対策部長とする。

２　災害等の内容及び通報の時期

(1)　防災関係機関への通報

災害対策本部を設置したときは、その状況及びその他の情報等について、関係する防災関係機関へ通報する。

また、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部への連絡要員の派遣を要請する。

(2)　道（宗谷総合振興局）への通報

発災後の情報等について、次により宗谷総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。特に人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、町は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

ア　災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ　災害対策本部等の設置・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに

ウ　被害の概要及び応急復旧の見通し・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ　被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3)　国（消防庁経由）及び道への通報

ア　119 番通報が殺到したときには、その状況等を国（消防庁経由）及び道に報告する。

イ　自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国（消防庁経由）及び道への迅速な当該情報の報告に努める。

３　被害状況報告

町は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」に基づき道に報告するものとし、道は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（直接即報基準に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとし、通信の途絶等により道に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

被害状況等の報告先【北海道・宗谷総合振興局】

区分 回線	北海道 危機対策課	宗谷総合振興局 地域政策課
ＮＴＴ回線	011-204-5008 011-231-4314（ＦＡＸ）	0162-33-2526（直通） 0162-33-2644（ＦＡＸ）
北海道総合行政情報ネットワーク （衛星専用電話機（ＦＡＸ）を使用）	6-210-22-729	6510-4893

被害状況等の報告先【消防庁】

区分 ＼ 回線		平日（9：30～18：15） 消防庁応急対策室	平日（左記時間帯以外）・休日 消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）	消防庁災害対策本部設置時 情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7514
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102	*-048-500-90-49175
	ＦＡＸ	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036	*-048-500-90-49036

（注）*は各団体の交換機の特番

災害情報連絡系統図

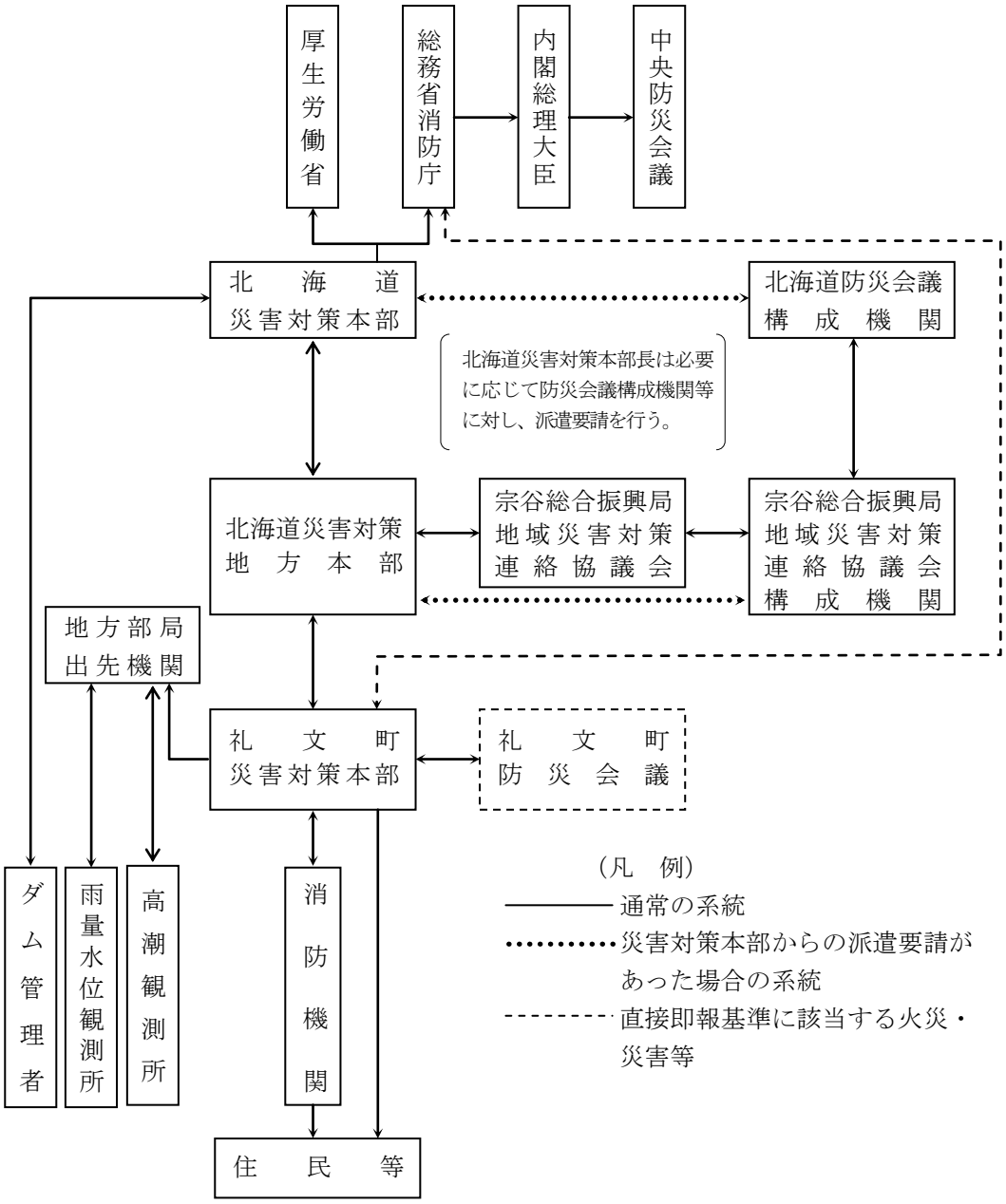

４　情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

資料編〔資料４－１〕　災害情報等報告取扱要領

第３節　災害通信計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合、速やかに保有する通信施設の確認及び応急復旧を行うとともに、関係機関と連携の下、多様な通信手段を活用することにより、災害時における通信の確保を図るものとする。

なお、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

第２　通信手段の確保

町は、災害発生直後において、災害情報連絡用の通信手段を確保するため、直ちに保有する情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設及び設備の復旧を行う。

１　電話及び電報の優先利用

(1)　電話による通信

ア　災害時優先電話、衛星携帯電話

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話､衛星携帯電話を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

イ　特設公衆電話

電気通信事業者に要請し、避難所等に事前に設置した特設公衆電話を効果的に活用する。

(ｱ)　特設公衆電話は､災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができる。災害発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため、施設収容人員 100 名当たり１台を基準とし、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置する。

(ｲ)　避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され、利用可能になる。

(ｳ)　通常時は利用できないことに留意する。

(2)　電報による通信

ア　非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

イ　緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報で、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ　非常電報・緊急電報の利用方法

(ｱ)　115 番（局番なし）をダイヤルし、ＮＴＴコミュニケータを呼び出す。

(ｲ)　ＮＴＴコミュニケータが出たら

a　「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

b　あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

ｃ　届け先、通信文等を申し出る。

エ　電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める電報内容、機関等

非常扱いの電報及び緊急扱いの電報は、それぞれ次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

非常扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
①気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
②洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
③災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
④鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
⑤通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
⑥電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
⑦秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。）相互間 防衛機関相互間、警察機関と防衛機関相互間
⑧災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

緊急扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
①気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
②火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	ア　非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（非常扱いの電報の内容と機関表中⑧欄に掲げるものを除く。） イ　緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者とアの機関との間
③治安の維持のため緊急を要する事項	ア　警察機関相互間 イ　犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
④国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
⑤天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

電報の内容	機関等
⑥船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
⑦水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	ア　水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 イ　ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ウ　預貯金業務を行う金融機関相互間 エ　国又は地方公共団体の機関（非常扱いの電報の内容と機関表及びこの表の①欄からこの欄のウまでに掲げるものを除く。）相互間

２　専用通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1)　第一管区海上保安本部関係無線による通信

第一管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を経て行う。

(2)　陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線・無線通信電話を経て行う。

(3)　警察の通信施設

ア　警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

イ　警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

(4)　北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、総合振興局若しくは振興局、又は市町村等を経て行う。

(5)　北海道電力(株)の専用電話による通信

北海道電力(株)本店・支店、営業所、電力センター等を経て行う。

(6)　北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記(1)から(5)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

第３　通信途絶時等における措置等

１　通信途絶時の連絡方法

町は、上記に掲げる通信系統をもって連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、北海道総合通信局へ通信を要請するほか、車両・船艇、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭による連絡やトランシーバーを活用するなど、臨機の措置を講ずる。

また、災害の状況に応じては、アマチュア無線を使用する。

２　北海道総合通信局への要請方法

町は、必要に応じ、北海道総合通信局による臨機の措置を要請する。

(1)　北海道総合通信局の対応

ア　町の要請に基づく移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局(災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、町等が開設する臨時かつ一時の目的のためのＦＭラジオ局）用

機器の貸出し

イ　無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2)　町の対応

町が移動通信機器の借受けを希望する場合は、次の事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア　移動通信機器の借受けを希望する場合

(ｱ)　借受申請者の氏名又は名称及び住所

(ｲ)　借受希望機種及び台数

(ｳ)　使用場所

(ｴ)　引渡場所及び返納場所

(ｵ)　借受希望日及び期間

イ　移動電源車の借受けを希望する場合

(ｱ)　借受申請者の氏名又は名称及び住所

(ｲ)　台数

(ｳ)　使用目的及び必要とする理由

(ｴ)　使用場所

(ｵ)　借受期間

(ｶ)　引渡場所

ウ　臨時災害放送局用機器の借受けを希望する場合

(ｱ)　借受申請者の氏名又は名称及び住所

(ｲ)　希望エリア

(ｳ)　使用目的

(ｴ)　希望する使用開始日時

(ｵ)　引渡場所及び返納場所

(ｶ)　借受希望日及び期間

エ　臨機の措置による手続きを希望する場合

(ｱ)　早急に免許又は許可等を必要とする理由

(ｲ)　上記(ｱ)に係る申請の内容

(3)　連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）　011-747-6451

資料編〔資料４－２〕　災害時優先電話・衛星携帯電話一覧・特設公衆電話

第４節　災害広報・情報提供計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部、町民対策部）は、災害時において、住民等に対して正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第２　災害広報及び情報等の提供の方法

町は、次の要領で災害広報及び情報等の提供を行う。

１　災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については「本章 第２節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次の収集方法によるものとする。

(1)　総務対策部員の派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集

(2)　一般住民、報道機関その他関係取材による写真の収集

(3)　地区情報連絡責任者を通じての情報収集

(4)　その他災害の状況に応じ、関係職員の派遣による資料の収集

２　災害情報等の発表及び広報の方法

(1)　発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て、総務対策部長がこれに当たる。

(2)　住民に対する広報の方法及び内容

ア　広報手段

住民及び被災者に対して災害時の状況を見極めながら、地域の実情に応じ、次に掲げるあらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。また、実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

(ｱ)　報道機関（コミュニティＦＭを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供

(ｲ)　広報紙、チラシ等印刷物の利用

(ｳ)　広報車・消防車両の利用

(ｴ)　地区情報連絡責任者による伝達

(ｵ)　ＩＰ告知放送の利用

(ｶ)　町ホームページ、ＳＮＳの利用

(ｷ)　緊急速報メール、登録制メールの利用

(ｸ)　北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用

(ｹ)　ポータルサイト・サーバー運営業者への協力要請

(ｺ)　その他活用可能な広報媒体

イ　広報事項

防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民等に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難勧告等、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(ｱ)　災害に関する情報及び注意事項
(ｲ)　災害応急対策とその状況
(ｳ)　災害復旧対策とその状況
(ｴ)　被災地を中心とした交通に関する状況
(ｵ)　その他必要な事項

(3)　報道機関に対する情報の発表

収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ、通常発表(２時間から３時間ごと)と緊急発表(緊急の場合)に区分し、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

ア　災害の種別及び発生日時
イ　災害発生の場所及び被害状況
ウ　応急対策の状況
エ　一般住民に対する避難勧告等の指示及び被災者に対する協力並びに注意事項
オ　災害対策本部の設置及び解散

３　庁内連絡

災害対策本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内ＬＡＮ等を利用して職員に周知するとともに、措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

４　各関係機関に対する周知

関係機関との連携を図るため、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

第３　安否情報の提供

１　安否情報の照会手続き

(1)　安否情報の照会は、町（担当：町民対策部）に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。

(2)　安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第１項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

(3)　安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

安否情報の提供に関する照会者と照会に係る者との間柄

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
・被災者の親族（前記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

(4)　町は、上記(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

２　安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

(1)　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。

(2)　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(3)　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

(4)　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第４　広聴活動（災害相談窓口の開設）

町は、災害の状況により必要と認めたときは、災害現場における住民懇談会等により、被災者のための相談窓口を開設して問い合わせに対応する体制を整えるとともに、被災者及びその家族、住民等からの意見、要望、相談等を広聴し、災害対策への反映に努める。

第５　災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じ、道において、各防災関係機関の情報を取りまとめて広報を実施することとしており、町はこれに協力する。

第５節　避難対策計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部、関係対策部）は、災害の発生が予測される中、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

第２　避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められる場合、町長等の避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。特に町は、住民の円滑かつ迅速な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対してその避難行動支援対策と対応しつつ早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

なお、避難準備・高齢者等避難開始の提供や避難のための勧告・指示を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告・避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努める。

１　町長（基本法第 60 条）

(1)　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア　避難のための立ち退きの勧告又は指示

イ　必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ　近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

(2)　町長は、避難のための立ち退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3)　町長は、前記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

２　水防管理者（水防法第 29 条）

(1)　水防管理者（町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため、立ち退くべきことを指示する。

(2)　水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を宗谷総合振興局長に速やかに報告するとともに、稚内警察署長にその旨を通知する。

３　知事又はその命を受けた道の職員（基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条）

(1)　知事（宗谷総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水、高潮若しくは地すべりによ

り著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、知事（宗谷総合振興局長）は、洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。

なお、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（以下「救助法」という。）が適用された場合の避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(2)　知事は、災害の発生により町長が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。

４　警察官又は海上保安官（基本法第 61 条、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第４条）

(1)　警察官又は海上保安官は、上記１の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知する。

(2)　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、所属の公安委員会にその旨を報告する。

５　自衛隊（自衛隊法第 94 条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

(1)　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）

(2)　他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第６条第１項）

(3)　警戒区域の設定等（基本法第 63 条第３項）

(4)　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第８項）

(5)　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第３項）

第３　避難措置における連絡、助言、協力及び援助

１　連絡

町、道（宗谷総合振興局）、北海道警察（稚内警察署）及び自衛隊は、避難の措置を行った場合には、法律又はそれぞれの計画の定めるところにより、その内容について相互に通報・連絡する。

(1)　避難の措置を行ったときは、全て受理伝達責任者から宗谷総合振興局（地域政策課）を経由し、知事に報告する。

(2)　警察官に連絡し協力を得る。

(3)　避難所として利用する施設の責任者に対し、至急連絡し、協力を得る。

２　助言

町は、避難のための立ち退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している

稚内地方気象台、稚内建設管理部等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。このため、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

３　協力及び援助

(1)　北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

(2)　第一管区海上保安本部

避難指示（緊急）等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

第４　避難勧告等の周知

町は、別途定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立ち退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を発令する。

避難勧告等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に当該地域の住民等に対して伝達し、住民等の円滑かつ迅速な避難を図る。この際、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

特に避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期の避難行動の開始を促進できるよう配慮する。

１　周知内容

(1)　避難の勧告・指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

(2)　避難場所等及び経路

(3)　火災、盗難の予防措置等

(4)　携行品等その他の注意事項

ア　携行品は、必要最小限にする（食料・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）。

イ　避難する場合は、戸締まりに注意するとともに、火気危険物等の始末（器具消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ　服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

（注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

２　伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じて最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとし、場合によっては２つ以上の方法を併用する。

(1)　避難信号による伝達

水防計画に定める第４信号によるものとする。

水防信号（一部抜粋して再掲）

方法／区分	警鐘信号	サイレン信号
第４信号	乱　　打	約１分 ５秒 １分 ○－休止－○－

（注）第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

(2)　災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用した伝達（テレビ・ラジオ、緊急速報メール）

北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）を通じ、災害情報共有システム（Ｌアラート）に避難勧告等の情報を提供することによりテレビ・ラジオ放送及び緊急速報メールで伝達する。

(3)　電話、ＩＰ告知放送、登録制メールによる伝達

電話、ＩＰ告知放送、登録制メール等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(4)　広報車による伝達

町・利尻礼文消防事務組合等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(5)　地区情報連絡責任者による伝達

地区情報連絡責任者を通じ、地域住民に伝達する。

(6)　伝達員の戸別訪問による伝達

夜間、停電時、放送施設の被害時や町・利尻礼文消防事務組合等の広報車の運行が交通遮断等により伝達が不可能な場合は、町職員、消防団員等により地区情報連絡責任者等に伝達するとともに、連携して戸別訪問による伝達を行う。

３　関係機関への連絡

町長が避難勧告等を発令したとき、又は他の避難実施責任者から避難の勧告、指示を行った旨の連絡を受けたとき、総務対策部長は、必要に応じて次の措置をとる。

(1)　道の出先機関、警察署又は駐在所に連絡して協力を得ること。

(2)　避難所の責任者に連絡して協力を求めること。

第５　避難方法

１　避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たるものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれ

るように努める。特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

さらに、町の職員、消防職員・消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

２　移送の方法

(1)　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、自力での避難が不可能な場合、町は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において確保した車両、船艇等によって移送する。

(2)　町は、避難者移送の実施が困難な場合、他市町村又は道に対し、応援を求める。

(3)　道は、上記(2)の要請を受けた場合、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

また、被災者の保護の実施のため、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第６　避難路及び避難場所の安全確保

町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、住民等の避難に当たって、避難路及び避難場所の安全確保のために支障となるものを排除する。

第７　指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知・徹底を図る。

第８　指定避難所の開設等

１　避難施設の開設

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難所管理者に連絡してあらかじめ定めた指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知・徹底を図る。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、次の事項に留意の上、必要に応じてあらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所として利用する施設の管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力する。

(1)　要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(2)　ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(3)　著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

２　避難所連絡員の派遣

(1)　町は、避難所を開設したときは、直ちに避難所連絡員を配置し、管理に当たらせる。

(2)　避難所連絡員は、災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の受入れ等に当たる。また、避難所等の通信確保のため、臨時回線の要請を東日本電信電話(株)に対して行うとともに、収容者に対して検病調査、消毒及び飲料水の管理等の防疫指導等を行うものとする。

３　道（宗谷総合振興局）に対する報告

町は、避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（宗谷総合振興局長）に報告する。

(1)　避難所開設の日時、場所及び施設名

(2)　開設期間の見込み

(3)　受入状況、受入人員

(4)　炊き出し等の状況

第９　避難所の運営管理等

１　避難所の運営管理

避難所の運営は、関係機関の協力の下、町が適切に行うものとし、避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、地域住民、自主防災組織（自治会）及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。このため、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(1)　避難所連絡員

避難所連絡員は、避難所における受入状況及び物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

また、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、災害対策本部への報告を行う。

(2)　施設管理者

当該施設の管理者は、町長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力する。

２　被災者の生活環境の整備

町は、次の事項に留意の上、各避難所の生活環境の向上に努める。

(1)　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(2)　避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処

理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(3)　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4)　やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(5)　災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(6)　災害の規模等に鑑み、必要に応じて避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第 10　避難行動要支援者の避難行動支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、以下に定める事項のほか、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

１　避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

２　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定める避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置するとともに、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。

(1)　避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

(2)　医療機関への移送

(3)　施設等への緊急入所

３　応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居者の選定に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

４　在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

５　応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第 11　広域一時滞在

１　道内における広域一時滞在

(1)　町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めたときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

(2)　道内広域一時滞在の協議をしようとするとき、町長は、あらかじめ宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

(3)　町長又は知事から、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れを決定したときは、直ちに避難所の管理者等、被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。

なお、協議先市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。

(4)　町長は、協議先市町村長から受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(5)　町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(6)　協議先市町村長は、町長から道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(7)　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、前記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

２　道外への広域一時滞在

(1)　町長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）との被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

(2)　知事は、町長から道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うとともに、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。また、協議先知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

なお、道外広域一時滞在の協議をしようとする場合は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

(3)　町長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(4)　町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(5)　知事は、町長から道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、また、これを公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(6)　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長から要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

３　広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

４　内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について、道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎを行う。

資料編〔資料５－３〕　避難施設

第６節　応急措置実施計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、防災関係機関と連携の下、法令の定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

第２　実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

１　町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
２　消防機関の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
３　警察官等
４　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
５　知事
６　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
７　指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第３　町等の実施する応急措置

町長及びその所轄の下に行動する消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、基本法第62条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める。

１　警戒区域の設定（基本法第63条第１項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条）

(1)　町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員（以下、本節において「町長等」という。）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2)　町長等は、上記(1)の規定により警戒区域を設定しようとする場合、基本法第61条の２の規定に基づき、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(3)　町長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

(4)　町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5)　町長等以外の者が代わって警戒区域設定等の職務に当たる場合の設定要件・内容は、次のとおりである。

町長等以外の者による警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	○災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	基本法第73条
消防吏員又は消防団員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条・第36条
消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官又は海上保安官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。 ○火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。 ○水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条 地方自治法第153条 消防法第28条・第36条 水防法第21条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	基本法第63条

２　工作物、物件等の一時使用等（基本法第 64 条第１項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用することができる。この際、基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、礼文町公告式条例（昭和 31 年条例第１号）を準用して、その通知事項を町役場前の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

(1)　名称又は種類
(2)　形状及び数量
(3)　所在した場所
(4)　処分の期間又は期日
(5)　その他必要な事項

３　災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第 64 条第２項～第６項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

(1)　町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため、必要事項を公示しなければならない（基本法施行令第 25 条、第 26 条）。
(2)　町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる（基本法施行令第 27 条）。
(3)　工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第５条及び第６条の規定を準用する。
(4)　公示の日から起算して６か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

４　応急措置を実施するための従事命令の実施（基本法第 65 条第１項）

町長等は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

５　従事命令等の実施

基本法第 71 条第２項の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、「資料５－２　従事命令等の実施手続き（公用令書）　別表第１号様式から別表第６号様式」に定める

公用令書等を交付して行うものとする。また、救助法に基づく従事命令等の場合に当たっては、災害救助法施行細則第９条、第11条及び第17条に定める公用令書等を交付して行うものとする。この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

また、従事命令等に伴う損失等が発生した場合、次のとおりその損失補償等を行う。

(1)　施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生じる損失を補償する。

(2)　従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償は、救助法による救助が実施された場合の例による。

(3)　従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第４　町の実施する応急措置の代行

１　道（基本法第 73 条）

知事（宗谷総合振興局長）は、災害が発生し、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

(1)　警戒区域の設定（基本法第 63 条第１項）

(2)　応急公用負担の実施（基本法第 64 条第１項）

(3)　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第２項）

(4)　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第 65 条第１項）

２　指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第 78 条の２）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

(1)　応急公用負担の実施（基本法第 64 条第１項）

(2)　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第２項）

(3)　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第 65 条第１項）

第５　救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は「本章　第 33 節　災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

資料編〔資料５－１〕　従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者 〔資料５－２〕　従事命令等の実施手続き（公用令書）

第７節　自衛隊派遣要請計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部、関係対策部）は、自衛隊派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、災害発生時において円滑かつ迅速に災害派遣要請の要求を行い、自衛隊による効果的な派遣活動の実施に努めるものとする。

第２　派遣活動等

１　支援活動内容

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

(1)　被害状況の把握
(2)　避難の援助
(3)　遭難者等の捜索救助活動
(4)　水防活動
(5)　消防活動
(6)　道路又は水路の啓開
(7)　応急医療、救護及び防疫
(8)　人員及び物資の緊急輸送
(9)　炊飯及び給水
(10)　物資の無償貸付又は譲与
(11)　危険物の保安及び除去
(12)　その他

２　災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

知事等の要請により派遣された自衛隊は､警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとするが、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

(1)　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）
(2)　他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第６条第１項）
(3)　警戒区域の設定等（基本法第 63 条第３項）
(4)　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第８項）
(5)　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第３項）
(6)　自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第 76 条の３第３項）

第３　災害派遣要請等

１　派遣要請権者

(1)　知事（宗谷総合振興局長）

(2)　海上保安庁長官

(3)　第一管区海上保安本部長

(4)　空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

２　要請手続き

(1)　町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認めたときは、基本法第 68 条の２の規定に基づき、次の事項を明らかにした文書をもって派遣要請権者に自衛隊の災害派遣を要求する。この場合において、必要に応じ、その旨及び本町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

　また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　派遣部隊が展開できる場所

オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2)　要請権者は上記(1)の要請手続きにより派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。

(3)　町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただしこの場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行う。

派遣要請先（指定部隊等の長）

区分	指定部隊等の長	担当部課	担当地域
陸上自衛隊	北部方面総監	防衛部運用室	北海道全域
第２師団地区	第２師団長	第３部防衛班	第２師団地区全域
	第３普通科連隊長（名寄駐屯地司令）	連隊第３科	宗谷総合振興局、上川総合振興局管内
海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部３室	北海道全域
	函館基地隊司令	警備科	北海道全域
航空自衛隊	北部航空方面隊司令	防衛部	北海道全域
	第２航空団司令	防衛部	北海道全域

３　受入体制の確立

町長は、知事（宗谷総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1)　宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両､機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置を講ずる。

(2)　連絡職員の指名

現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

(3)　作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

４　自衛隊との連携強化

(1)　連絡体制の確立

町は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

(2)　連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

５　経費

(1)　次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

ア　資材費及び機器借上料

イ　電話料及びその施設費

ウ　電気料

エ　水道料

オ　くみ取り料

(2)　その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

(3)　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

６　撤収要請

町長は､災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは､速やかに文書をもって知事（宗谷総合振興局長）に撤収要請を依頼する。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

資料編〔資料７－３〕　自衛隊の災害派遣要請
〔資料７－４〕　自衛隊の災害派遣部隊撤収要請

第８節　広域応援・受援計画

第１　基本方針

大規模災害が発生した場合、町単独では十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、町（担当：総務対策部、関係対策部）は、防災関係機関等との相互協力体制を確立し、円滑な災害応急対策の実施を図るものとする。

第２　相互応援協力等

１　応援協定による応援要請

町長は、大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

２　基本法による応援要請

(1)　他の市町村長等に対する応援要請（基本法第 67 条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(2)　知事に対する応援要請（基本法第 68 条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（宗谷総合振興局長）に対し、応援又は応急措置の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事（宗谷総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(3)　知事の指示等（基本法第 72 条）

知事（宗谷総合振興局長）は、道内（管内）の市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、道内（管内）の市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

３　他市町村長に対する応援活動

町長は、知事（宗谷総合振興局長）又は他の市町村長から応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

なお、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下で行動する。

第３　指定地方行政機関等の応援又は職員派遣要請等

１　協定による応援要請

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（協定締結先：北海道開発局）」及び「災害時の応援に関する協定（協定締結先：北海道財務局）」に基づき、応援又は応急措置の

実施を要請する。

２　基本法による要請

町長等（町の委員会又は委員を含む。以下、本節において同様とする。）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請し、又は基本法第 30 条の規定に基づき、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。

(1)　要請手続き等

ア　職員の派遣要請

町長等は、職員の派遣を要請しようとするときは、指定地方行政機関の長等に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

(ｱ)　派遣を要請する理由

(ｲ)　派遣を要請する職員の職種別人員数

(ｳ)　派遣を必要とする期間

(ｴ)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ｵ)　上記(ｱ)～(ｴ)に掲げるもののほか、職員の派遣についての必要な事項

イ　職員の派遣の斡旋要請

町長等は、職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

(ｱ)　派遣の斡旋を求める理由

(ｲ)　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

(ｳ)　派遣を必要とする期間

(ｴ)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ｵ)　上記(ｱ)～(ｴ)に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

(2)　派遣職員の身分取扱い

ア　派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び職員派遣受入側の双方の身分を有する。したがって、双方の法令・条例及び規則の適用がある。ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

イ　派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第２項及び同法施行令第 18 条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定による。

ウ　派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

エ　派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用する。

オ　派遣受入側は、災害派遣職員に対して災害派遣手当を支給することができる。

第４　受入体制の確保

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は、国からの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）や道の職員派遣に対する受入体制を整備し、被災状況の迅速な把握、防災関係機関との調整等を円滑に進めるとともに、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の現地活動拠点施設を定め、被害の発生及び拡大の防止並びに災害応急対策に対する技術的な支援を受け、被災地の早期復旧に万全を期す。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。この際、特に大規模災害発生直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を的確かつ円滑に行えるようにする必要があることに留意する。

第５　消防機関

利尻礼文消防事務組合消防長は、大規模災害に対応するため、次のとおり広域応援・受援体制の確立を図る。

１　大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じて町長を通じて知事に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

２　他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立する。

３　大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

資料編〔資料１－５〕　災害応援協定 〔資料５－８〕　救援物資集積拠点

第９節　ヘリコプター等活用計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部、関係対策部）は、救急救助活動や災害応急対策活動等において、ヘリコプター等の活用が有効と認められる場合、ヘリコプターの運航を要請し、広域かつ機動的な応急対策活動の実施を図るものとする。

第２　ヘリコプター等の活動内容

１　災害応急対策活動

(1)　被災状況調査などの情報収集活動

(2)　救援物資、人員、資機材等の搬送

２　救急救助活動

(1)　傷病者、医師等の搬送

(2)　被災者の救助救出

３　火災防御活動

(1)　空中消火

(2)　消火資機材、人員等の搬送

４　その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第３　ヘリコプターの運航要請等

１　緊急運航の要請手続き

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、次の各号のいずれかに該当する場合、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等に基づき、知事に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

(1)　町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

(2)　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　要請方法

町長から知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、ＦＡＸにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

(1)　災害の種類

(2)　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3)　災害現場の気象状況

(4)　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法

(5)　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6)　応援に要する資機材の品目及び数量

(7)　その他必要な事項

３　報告

町長は、災害が収束した場合には、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

４　救急患者の緊急搬送手続き

(1)　町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後宗谷総合振興局にその旨を連絡する。

(2)　消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ＦＡＸにより「救急患者の緊急搬送情報伝達票」を提出する。

(3)　町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

消防防災ヘリコプター緊急運航要請系統

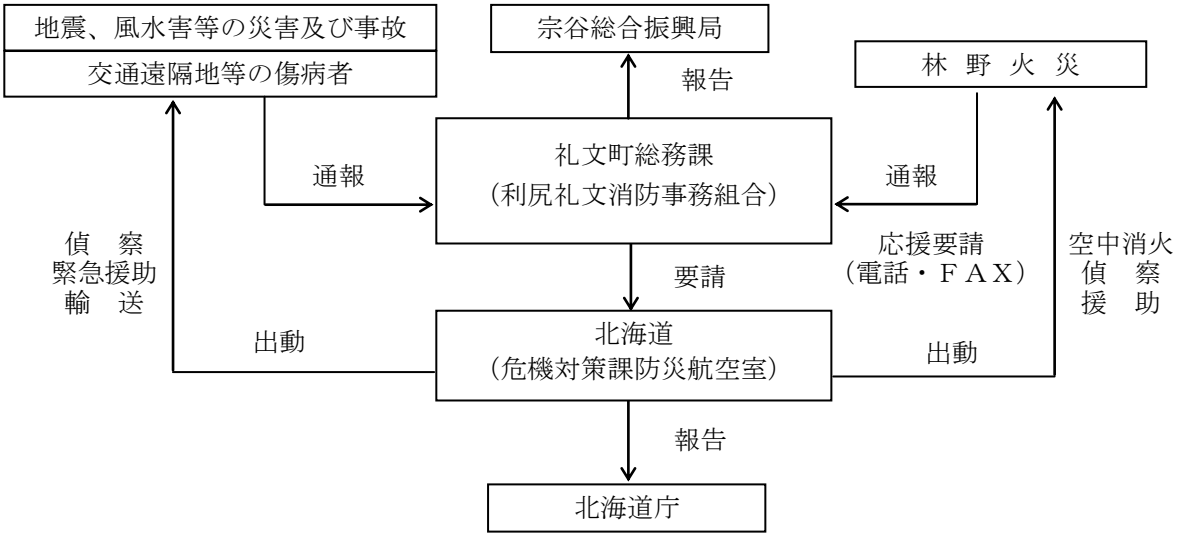

第４　受入体制等の確保

町は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を確保するとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

１　離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するとともに、必要に応じて救急車等の手配を行う。

２　安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援等を実施する。

資料編〔資料４－５〕　ヘリコプター離着陸場 〔資料４－６〕　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領 〔資料４－７〕　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

第 10 節　救助救出計画

第１　基本方針

町（担当：町民対策部、医療対策部）をはじめとする救助救出機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど、円滑な連携の下で迅速な救助救出活動を実施する。

また、地域住民や自主防災組織（自治会）等は、可能な限り救助救出活動に協力し、被災者の保護に努めるものとする。

第２　実施責任

１　礼文町、利尻礼文消防事務組合（救助法を適用された場合を含む。）

災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に搬送する。

また、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道（宗谷総合振興局）等に応援を求める。

２　北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

３　第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

４　北海道

市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第３　救助救出活動

１　救出対象者

町は、災害が発生したときには、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出する。

２　被災地域における救助救出活動

町は、自らの安全確保を図りつつ、警察と緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、救出班を編成し、被災者の救助救出活動を実施する。特に発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人的・物的資源を優先的に配分する。

３　海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部（稚内海上保安部）は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

４　費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

５　救出状況の記録

町は、被災者を救出した場合は、「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

６　災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は「第１編 第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより、防災関係機関と相互に連携の下、災害対策現地合同本部を設置する。

資料編〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第 11 節　医療救護計画

第１　基本方針

町（担当：町民対策部、医療対策部）は、災害発生時において、住民の生命を守ることを最優先の目的として、次の方針に基づき、関係機関と緊密に連携して、医療救護活動を実施する。

医療救護活動における基本的な方針

1　医療救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班が実施するが、災害急性期（発災後おおむね 48 時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地に派遣する。また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する。 2　救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。 3　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。 4　救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の業務内容は、次のとおりである。 (1)　トリアージ（重症度や緊急性などを判断し、医療救護等の優先順位を決定すること。） (2)　傷病者に対する応急処置及び医療 (3)　傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 (4)　助産救護 (5)　被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ） (6)　被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ） 5　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。 6　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の業務内容は、次のとおりである。 (1)　傷病者に対する精神科医療 (2)　被災者及び支援者に対する精神保健活動

第２　実施責任

１　礼文町

(1)　災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は医師会、道その他の関係機関に協力を要請し、医療救護活動に当たる。

(2)　被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

２　北海道

(1)　災害発生時に町等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。

(2)　救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。

　また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

(3)　被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

(4)　災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。

(5)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう努める。

(6)　必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

(7)　被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（心のケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

　また、被災したことによる心の健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

３　災害拠点病院

(1)　道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣し、医療救護活動を行う。

(2)　被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出し等により地域の医療機関を支援する。

４　協力機関等

関係協力機関は、道の要請等に基づき、救護班の派遣等により医療救護活動を行う。

第３　医療救護の対象

１　対象者

(1)　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2)　災害の発生日前後７日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

２　対象者の把握

対象者の把握は、所管を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に報告する。報告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部に指示する。

第４　医療救護活動の実施

１　救護班の編成

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、礼文町国民健康保険船泊診療所の職員を主体に救護班を編成し、医療救護活動に当たる。この際、必要に応じて町内医療機関に

協力を要請する。

また、必要に応じて次の項目を通知し、宗谷医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。

救護班の編成に当たっては、宗谷医師会の指定する医療機関により編成するものとし、その基準（医師、看護師、事務局員等）は、宗谷医師会長の定めるところによる。

(1)　災害発生の日時、場所、原因及び状況

(2)　出動の時期及び場所

(3)　出動を要する人員及び資機材

(4)　その他必要な事項

２　応援の要請

町長は、災害規模等の状況に応じて知事に対し、次の機関の応援要請を行う。

(1)　救護班の支援（日赤病院、国・道立病院）

(2)　患者の移送（自衛隊）

３　救護所の設置

救護所は、町内各医療機関とするが、必要により現地の公共施設等を使用する。

４　傷病患者の把握

傷病患者の把握については、傷病者に対するトリアージ・タッグを取り付ける。

トリアージ・タッグ

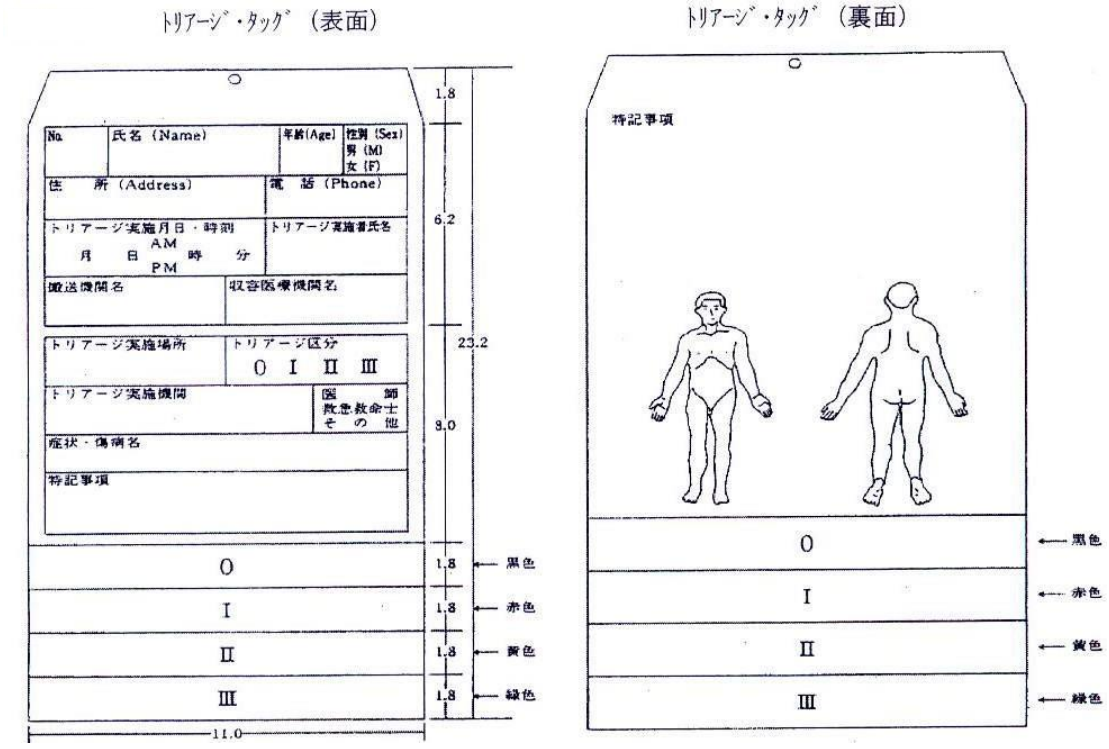

５　医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

６　輸送体制の確保

(1)　救護班等

救護班等の移動手段についてはそれぞれの機関で行うが､道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道に派遣を要請し、道等が所有するヘリコプター等、また状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等により輸送を実施する。

(2)　重症患者等

重症患者等は、現地での応急処置を実施後、原則として消防機関が最寄りの医療機関に搬送する。ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は他の救護班が確保した車両により搬送するものとし、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道に派遣を要請し､道等が所有するヘリコプター等､また状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等により輸送を実施する。

医療救護活動の体系

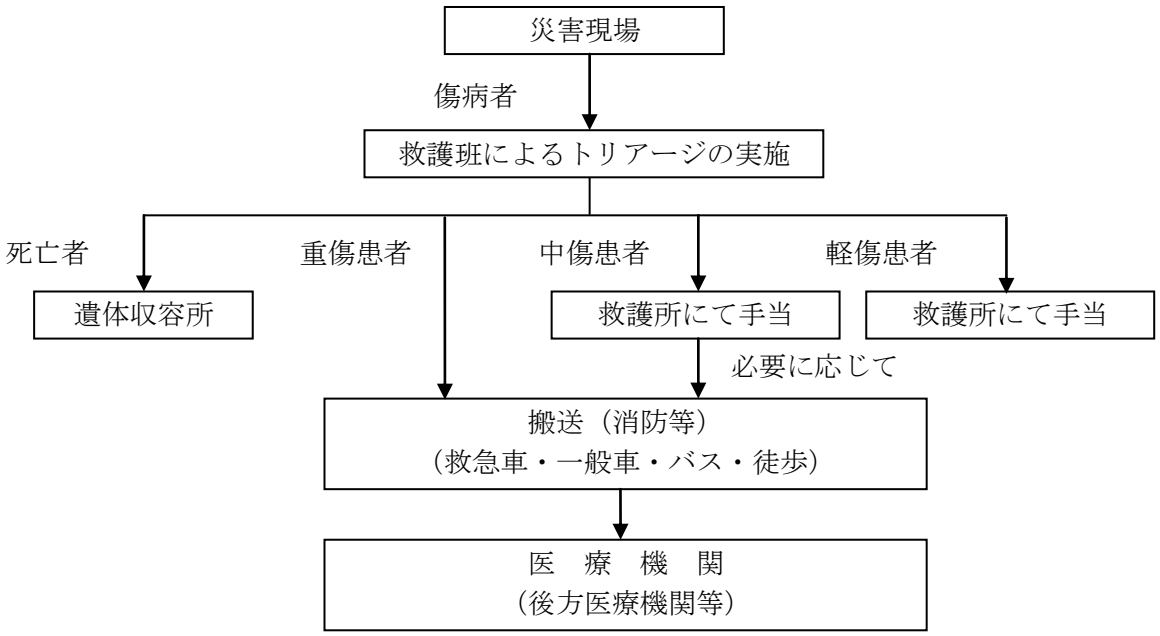

７　費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

８　医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは､「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

第５　健康管理

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

第６　臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関し、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定の適用除外措置があることに留意する。

資料編〔資料５－５〕　関係医療機関 〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第 12 節　防疫計画

第１　基本方針

町（担当：町民対策部、医療対策部、建設対策部、衛生対策部）は、災害発生時において、生活環境の悪化を防ぎ、感染症の流行を防止するため、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫活動を実施する。

第２　実施責任

１　礼文町

(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

(2)　稚内保健所の指導の下、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

２　北海道

(1)　感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施する。

(2)　市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

(3)　地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

第３　防疫体制の確立

１　防疫体制

(1)　ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための町民対策部に防疫班を編成する。

(2)　防疫班は、おおむね衛生技術者１名、事務職員１名、作業員２～３名で編成する。

防疫班の編成

班　名	班　長	班　員
防疫班	町民課長	町民課員・船泊支所係員

（注）防疫班の活動範囲は主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理することを原則とする。

２　防疫用器材の調達

防疫を行うに当たり、町が所有する消毒機等の防疫用器材が不足した場合は、稚内保健所又は近隣市町村等に対し、応援を要請する。

第４　感染症の予防

町は、次のとおり感染症の予防措置を講ずる。

１　検病調査及び保健指導等への協力

道が設置する検病調査班が実施する検病調査、保健指導等に協力するとともに、防疫情報の提供に努める。

２　予防接種

知事が感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

３　清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は、管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1)　ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋め立て等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによるものとする。

(2)　し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は終末処理施設を利用させるなどの方法により不衛生にならないよう処分する。

４　消毒方法

感染症法第 27 条第２項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成 16 年１月 30 日付け健感発第 0130001 号)」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

なお、知事の指示がない場合でも町長が必要と認めた場合は、上記の措置に準じて実施する。

５　ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第 28 条第２項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

６　生活用水の供給

感染症法第 31 条第２項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実施するものとし、生活用水の供給に当たっては、特に配水器具等を衛生的に処理することに留意する。

なお、供給量は１日１人当たり約 20 リットルを目安とする。

７　一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合は、当該井戸等の設置者等に対し、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導する。

第５　患者等に対する措置

町は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等は、速やかに稚内保健所に通知するとともに、知事が必要と認め実施する感染症法に基づく調査その他の防疫措置に協力する。

第６　避難所等の防疫指導

町は、避難所等の施設について、次により防疫指導等を実施する。

１　健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

２　清潔方法、消毒方法等の実施

稚内保健所長の指導の下、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

３　集団給食

給食従事者は､原則として健康診断を終了した者をもって充て､できるだけ専従するものとし、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導を徹底させる。

４　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導を徹底させる。

第７　家畜防疫

町は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき宗谷家畜保健衛生所長が家畜防疫上必要があると認めたときに実施する、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等に協力する。

資料編〔資料５－10〕　防疫用資器材等

第 13 節　災害警備計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部）は、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備に関し、必要な連携・協力を行い、公共の安全と秩序の維持に努めるものとする。

第２　北海道警察

北海道警察（稚内警察署）は、関係機関と緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進するほか、各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

１　災害警備体制の確立

各種災害が発生した場合、その災害の規模及び態様に応じ、別に定めるところにより災害警備本部等を設置する。

２　応急対策の実施

(1)　災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

(2)　住民の避難に当たっては、町等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街､商店街等におけるパトロールを行い､犯罪の予防及び取締り等に当たる。

(3)　各種災害が発生し､又は発生のおそれがある場合は､関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

(4)　防災関係機関と協力して､被災者の救助救出活動を実施するとともに､死体見分等に当たる。

第３　第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部（稚内海上保安部）は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

１　巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。

２　巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第 63 条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

３　治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第 14 節　交通応急対策計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部、建設対策部、産業対策部）は、災害時における道路交通等の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するため、必要に応じて交通規制、緊急通行車両等の確認申請等を実施するとともに、速やかに放置車両対策を講じ、交通並びに輸送車両の確保に努めるものとする。

第２　実施責任

１　礼文町、利尻礼文消防事務組合

(1)　町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限する。

また、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にして交通の確保に努める。

(2)　町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

(3)　消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

なお、この措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができ、この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

２　北海道公安委員会（稚内警察署）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

また、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

３　第一管区海上保安本部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

４　東京航空局道内各空港事務所

飛行計画、飛行経路等の調整を行うほか、緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

５　北海道

(1)　道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。

(2)　交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限すると

ともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

(3)　道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

６　自衛隊

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にいない場合、必要な措置を講じ、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行の確保、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止、現場の被災工作物等の除去等を実施する。

７　一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第３　道路の交通規制

１　道路交通網の把握

災害が発生した場合、町は、他の道路管理者及び北海道公安委員会（稚内警察署）と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

(1)　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

(2)　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

(3)　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

２　交通規制の実施

町は、他の道路管理者及び北海道公安委員会（稚内警察署）と連携し、次の方法により交通規制を実施する。

(1)　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

(2)　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

規制の標識等

備考

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、字を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは１㎝とする。

3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の１／２まで縮小することができる。

３　関係機関との連携

町は、交通規制により通行の禁止又は制限を行った場合には、他の道路管理者及び北海道公安委員会（稚内警察署）と連携の下、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

第４　海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（稚内海上保安部）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

１　船舶交通のふくそうが予想される海域においては､必要に応じて船舶交通の整理･指導を行う。

２　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

３　海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。

４　水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

５　航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第５　緊急通行車両等の確認申請

北海道公安委員会は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

１　緊急通行車両の確認手続き

町は、基本法に規定する災害応急対策の実施のために使用する車両について、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

(1)　確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（宗谷総合振興局）又は北海道警察本部、旭川方面本部、稚内警察署及び交通検問所で行う。

(2)　証明書及び標章の受領

緊急通行車両であると確認を受けたものについては､車両ごとに緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示する。

(3)　緊急通行車両

ア　基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用され、次の事項について行う車両であること。

(ｱ)　特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(ｲ)　消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ｳ)　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ｴ)　災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項

(ｵ)　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ｶ)　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(ｷ)　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ｸ)　緊急輸送の確保に関する事項

(ｹ)　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ　指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

緊急通行車両確認証明書

第　　号		年　月　日	
緊急通行車両確認証明書 知事　印 北海道公安委員会　印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	（　）　局	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路		出発地	目的地
備考			

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

緊急通行車両標章

（備考）
1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車番）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(4)　事前届出制度の普及等

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

緊急通行車両等事前届出書

災害
地震防災応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

北海道公安委員会　殿

届出者住所
(電話)
氏名　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	(　)　局　番
	氏名	
出発地		

(注)　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。

災害　第　号
地震防災応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

北海道公安委員会　印

(注) 1　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

3　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考　1　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

２　通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、通行規制の対象から除外される車両として通行を認める。

町は、通行規制の対象から除外される車両について、事前届出をしておくほか、災害発生時においては、規制除外車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

(1)　確認場所

規制除外車両の確認は、北海道警察本部、旭川方面本部、稚内警察署及び交通検問所で行う。

(2)　証明書及び標章の受領

規制除外車両であると確認を受けたものについては、車両ごとに規制除外車両確認証明書及び標章の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示する。

(3)　通行規制の対象から除外される車両等

ア　傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ　報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ　他の都道府県公安委員会又は知事の証明書及び標章の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ　次に掲げる車両のうち規制除外車両として標章の交付を受け、かつ当該目的のため使用中の車両

(ｱ)　道路維持作業用自動車
(ｲ)　通学通園バス
(ｳ)　郵便物の収集又は配達のため使用する車両
(ｴ)　電報の配達のため使用する車両
(ｵ)　廃棄物の収集に使用する車両
(ｶ)　伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両
(ｷ)　その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

規制除外車両事前届出書

災害 原子力災害 国民保護措置用 応急対策用 規制除外車両事前届出書 年　月　日 北海道公安委員会　殿 届出者住所 （電話） 氏名　㊞	災害 原子力災害 国民保護措置用 応急対策用 第　号 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年　月　日 北海道公安委員会　印
番号標に表示されている番号	（注） 1　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1)　規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2)　規制除外車両が廃車となったとき。 (3)　その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
使用者　住所	（　）局　番
使用者　氏名	
出発地	
（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	

備考　1　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第６　放置車両対策

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者が自ら当該車両の移動等を行う。

また、北海道公安委員会からの要請若しくは道からの指示に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。

第７　緊急輸送道路等の確保

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を的確かつ円滑に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

町は、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、防災関係機関と連携の下、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去等により緊急輸送道路の確保に努める。

資料編〔資料４－３〕　緊急輸送道路

第 15 節　輸送計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部）は、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、必要な措置を講じ、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節において「災害時輸送」という。）を迅速かつ的確に行う。

第２　実施責任

１　礼文町

防災関係機関の協力を得て災害時輸送を行う。

２　北海道運輸局

自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

３　東京航空局道内各空港事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

４　北海道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

５　北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

６　第一管区海上保安本部

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速かつ積極的に実施する。

第３　輸送の範囲

災害時輸送の範囲はおおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接関わるものを最優先する。

なお、輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

１　被災者を避難させるための輸送
２　医療及び助産で緊急を要する者の輸送
３　応急対策のための必要な人員、器材の輸送
４　飲料水の確保と運搬給水
５　救援物資の輸送
６　その他特に必要とする輸送

第４　災害時輸送の実施

１　輸送の方法

町は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるもののうち、最も適切な方法により災害時輸送を実施する。

(1)　車両等による輸送

災害時において車両による輸送のための交通路が確保されている場合、緊急輸送は第一次的には車両により行う。

ア　配車の方法

各対策部長は、災害時において車両を必要とするときは総務対策部長に配車の要請を行い、要請を受けた総務対策部長は、「輸送計画」を作成し、災害の状況等を勘案して適切な配車を行う。

イ　車両の状況

町が所有する車両は、「資料４－４　町有車両の現況」のとおりである。

被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合、又は他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、防災関係機関への応援要請、又は協定による民間車両の借上げ等により車両の確保を図る。

ウ　緊急輸送車両の申請

災害時において公安委員会等が車両の通行を禁止又は制限した場合は、「本章 第 14 節 交通応急対策計画」に定めるところにより、緊急輸送車両であることの標章及び証明書の交付を申請する。

(2)　人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能となったときは、労務者による人力輸送を行う。

(3)　空中輸送

陸上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は孤立した集落などで緊急輸送の必要がある場合は「本章 第７節 自衛隊派遣要請計画」及び「本章 第９節 ヘリコプター等活用計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を要請し、輸送力の確保を図る。

(4)　舟艇輸送

水害時における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食料の供給等必要がある場合、又は車両等による陸上輸送が困難な場合は、漁業協同組合等の関係機関及び消防機関に要請して舟艇等により輸送を行う。

２　費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

３　実施状況の記録

町は、緊急輸送を実施した場合は、「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

第５　輸送費用の支払

国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送、要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

１　国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

２　要請により運送事業者が行う災害時輸送

知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

資料編〔資料４－４〕　町有車両の現況 〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第 16 節　食料供給計画

第１　基本方針

災害発生時において、町（担当：町民対策部、産業対策部）は、関係機関と連携の下、被災地の住民及び災害応急対策実働従事者に供給する食料を調達するとともに､迅速かつ的確に食料の供給、炊き出しを実施する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

なお、食料の調達・供給に当たっては、要配慮者や乳幼児等のニーズに配慮する。

第２　実施責任

１　礼文町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、供給対策を実施する。

なお、町において調達が困難な場合、町は、その確保について宗谷総合振興局を通じて道に要請する。

２　北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

３　北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第３　食料の供給

１　供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

(1)　避難勧告等に基づき避難施設に避難している者

(2)　住家が被害を受け、炊事が不可能な者（避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者を含む。）

(3)　旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者

(4)　施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者

(5)　災害応急活動従事者

２　需要の把握

町は、被災者及び災害応急活動従事者に対する食料の需要を把握し、食料等の調達計画を作成するとともに、必要な量の食料の調達を行う。この際、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

３　食料の確保

町は、災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

(1)　備蓄食料の活用

ア　個人の備蓄

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であることから、住民等に対し、家庭内の食料備蓄について普及・啓発を図り、災害時においてはこれを活用する。

イ　町の備蓄

災害時の初期応急対策に対応できる一定の食料について、集中備蓄又は分散備蓄の両方により保管・管理し、応急時においてこれを供給する。

(2)　主要食料の調達

被災者等に対しての炊き出し等の給食に米穀等を必要とする場合は、町内業者及び協定締結業者から調達するものとし、必要量が確保できないときは、宗谷総合振興局長を経由し、知事に対して支援を要請する。

また、必要に応じて宗谷総合振興局長を経由し、知事に対して農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれない場合は、直接政策統括官に要請する。

なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)」の規定に基づき、政策統括官と売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引渡しを受ける。

(3)　副食及び調味料の調達

副食、調味料その他主食以外の食料は、原則として町が直接、町内業者及び協定締結業者から調達するものとし、調達が不可能なとき、又は必要量が確保できないときは、宗谷総合振興局長を経由して知事に対して支援を要請する。

(4)　乳幼児対策

乳幼児に対する食料品は、最寄りの食料品店、香深・船泊漁業協同組合等から調達する。

４　炊き出し計画

(1)　現場責任者

炊き出しを実施する場合、町民対策部長は、当該班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

(2)　炊き出しの方法、場所

町は、炊き出しを実施する場合、「第１編 第３章 第３節 住民組織の協力」に定める団体及び日本赤十字社北海道支部、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する避難所を利用して行うものとし、不足する場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

(3)　業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の米飯提供業者から購入し供給する。

また、必要がある場合は、宗谷総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

５　食料の供給

被災者に対する食料の供給は、公平かつ円滑に実施できるよう配慮しつつ、各自治会長、駐在員、住民組織等の協力を得て、次のとおり行う。

(1)　炊き出しその他による食料の供給は、原則として避難所において行う。

(2)　自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において供給する。

６　食料供給時の留意事項

町は、次の事項に留意の上、常に食品衛生等を心掛ける。

(1)　炊き出し施設には、飲料用水を十分供給する。

(2)　供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付ける。

(3)　炊き出し施設には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

(4)　炊き出しに当たっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

(5)　使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に注意する。

７　費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

なお､給食の期間は､7 日程度を限度として状況により多少期間を延長することを考えるほか、長期にわたることが予測される場合は、通常配給への切り替えを行うものとする。

８　供給状況の記録

町は､炊き出しその他による食料の供給を実施した場合は､｢資料７－９　災害救助法関連様式｣に準じてその状況を記録する。

第４　食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は｢本章 第 15 節 輸送計画｣及び｢本章 第 32 節 労務供給計画｣に定めるところにより措置する。

資料編〔資料５－６〕　救援物資等調達先 〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第 17 節　給水計画

第１　基本方針

町（担当：建設対策部）は、災害発生に伴う水道施設の損壊等により、飲料用水や生活用水を得ることができない者に対し、衛生的で清浄な飲料水及び生活用水を供給する。この場合において、避難所に避難している被災者のみならず、避難所以外に避難した被災者あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

第２　実施責任

１　礼文町

給水活動を円滑かつ迅速に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、応急給水を実施する。

２　北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水関始の指導を行う。

第３　給水の実施

町は、災害時における応急給水を次のとおり実施する。

１　給水対象者

災害のため飲料水及び生活用水を得ることができない者とする。

２　飲料水及び給水資機材の確保等

(1)　個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後３日間分程度､個人において準備しておくよう住民に広報しておくものとする。

(2)　生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として､被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし､不足する場合は井戸水、自然水（河川の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

(3)　給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握しておくとともに、災害時においては､水道事業指定業者から応急給水用･給水施設用応急復旧資機材を調達するほか､被災地の給水人口に応じて給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達し、給水に当たる。

３　給水施設の応急復旧

在庫資材・発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給する。

４　給水方法

(1)　輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2)　浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3)　家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

(4)　水源井を含む水道施設全部が被災した場合

道に要請し、器材の提供を受ける他、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

搬送給水は、消防水槽車・トラックによるほか、必要に応じ自衛隊の出動の要請を得て行う。

５　応援の要請

町は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、道は、その事態に照らして緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

６　費用及び期間

救助法の定めに準じて行う。

７　給水の記録

町は、給水を実施した場合は、「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料編〔資料５－９〕　水道施設・給水資機材 〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第 18 節　衣料、生活必需物資供給計画

第１　基本方針

災害発生時において、町（担当：町民対策部、産業対策部）は、関係機関と連携の下、被災者に供給する衣料、生活必需品その他の物資を調達するとともに、迅速かつ的確に供給する。この場合において、被災地の実情や男女のニーズの違いにも十分配慮するとともに、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるものとする。

第２　実施責任

１　礼文町

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の調達、供給対策を実施する。

なお、町において調達が困難な場合、町は、その確保について宗谷総合振興局を通じて道に要請する。

２　北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づき、斡旋び調達を行うものとし､町における物資が不足し､災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町長からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し、輸送する。

また、災害時に迅速に調達できるよう、生活必需品その他の物資を取り扱う業者等と事前に連絡調整を行う。

なお、町長に物資を配分するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

さらに、社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

３　指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

なお、北海道経済産業局が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第３　物資の供給

町は、次のとおり災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等物資を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等物資を給与又は貸与する。なお、給与等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

１　対象者

給与又は貸与する対象者は、おおむね次のとおりである。

(1)　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者

(2)　衣料等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

２　物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお､給与又は貸与する物資は､要配慮者等のニーズや男女ニーズの違いに配慮しながら行う。

(1)　寝具（毛布、布団、タオルケット等）

(2)　外衣（洋服、作業衣、子供服等）

(3)　肌着（シャツ、パンツ等）

(4)　身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）

(5)　炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

(6)　食器（茶碗、皿、箸等）

(7)　日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）

(8)　光熱材料（マッチ、ロウソク等）

(9)　その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

３　物資の確保

世帯構成員別被害状況等により世帯別の被害状況を把握（「資料７－５　世帯構成員別被害状況」を参照）した上で、町民対策部長が被災者の状況に応じて物資購入（配分）計画（「資料７－６　物資購入（配分）計画表」を参照）を樹立し、これに基づき、必要数量を次により調達する。

(1)　地域内で調達できる生活必需品等物資の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとし、災害発生時においては、その規模に応じて、町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。

また、生活必需品等物資を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法をあらかじめ定め、町内業者及び協定締結業者等から調達する。

(2)　日本赤十字社北海道支部が被災者の救援用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。

日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

①　毛布	②　緊急セット	③　拠点用日用品セット	④　安眠セット

（注）救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄

(3)　その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難なとき､又は地域内において調達が不能になったときは、近隣市町村又は道に要請し、調達する。

(4)　調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管する。

４　給与又は貸与の方法

(1)　給与責任者

給与責任者は、町民対策部長とする。

(2)　地区情報連絡責任者

救援物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡責任者等の協力を得て迅速かつ的確に行う。

(3)　物資の給与又は貸与

「資料７－７　物資受払簿」等により、調達物資の受払状況を明確にしておくとともに、給与又は貸与に当たっては、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画に基づき、住民組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

５　費用の限度及び期間

救助法の定めに準じて行う。

６　給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、「資料７－８　物資給与及び受領簿」「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

第４　義援品の取扱い

町に送付された義援品の取扱いについては、町民対策部が担当するものとし、受付の記録、保管、被災者への配分等は、町長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

なお、災害救助法による救助物資とその他義援物資とは、明確に区分して処理する。

資料編〔資料５－６〕	救援物資等調達先
〔資料７－５〕	世帯構成員別被害状況
〔資料７－６〕	物資購入（配分）計画表
〔資料７－７〕	物資受払簿
〔資料７－８〕	物資給与及び受領簿
〔資料７－９〕	災害救助法関連様式

第 19 節　石油類燃料供給計画

第１　基本方針

町（担当：産業対策部）は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む。）の確保を図るとともに、被災者等に対する炊き出し等に必要な石油類燃料の供給又は斡旋を行う。

第２　実施責任

１　礼文町

町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに､災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

２　北海道

道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を努める。

また、町等の要請に応えて迅速に調達できるよう、北海道石油業協同組合連合会と連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第３　石油類燃料の確保

町は、次の事項に留意の上、石油類燃料の確保を図るものとし、確保に当たっては、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又は斡旋を求める。

１　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

２　地域の主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。

３　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。

４　ＬＰＧ（液化石油ガス）については、迅速に調達できるよう、北海道エルピーガス災害対策協議会と連絡調整を行う。

第 20 節　電力施設災害応急計画

第１　基本方針

災害時には、地震、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障を及ぼす可能性があるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため町（担当：総務対策部）は、北海道電力(株)が別に定める「防災業務計画」に基づいて実施する電力施設（礼文発電所等）の防護、復旧活動等に協力し、早急な電力供給の確保に努めるものとする。

第２　応急対策

１　電源確保等

町は、庁舎の電源確保に努める。

また、通信機能の確保を図るとともに、各部において保有する情報システムのデータ保全に努める。

２　治安の維持等

町は、信号機の停止等に対処するため、必要に応じて稚内警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

３　災害広報

町は、北海道電力(株)と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第 21 節　ガス施設災害応急計画

第１　基本方針

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想されるほか、ガス漏れ等による火災からの避難等も予想される。このため町（担当：総務対策部）は、北海道ＬＰガス協会による応急対策に協力し、災害から住民を保護する。

第２　応急対策

１　協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、町は、北海道ＬＰガス協会に対する協力体制を確立する。

２　広報活動

町は、ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対して次の事項を十分周知する。

(1)　あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。
　　また、不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

(2)　点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

(3)　使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

第 22 節　水道施設対策計画

第１　基本方針

水道・下水道施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町（担当：建設対策部）は、当該施設を災害から防御するとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、水道及び下水道の確保を図るものとする。また、必要な広報を実施し、住民の不安解消を図るものとする。

第２　水道

１　応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、町単独では十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求める。

(1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
(2)　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
(3)　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
(4)　住民への広報活動を行う。

２　広報

町は､水道施設に被害を生じた場合は､その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

第３　下水道

１　応急復旧

町は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

(1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
(2)　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
(3)　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
(4)　管渠･マンホール内部の土砂の浚渫､可搬式ポンプによる緊急送水､仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
(5)　処理場への流入水量の増大により､二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
(6)　住民への広報活動を行う

２　広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第 23 節　応急土木対策計画

第１　基本方針

町（担当：建設対策部）は、災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の応急復旧対策のため、必要な措置を講ずる。

第２　実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

第３　応急土木復旧対策

１　被害種別

(1)　道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
(2)　盛土及び切土法面の崩壊
(3)　道路上の崩土堆積
(4)　トンネル、橋りょう及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
(5)　河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
(6)　河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
(7)　堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
(8)　砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
(9)　えん堤の流失及び決壊
(10) 貯水池の流木等の堆積
(11) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
(12) 岸壁・物揚場の決壊
(13) 航路・泊地の埋没

２　応急対策及び応急復旧対策

町は、災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するため、所管する施設等の応急措置及び応急復旧対策を次のとおり実施する。

なお、町単独での実施が困難な場合は、関係機関に応援を要請する。

(1)　応急措置の準備

ア　所管施設について、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ　災害の発生が予想されるときは、逐次所管施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2)　応急措置の実施

所管施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民生活の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施する。

また、必要に応じて道、他市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3)　応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により上記(2)で定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

３　関係機関等の協力

関係機関等は、法令及びそれぞれの計画の定めるところにより、必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう相互に協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなどの連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第 24 節　被災宅地安全対策計画

第１　基本方針

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、町（担当：建設対策部）は、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して二次災害の軽減、防止に努めるものとする。

第２　事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、次の取組を推進する。

１　町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

２　道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。

３　道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

４　町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第３　応急危険度判定の実施

１　危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対して支援を要請する。

２　危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、道協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

３　判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

(1)　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。

(2)　宅地の被害程度に応じ「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分で判定する。

(3)　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

被災宅地の危険度判定結果の表示区分等

区　分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

４　危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、実施マニュアルに基づき、次の業務を行う。

(1)　宅地に係る被害情報の収集

(2)　判定実施計画の作成

(3)　判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

(4)　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

(5)　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

被災宅地危険度判定実施の流れ図

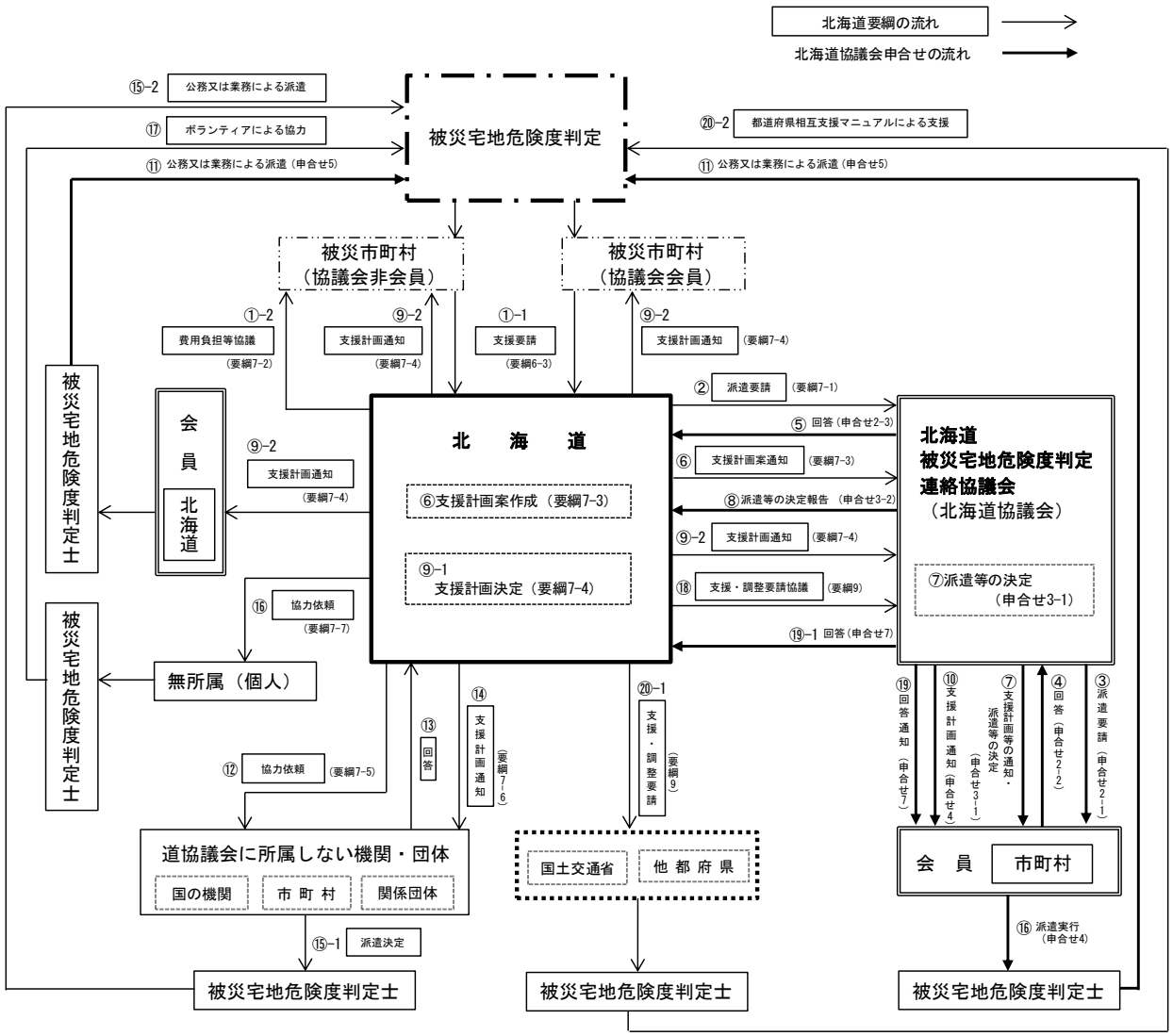

資料：北海道地域防災計画

第 25 節　住宅対策計画

第１　基本方針

町（担当：建設対策部）は、道と連携の下、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理を実施するとともに、避難所の設置等を行う。

なお、建設に当たっては、速やかに道と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

第２　実施責任

１　礼文町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

また、救助法が適用された場合の避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

なお、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合は、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

２　北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第３　実施の方法

１　避難所

町は、災害により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を受け入れて保護するため、「本章第５節 避難対策計画」に定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

２　公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

３　応急仮設住宅の建設等

(1)　入居対象者

応急仮設住宅への入居対象者は、原則として、次の条件に該当する者とする。

ア　住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ　居住する住家がない者であること。

ウ　自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ｱ)　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者

(ｲ)　特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2)　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考については、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定する。

(3)　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行う。

(4)　応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5)　建設戸数（借上げを含む。）

知事は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6)　規模、構造、存続期間及び費用

ア　応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき 29.7 ㎡を基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による２～６戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ　応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は借上げに係る契約を締結）を完了した後、３か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、２年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ　費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7)　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8)　運営管理

町及び道は、応急仮設住宅の運営管理に当たって、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

４　平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

５　住宅の応急修理

(1)　応急修理を受ける者

ア　住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ　自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2)　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3)　修理の範囲と費用

ア　応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ　費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

６　災害公営住宅の整備

(1)　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に掲げる項目の１以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居者の受入れを行う。

ア　地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ｱ)　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。

(ｲ)　１市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ｳ)　滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

イ　火災による場合

(ｱ)　被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ｲ)　滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

(2)　整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和 16 年法律第 193 号）第 46 条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3)　整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア　入居者資格

(ｱ)　当該災害発生の日から３年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(ｲ)　月収 214,000 円以下（当該災害発生の日から３年を経過した後は、158,000 円）で事業主体の条例で定める金額を超えないこと。

(ｳ)　現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(ｴ)　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ　構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ　整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ　国庫補助

(ｱ)　建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の２／３。ただし、激甚災害の場合は３／４

(ｲ)　借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の２／５

７　応急仮設住宅設置及び住宅応急修理の記録

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

第４　資材等の調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、知事に斡旋を依頼する。

第５　住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

資料編〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第 26 節　障害物除去計画

第１　基本方針

町（担当：建設対策部）は、災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、がけ崩れ及び浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等で住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、応急対策の万全を図るものとする。

第２　実施責任

１　道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力して実施する。

なお、住居又はその周辺については、本町に救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

２　海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「本章 第 14 節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第３　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

1　住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

2　障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

3　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

4　その他公共的立場から除去を必要とする場合

第４　障害物の除去

１　実施方法

(1)　実施責任者は、自らの応急対策資機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。

(2)　障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

２　除去した障害物の集積場所

(1)　除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積する。

(2)　町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

３　工作物等の保管

(1)　工作物を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間その工作物名簿を公示する。

(2)　保管した工作物等が滅失、破損するおそれのあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。

４　費用の限度及び期間

救助法の定めに準じて行う。

５　実施状況の記録

障害物を除去した場合は、「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

第５　放置車両の除去

放置車両の除去については「本章 第 14 節 交通応急対策計画」に定めるところによる。

資料編〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第 27 節　文教対策計画

第１　基本方針

町（担当：文教対策部）は、災害発生時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策を講ずる。

また、文化財の保全等に努めるものとする。

第２　実施責任

１　学校管理者等

(1)　防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため､各学校では平素から災害に備えた職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2)　児童生徒の安全確保

ア　在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ　登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知・徹底を図る。

(3)　施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

２　礼文町・北海道

応急教育対策及び文化財保全対策を講ずる。

なお、救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第３　応急対策実施計画

町及び学校管理者は、相互に連携の下、次のとおり応急対策を実施する。

１　休校措置

(1)　授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。この場合、下校についての注意事項を十分徹底させるとともに､必要ある場合は教師が地区別に引率するなどの措置を講ずる。

(2)　登校前の場合

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となり、休校措置を登校前に決定した場合、学校長は直ちにその旨を各学校があらかじめ定める伝達方法に従い各児童生徒に周知徹底する。

２　施設の確保と復旧対策

災害により学校施設に被害があった場合は、被害の程度により、速やかに応急処理を行い、施設の確保に努めるものとするが、教室が授業に使用できない場合は、おおむね次の基準により応急授業を行う。

(1)　校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとるなどして授業の確保に努める。

(2)　校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設等又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(3)　仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場を建築するなどの対策を講じ、又は宗谷教育局を通じて道教育委員会に対し、施設の斡旋を要請する。

３　教育の要領

(1)　災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2)　特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ　教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ　通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得る。）。

エ　学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。

オ　教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいに十分配慮する。

(3)　災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

４　教職員の確保

教育職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教育職員の確保に努め、又管内の教育職員の臨時配置計画を作成して、教育に支障を来さないように努める。

５　授業料の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会が必要に応じて次の措置を講ずる。

(1)　保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

(2)　公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

６　学校給食対策

(1)　施設の復旧

給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

(2)　食材の確保

給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

(3)　衛生管理

給食施設及び物資が被災した場合は、衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の措置を講ずる。

７　衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理の徹底に努める。

(1)　校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2)　校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3)　受入施設としての使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

(4)　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第４　教材、学用品等の調達及び給与

町は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を調達し、給与する。

また、救助法が適用された場合は、救助法施行規則（昭和 22 年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第１号）に基づき迅速な措置を講ずる。

１　支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

２　支給品名

(1)　教科書及び教材

(2)　文房具

(3)　通学用品

３　調達方法

(1)　教科書の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。

また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

(2)　教科書以外の学用品の調達

町内の学用品取扱店から調達するが、町内で調達困難な場合は、知事（北海道教育委員会）に斡旋を依頼する。

４　支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

５　給与状況の記録

学用品の給与を行った場合は「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

第５　文化財保全対策

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、北海道文化財保護条例（昭和 30 年北海道条例第 83 号）及び礼文町文化財保護条例（昭和 59 年礼文町条例第１号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

資料編〔資料５－14〕　指定文化財 〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第 28 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

第１　基本方針

町（担当：町民対策部）は、災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を適切に実施する。

第２　実施責任

１　礼文町・日本赤十字社北海道支部

関係機関相互の協力の下、警察、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て、行方不明となった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

２　稚内警察署・稚内海上保安部

行方不明者の捜索、死体見分等を実施する。

第３　実施の方法

１　行方不明者の捜索

(1)　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2)　捜索の実施

町は、警察官、海上保安官と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て捜索班を編成し、必要な舟艇その他機械器具を活用して実施する。

(3)　捜索の要請

町は、単独での捜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合、又は町において被災し、行方不明者が流失により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

ア　行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ　行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ　応援を要請する人員、又は船艇、機械器具等

(4)　変死体の届け出

町は、変死体を発見した場合、直ちに警察官又は海上保安官に届け出を行う。

また、所要の措置を経た後に引き渡された場合は、遺体の処理を実施する。

２　遺体の処理

(1)　対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2)　処理の範囲

ア　遺体の収容及び一時保存（町）

イ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日本赤十字社北海道支部）

ウ　検案（日本赤十字社北海道支部）

エ　死体見分（警察官、海上保安官）

(3)　安置場所の確保

遺体の安置場所は、町内の寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所を選定するが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して安置場所とする。

また、町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から稚内警察署との連携を図り、事前の確保に努める。

(4)　収容及び処理

ア　遺体の収容（一時保存）

(ｱ)　遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし､又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合、町は、必要に応じて町内の医師、地域住民等の協力を求め、遺体を安置場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

(ｲ)　遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は当該市町村長に連絡の上、引き渡す。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、関係機関と連携の下、町において処理する。

(ｳ)　身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、死体の洗浄、縫合、消毒及び一時的な保管をすると同時に、死体の特徴の記録及び所持品を保管する。

イ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒をし、また、遺体の撮影により身元確認の措置をとる。

ウ　検案、見分

死因その他の医学的検査を行う。

３　遺体の埋葬

(1)　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2)　埋葬の方法

ア　町は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行う。

イ　身元不明の遺体等については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により処理し、埋葬に当たっては土葬又は火葬とする。

(3)　広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合､又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は､道に対し、広域火葬の調整を要請する。

(4)　平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が

政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第５条及び第 14 条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

４　実施状況の記録

町は、行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。

資料編〔資料５－12〕　火葬場施設 〔資料５－13〕　遺体埋葬場所 〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第 29 節　家庭動物等対策計画

第１　基本方針

町（担当：町民対策部）は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。

第２　実施責任

１　礼文町

被災地における逸走犬等の管理を行う。

なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

２　北海道

(1)　宗谷総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じて助言を行う。

(2)　道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。

第３　家庭動物等の取扱い

１　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第３号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。

２　災害発生時における動物の避難は、条例第６条第１項第４号の規定により、動物の飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。

３　町は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第 30 節　廃棄物等処理計画

第１　基本方針

町（担当：町民対策部、建設対策部、衛生対策部）は、災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務について、迅速かつ的確に必要な措置を講じ、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに、被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るものとする。

なお、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については「本章 第 26 節 障害物除去計画」に定めるところによる。

第２　実施責任

１　礼文町

(1)　被災地における廃棄物等の処理を行う。

なお、損壊家屋等の災害廃棄物や避難所から排出される生活ごみ及びし尿の処理及び廃棄物処理施設の被災等により、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

(2)　被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施する。

２　北海道

(1)　宗谷総合振興局は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じた指導・助言を行う。

(2)　道は、町から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。

第３　廃棄物等の処理方法

１　廃棄物等の処理体制の確立

(1)　町は、廃棄物等の収集、処理及び死亡獣畜の処理等の作業を効果的に実施するため、廃棄物処理班を編成する。

(2)　廃棄物処理班の班長には衛生センター所長を、班員には衛生センター職員をもって充てる。

２　ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分

町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第６条の２第２項及び第３項、第 12 条第１項並びに第 12 条の２第１項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、基本法に基づき、環境大臣が町域において「廃棄物処理特例地域」を指定した場合には、基本法第 86 条の５の規定に従い必要な措置を講ずる。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(1)　ごみの収集処分の方法

ごみは、町のごみ埋立地に収集、投棄する。その際、現有車両による処理が困難な場合は、

民間所有車又は業者から車両を借り入れて実施する。

(2)　し尿の収集方法

し尿の収集は、委託業者のほか必要に応じて車両を借上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとし、便所の倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう、被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理する。

３　ごみ及びし尿の処理

(1)　ごみ処理

ア　食物の残廃物を優先収集すること。

イ　処理方法は、ごみ処理施設を使用することを原則とし、施設が被災した場合等に埋立ての方法をとる。

(2)　し尿処理

ア　収集不能地域に対しては容器を配付すること。

イ　処理方法は、し尿処理施設を使用することを原則とし必要に応じ簡易処理場を設置することとする。

４　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行う。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、宗谷総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。

(1)　環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。

(2)　移動できないものについては、稚内保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。

(3)　上記(1)及び(2)において埋却する場合にあっては１ｍ以上覆土する。

第４　仮設トイレの設置

町は、災害の状況に応じ、避難所又は野外に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、必要箇所に最少限度の数を設置するものとし、この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

資料編〔資料５－11〕　廃棄物処理施設等

第 31 節　災害ボランティアとの連携計画

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは十分に対応することができないことが予想されるため、町（担当：町民対策部）は、防災ボランティア活動指針に基づき、関係機関と連携を図りつつ、ボランティアニーズを把握するとともに、日本赤十字社北海道支部、礼文町社会福祉協議会又は各種ボランティア団体・ＮＰＯからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受け、効率的な災害応急活動の実施に努める。

第２　災害ボランティア受入体制の確保

町及び礼文町社会福祉協議会は、道、日本赤十字社北海道支部、その他関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

１　災害ボランティアセンターの設置

礼文町社会福祉協議会は、災害発生後、町と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入体制を確保する。

また、被害が甚大で、本町のみでは対応できないと判断される場合は、北海道社会福祉協議会に対し、ボランティアの受入れ・派遣体制の確保を要請するなどして、支援体制の確立を図る。

２　災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの活動内容は、おおむね以下のとおりである。

(1)　災害及び被災状況の情報収集
(2)　ボランティアニーズの把握
(3)　ボランティアの受付、登録
(4)　ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
(5)　ボランティアの派遣・撤収の指示
(6)　ボランティア活動の企画・開発
(7)　ボランティア活動の記録
(8)　災害ボランティアセンターの要員の維持、管理
(9)　災害ボランティアセンターの運営に必要な資材・器材の調達
(10)　関係機関との連絡調整　等

第３　災害ボランティアセンターとの連携・協力

１　災害ボランティアセンターとの連携

(1)　町は、災害発生後、町民対策部が中心となって災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2)　各対策部は、それぞれの担当分野における災害状況や被災者の要望等を調査し、ボランティアによる援助が必要な分野及び人数について､町民対策部を通じて災害ボランティアセンターに報告する。その際、一般分野（避難所の運営、救援物資の仕分け、清掃活動、炊き出し等）と専門分野（医療、介護、外国語通訳、情報通信等）とは区別して報告する。

２　ボランティアに協力依頼する活動内容

町が災害ボランティアセンターを通じてボランティア団体・ＮＰＯに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

(1)　災害・安否・生活情報の収集・伝達
(2)　炊き出し、その他の災害救助活動
(3)　高齢者、障がい者等の介護、看護補助
(4)　清掃及び防疫
(5)　災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配分
(6)　被災建築物の応急危険度判定
(7)　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
(8)　災害応急対策事務の補助
(9)　救急救助活動
(10)　医療・救護活動
(11)　外国語通訳
(12)　非常通信
(13)　被災者の心のケア活動
(14)　被災した母子及び父子のケア活動
(15)　被災動物の保護・救助活動
(16)　ボランティア・コーディネート

第４　ボランティア活動の環境整備

町は、災害時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、礼文町社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第 32 節　労務供給計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部）は、災害時における応急対策に必要なときは、民間団体の協力、一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な実施を図るものとする。

第２　実施責任

１　礼文町

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

また、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、必要な作業従事者の雇上げを行うほか、必要に応じて稚内公共職業安定所長に対し、求人申し込みを行う。

２　公共職業安定所

労務者の求人申込みを２つの機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介する。

第３　動員等の方法

１　動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず、応急対策協力団体、次に、被災地区以外の住民・民間活動団体の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げを行うものとする。

２　動員等の方法

各対策部において住民組織等の協力又は一般労働者の供給を必要とするときは、次の事項を示し、総務対策部長に要請する。

要請を受けた総務対策部長は、速やかに労務供給計画を樹立し、本部長へ報告する。

(1)　動員を必要とする理由
(2)　作業の内容
(3)　作業場所
(4)　就労予定期間
(5)　所要人員
(6)　集合場所
(7)　その他参考事項

３　民間団体への協力要請

(1)　動員の要請

町は、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、労務供給計画に基づき、住民組織等に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

(2)　住民組織等の要請先及び活動

「第１編 第３章 第３節 住民組織の協力」に定めるところによるものとし、作業の種別により適宜協力を求める。

４　労務者の雇上げ

町は、活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務供給計画に基づき、労務者を雇上げ、災害対策の円滑な実施を図る。

(1)　労務者雇上げの範囲

ア　土木、清掃作業等災害応急対策のための雇用

イ　行方不明者の捜索及び処理及び埋葬のための雇用

ウ　被災者救出用機械、器具、資材の操作のための雇用

エ　飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の輸送、配布等のための雇用

オ　救援物資の運搬、支給のための雇用

(2)　公共職業安定所への要請

町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、稚内公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。

ア　職業別、所要労働者数

イ　作業場所及び作業内容

ウ　期間及び賃金等の労働条件

エ　宿泊施設等の状況

オ　その他必要な事項

(3)　賃金及びその他の費用負担

ア　労務者に対する費用は、その求人を行った者（町）が負担する。

イ　労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第 33 節　災害救助法の適用と実施

第１　基本方針

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、町（担当：総務対策部、関係対策部）は、速やかに救助法の適用を申請するとともに、救助法による救助の実施により、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第２　救助法の適用基準

救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第１条第１項第１号～第４号の規定による本町における適用基準は次のとおりである。

救助法の適用基準

被害区分／町の人口	町単独の場合の住家滅失世帯数	相当広範囲な場合（全道 2,500 世帯以上）の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
5,000 人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
摘要	１　住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼：２世帯で滅失１世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの ・床上浸水：３世帯で滅失１世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの ２　世帯の判定 (1)　生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2)　会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。		

第３　救助法の適用手続き

１　救助法の適用要請

町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を宗谷総合振興局長に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態である場合は、併せて救助法の適用を要請する。

(1)　災害発生の日時及び場所
(2)　災害の原因及び被害の状況
(3)　救助法の適用を要請する理由
(4)　救助法の適用を必要とする期間
(5)　既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
(6)　その他必要な事項

２　適用要請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに宗谷総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受ける。

救助法の適用手続き系統図

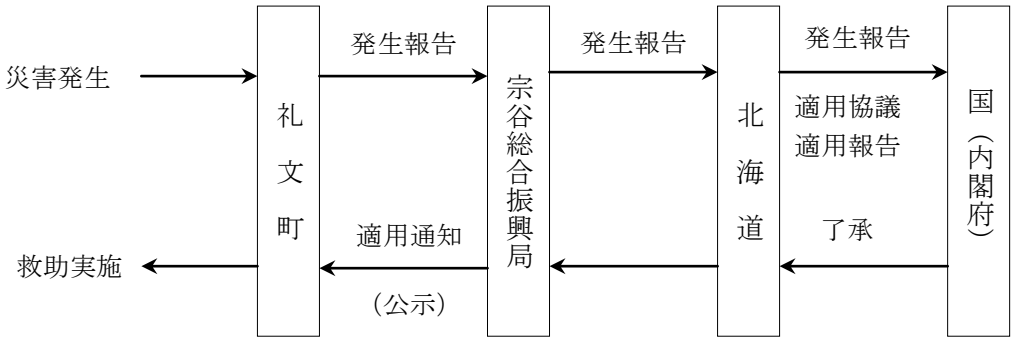

第４　救助の実施

１　実施機関

救助法による救助の実施は、知事（宗谷総合振興局長）が行う。ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

２　救助の種類等

救助法による救助は、同法に基づき、下表（災害救助法による救助の種類、対象、期間等）に掲げるもののうち、当該災害により現に救助を必要とする者に対し、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される救助の実施については、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等は、北海道における救助法施行細則（昭和 31 年規則第 142 号）の定めるところによるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について内閣総理大臣と協議する。

３　実施状況の記録

町は、救助法に基づく救助を実施した場合は、「資料７－９　災害救助法関連様式」に準じてその状況を記録する。ただし、災害直後の混乱時のため、これらの帳簿書式等の整備ができない場合には、これらに代わる何らかの書類等を整備・保存しておくものとする。

４　救助に必要とする措置

町は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、知事並びに同法第５条、第６条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第５　基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

災害救助法による救助の種類、対象、期間等

<table>
<tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th>対　　象</th><th rowspan="2">費用の限度額</th><th rowspan="2">期　　間</th><th rowspan="2">備　　考</th></tr>
<tr><th>実施者区分</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>住家に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者
町</td><td>(基本額)
避難所設置費
1人1日につき320円以内
(加算額)
冬期間(10月から翌年3月まで)は別に定める額を加算
※高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
2. 避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供給</td><td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者
対象者、対象箇所の選定～町
設置～道（ただし、委任したときは町）</td><td>1. 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。
2. 限度額1戸当たり2,660,000円以内
3. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)。</td><td>災害発生の日から20日以内着工
建設工事完了後3か月以内
※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能</td><td>1. 高齢者等の要配慮者等を数人以上受け入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。
2. 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1. 避難所に避難している者及び住家に被害を受けて炊事のできない者
2. 住家の被害を受け、一時縁故地等へ避難する者
町</td><td>1. 炊き出しによる給食は1人1日（3食）につき1,110円以内とし、給食数によって計算
2. 食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、1人につき3日分以内。その費用は、1人1日分につき1,110円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>飲料水を得ることができない者
町</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
町</td><td>1. 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。
2. 下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2. 被服、寝具、身のまわり品、日用品、炊事用具及び食器及び光熱材料の現物給付に限る。</td></tr>
</table>

		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
	冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

救助の種類	対　　象 実施者区分	費用の限度額	期　　間	備　　考
医療	医療の途を失った者（応急的処置） 医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1. 患者等の移送費は別途計上 2. 医療は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護の範囲内において行う。 3. 急迫した事情があり、やむを得ない場合においては医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者） 医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 病院又は診療所による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費 3. 助産師が助産を実施した場合は、慣行料金の８割以内の額	分娩した日から７日以内	1. 妊婦等の移送費は、別途計上 2. 助産は、分娩の介助、分娩前及び分娩後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給の範囲内において行う。
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にあり捜索又は救出を要する者 町	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等の当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 町	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日から１か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒 町	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,300円 中学校生徒　4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から （教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3. 学用品の給与は、被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品の品目について現物をもって行う。

救助の種類	対　　象 実施者区分	費用の限度額	期　　間	備　　考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 町	1体当たり 大人(12歳以上) 214,000円以内 小人(12歳未満) 168,300円以内	災害発生の日から10日以内	1.災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 2.　埋葬は、(附属品を含む。)の支給、骨つぼ及び骨箱の支給、埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)の方法により行う。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者 町	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等の当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1.輸送費、人件費は別途計上 2.災害発生 3 日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。
遺体の処理	災害の際に死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）をする。 町・日赤道支部	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり　3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費､人件費は別途計上 3.死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 4.死体の処理は、死体の洗浄・縫合・消毒等の処置、死体の一時保存、検案について行う。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 町	ロープ、スコップその他の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯につき 134,800 円以内	災害発生の日から10日以内	原則、半壊又は床上浸水した住家に係る世帯の数の 1 割 5 分以内。ただし、2 以上の市町村の区域が同一災害に基づく法による救助の適用区域に指定された場合で、特にやむを得ない事情があるときは一定の限度においてこれを超えることができる。
輸送及び賃金職員等の雇上げ	1.被災者の避難 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.遺体の捜索 6.遺体の処理 7.救済用物資の整理配分 町	当該地域における通常の実費	当該救助の実施期間以内	
生業資金の貸付け	住家が全壊し、全焼し又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 現在運用されていない。	生業費 1 件当たり 30,000 円以内、就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内	災害発生の日から 1 か月以内（資金の貸付期間は、2 年以内とし、当該資金には、利子を付さない。）	生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸付する。

（注）期間については、全て災害発生の日から起算することとし、この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料編〔資料７－９〕　災害救助法関連様式

第３章　災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。このため町は、住民の意向を尊重しながら、国、道、関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者生活再建及び経済の復興、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑かつ迅速な復旧・復興を図るものとする。

第１節　災害復旧計画

第１　基本方針

町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、計画的な収集・運搬・処分により、迅速かつ適切に廃棄物処理を行う。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第２　実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第３　復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

(1)　河川
(2)　海岸
(3)　砂防設備
(4)　林地荒廃防止施設
(5)　地すべり防止施設
(6)　急傾斜地崩壊防止施設
(7)　道路
(8)　港湾
(9)　漁港
(10)　下水道

（11）公園

２　農林業施設災害復旧事業計画

３　上水道災害復旧事業計画

４　住宅災害復旧事業計画

５　空港施設災害復旧事業計画

６　社会福祉施設災害復旧事業計画

７　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

８　学校教育施設災害復旧事業計画

９　社会教育施設災害復旧事業計画

10　その他災害復旧事業計画

第４　災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね「資料６－４　事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

第５　激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合、町は、道と連携の下、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

資料編〔資料６－４〕　事業別国庫負担等一覧

第２節　被災者援護計画

第１　基本方針

町は、災害からの速やかな復旧を図るとともに、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援対策を講ずる。

第２　罹災証明書の交付

１　礼文町

(1)　町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

(2)　町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

(3)　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(4)　町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

２　利尻礼文消防事務組合

(1)　町長は、罹災証明書のうち、火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて消防長等に消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。

(2)　消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

第３　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

１　被災者台帳の作成

(1)　町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2)　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア　氏名

イ　生年月日

ウ　性別

エ　住所又は居所

オ　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

カ　援護の実施の状況

キ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク　電話番号その他の連絡先

ケ　世帯の構成

コ　罹災証明書の交付の状況

サ　町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ　上記サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス　被災者台帳の作成に当たり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

セ　その他被災者の援護の実施に関して町長が必要と認める事項

(3)　町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4)　町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

２　台帳情報の利用及び提供

(1)　町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2)　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ　その他台帳情報の提供に関して町長が必要と認める事項

(3)　町長は、上記(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。この場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号(本節第３の１(2)のス）を含めないものとする。

第４　融資・貸付等による金融支援

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するための応急金融については次のとおりである。

なお、応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要の詳細は、「資料６－５　応急金融の大要」による。

1　生活福祉資金
2　母子父子寡婦福祉資金
3　災害援護資金貸付金
4　災害弔慰金
5　災害障害見舞金
6　住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
7　災害復興住宅資金
8　農林漁業セーフティネット資金
9　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）による融資
10　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
11　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
12　造林資金
13　樹苗養成施設資金
14　林道資金
15　主務大臣指定施設資金
16　共同利用施設資金
17　備荒資金直接融資資金
18　中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧)」
19　勤労者福祉資金
20　被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく支援

第５　義援金の募集及び配分

１　義援金の募集

(1)　受付窓口の設置

町は、災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、義援金の受付窓口を設置するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

(2)　義援金の受入れ

町は、災害の発生に際して、礼文町社会福祉協議会と連携の下、義援金の募集を行うものとし、募集に際しては、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

２　義援金の配分

(1)　災害義援金配分委員会の設置

町は、災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、礼文町災害義

援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

(2)　配分計画の作成

町は、寄託された義援金（日本赤十字社北海道支部や道等の義援金受付団体に寄託された義援金を含む。）について、配分委員会において次の事項について審議し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、迅速かつ適切に配分する。

ア　配分対象

イ　配分基準

ウ　配分方法

エ　その他必要な事項について

(3)　配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

３　北海道による義援金の募集及び配分

道は、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会を設置し、これに当たる。

資料編〔資料６－１〕　災害弔慰金の支給等に関する条例 〔資料６－２〕　災害による被害者に対する町税の減免に関する条例 〔資料６－５〕　応急金融の大要

第３編　地震・津波災害対策編

第１章　災害予防計画

町は、地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、他の防災関係機関と相互に協力して災害予防対策を積極的に推進する。

また、住民及び民間事業者は、平常時から災害に対する備えを心掛けるよう努めるものとする。

第１節　住民の心構え

第１　基本方針

住民は、北海道地方で過去に発生した地震・津波災害や、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災、平成 23 年３月の東日本大震災の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時においては、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、地震・津波発生時においては、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第２　家庭における措置

１　平常時の心得

(1)　地域の避難場所、避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
(2)　がけ崩れ、津波に注意する。
(3)　建物の補強、家具の固定をする。
(4)　火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
(5)　消火器等の用意をする。
(6)　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
(7)　地域の防災訓練に進んで参加する。
(8)　隣近所と地震時の協力について話し合う。
(9)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

２　地震発生時の心得

(1)　まずわが身の安全を図る。
(2)　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声を掛けながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
(3)　すばやく火の始末をする。
(4)　火が出たらまず消火する。
(5)　あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
(6)　狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

(7)　山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
(8)　避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
(9)　みんなが協力し合って、応急救護を行う。
(10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
(11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第３　職場における措置

１　平常時の心得

(1)　消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
(2)　消防計画により避難訓練を実施する。
(3)　とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
(4)　重要書類等の非常持出品を確認する。
(5)　不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

２　地震発生時の心得

(1)　すばやく火の始末をする。
(2)　職場の消防計画に基づき行動する。
(3)　職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
(4)　正確な情報を入手する。
(5)　近くの職場同士で協力し合う。
(6)　エレベーターの使用は避ける。
(7)　マイカーによる出勤、帰宅等は自粛するとともに、危険物車両等の運行は自粛する。

第４　集客施設でとるべき措置

1　構内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
2　あわてて出口・階段などに殺到しない。
3　吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第５　街など屋外でとるべき措置

1　ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
2　ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
3　丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

第６　運転者のとるべき措置

１　走行中のとき

(1)　走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
(2)　走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
(3)　停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
(4)　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に

置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切る。この際、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。また、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

２　避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。

第７　津波に対する心得

１　一般住民

(1)　強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

(2)　「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。

(3)　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

(4)　津波は第二波･第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

(5)　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。

(6)　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。

(7)　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。

(8)　沖合の津波観測に関する情報の意味や内容､この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）･津波警報･津波注意報である。

(9)　正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

(10)　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

(11)　津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気を緩めない。

２　船舶関係者

(1)　強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

ア　津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

イ　津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

(2)　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

(3)　津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

第２節　地震・津波に強いまちづくり推進計画

第１　基本方針

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震・津波に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第２　地震に強いまちづくり

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり地震に強いまちづくりを推進する。

1　避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時的な避難地としてのグラウンド等、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など、防災に配慮した計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりに努める。

2　避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

3　不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設等の管理者と連携の下、安全確保対策及び発災時の応急活動体制の整備を強化する。

第３　建築物の安全化

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり建築物の安全化を推進する。

１　建築物の安全確保対策の推進

(1)　防災上重要な公共施設の整備

耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2)　指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3)　防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

(4)　老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

２　町営住宅の建て替え推進

既存の町営住宅は、地域性、老巧度等を考慮し、「礼文町耐震改修促進計画」及び「公営住宅長寿命化計画」により耐震・耐火構造に建て替えを図る。

３　一般建築物の耐震性の向上

建築物の耐震化の重要性を広く住民、事業所等に対し広報を行うとともに、町内の建築物の耐震性を高めるための相談、指導体制の整備を推進する。

また、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

４　地震安全対策の推進

建築物の施設管理者と連携の下、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。

５　文化財の保護

文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第４　主要交通、道路の整備

震災時において道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路新設及び拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため町は、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備、及び地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の拡幅等の整備を推進する。

また、国、道及び防災関係機関と連携し、主要な道路等の耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第５　消防水利の確保・整備

大規模地震では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が極めて高い。このため町は、河川等の自然水利を利用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

１　河川水の緊急利用

流水利用についての調査・検討を行い、取水口の整備等河川水の有効利用を図る。

２　耐震性防火水槽等の設置

庁舎等の災害対策活動拠点及び学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性防火水槽の計画的整備を図り、必要な水利の確保を図る。

第６　通信機能の強化

町は、道及び防災関係機関と協力し、主要な通信施設等について、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに､設備の耐震性の確保や通信手段の多様化･多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第７　ライフライン施設等の機能の確保

町は、道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、次のとおり地震発生時におけるライフライン施設等の機能の確保に努める。

１　水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

２　自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

３　廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第８　港湾の整備

町は、国及び道と連携し、耐震強度のある港湾整備等を推進し、大規模な地震・津波発生における港湾機能の確保を図る。

第９　復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となるグラウンド等の整備に努める。

第 10　液状化対策等

町は、国、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、次のとおり必要な対策の実施に努める。

１　公共施設等の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に際しては十分な連絡・調整を図る。

２　個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第 11　危険物施設等の安全確保

町は、道及び防災関係機関と連携の下、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第 12　災害応急・復旧対策等への備え

町は、道及び防災関係機関と連携の下、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、震災後の復旧拠点基地、救援基地となるグラウンド等の整備など必要な備えを行うとともに、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド等を確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第 13　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

１　地震防災緊急事業五箇年計画

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、北海道地域防災計画及び本計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成しており、町は、道と連携の下、その整備を計画的に進める。

２　計画対象事業

(1)　避難地
(2)　避難路
(3)　消防用施設
(4)　消防活動用道路
(5)　緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設等
(6)　医療機関、社会福祉施設、公立保育園、公立小中学校、公的建造物等の改築・補強
(7)　津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設

(8)　砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設のうち地震防災上必要なもの
(9)　地域防災拠点施設
(10) 飲料水確保施設、電源確保施設等
(11) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
(12) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
(13) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第 14　津波に強いまちづくり

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、次のとおり津波に強いまちづくりを推進する。

1　津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

2　できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路、避難階段等の整備など、関連計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

3　本計画及び関連計画等の相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、関連計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

4　老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

資料編〔資料３－５〕　危険物取扱施設
〔資料５－８〕　救援物資集積拠点
〔資料５－14〕　指定文化財

第３節　地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

第１　基本方針

町は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、道及び防災関係機関と連携の下、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

なお、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第２　防災知識の普及・啓発

１　職員に対する防災教育の推進

町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成、配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

２　住民に対する防災知識の普及・啓発

町は、住民に対し、次により地震・津波に関する防災知織の普及・啓発を図る。特に住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

(1)　啓発内容

ア　地震・津波に対する心得
イ　地震・津波に関する一般知識
ウ　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
エ　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
オ　災害情報の正確な入手方法
カ　出火の防止及び初期消火の心得
キ　市街地等への外出時における地震発生時の対処方法
ク　自動車運転時の心得
ケ　救助・救護に関する事項
コ　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
サ　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
シ　要配慮者への配慮
ス　各防災関係機関が行う地震災害対策

(2)　普及方法

ア　テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
イ　インターネット、ＳＮＳの利用
ウ　広報紙、広報車両の利用
エ　映画、スライド、ビデオ等による普及
オ　パンフレットの配布

カ　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

３　学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

(1)　学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波発生時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

(2)　児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。

(3)　地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

(4)　社会教育においては、各団体等からの要請に基づき、出前講座等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

４　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及・啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第４節　防災訓練計画

町は、地震・津波災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとし、具体的な計画については、「第２編 第１章 第２節 防災訓練計画」を準用する。

第５節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

「第２編 第１章 第３節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第６節　相互応援（受援）体制整備計画

「第２編 第１章 第４節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第７節　自主防災組織の育成等に関する計画

「第２編 第１章 第５節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第８節　避難体制整備計画

第１　基本方針

町は、地震・津波災害から住民の生命及び身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

なお、地震・津波に対する避難体制の整備については、「第２編 第１章 第６節 避難体制整備計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第２　津波避難体制の整備

町は、道が示す「津波避難計画策定指針」を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、「津波ハザードマップ」「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の周知徹底に努めるとともに、自主防災組織（自治会）等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織（自治会)、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

なお、これらの計画を作成するに当たっては、関係機関や地域住民等との綿密な連携が必要不可欠であることから、町防災会議のほか、宗谷総合振興局地域災害対策連絡協議会を利用するなどしてその推進を図る。

第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

「第２編 第１章 第７節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第 10 節　津波災害予防計画

第１　基本方針

津波災害対策の検討に当たっては、次の２つのレベルの津波を想定することを基本とする。

①　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

②　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

町は、最大クラスの津波に対しては住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、指定緊急避難場所、避難路、避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用、建築規制等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第２　津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」等を参考として、護岸・防潮堤等の施設の整備を図る。

また、指定緊急避難場所及び避難路の整備、通信手段の多重化・多様化等を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動をとれるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの周知徹底に努めるなど、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。

さらに、必要に応じてこれらの予防対策の実施に関し、道に支援を要請する。

１　津波等災害予防施設の整備

町は、国及び道と連携の下、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(1)　海岸保全対策

町は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

(2)　港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

２　津波警報等、避難指示（緊急）等の伝達体制の整備

(1)　津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア　町は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、通知を受けた大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の住民、関係機関等への迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るための要員確保等の防災体制を強化する。なお、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっ

ては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。

イ　町は、道が整備する北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）を活用し、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ　町は、国及び道と連携の下、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを活用し、関係機関等で共有するとともに、公表を図る。

(2)　伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、屋外スピーカーのほか、北海道防災情報システム、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、登録制メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3)　伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される漁業施設の管理者（香深・船泊漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織（自治会）の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4)　津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し、実施する。

(5)　津波防災訓練

町は、地域住民等に対し、各種講演会等の各種普及・啓発活動を通じて津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、自治会、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6)　津波防災教育

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施する。

３　津波警戒の周知徹底

町は、広報紙等を活用し、「本章 第１節 住民の心構え」で示す一般住民及び船舶関係者に対する「津波に対する心得」に加え、次のとおり漁業地域における事項を含め、津波警戒に関する事項の周知徹底を図る。

(1)　陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難し、決して漁船や海を見に行かない。また、漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

(2)　漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深おおむね 50m 以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報（特別警報）」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

(3)　避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第 11 節　火災予防計画

第１　基本方針

町及び利尻礼文消防事務組合は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備を図るものとする。

なお、地震に対する火災予防に関する計画は、「第２編 第１章 第 10 節 消防計画」及び「第４編 第１章 第６節 大規模な火事災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第２　地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び利尻礼文消防事務組合は、道と連携の下、地震時の火の取扱いについて指導・啓発するとともに、利尻礼文消防事務組合火災予防条例に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第３　火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町及び利尻礼文消防事務組合は、道と連携の下、次のとおり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

１　一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器及び住宅用火災警報器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

２　防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織（自治会）及び消防団等による指導を強化する。

３　ホテル等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第４　予防査察の強化指導

利尻礼文消防事務組合は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

１　防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

２　消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第５　消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町及び利尻礼文消防事務組合は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

また、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第 12 節　危険物等災害予防計画

第１　基本方針

町及び利尻礼文消防事務組合は、関係機関と連携し、地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に努める。

なお、地震に対する危険物等の災害予防については、「第４編 第１章 第５節 危険物等災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第２　事業者等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、道及び関係機関と連携の下、事業者等に対し、次の事項の指導に努める。

１　事業者等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
２　事業者等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
３　危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
４　事業者等における自主保安体制の確立強化
５　事業者等における従業員に対する安全教育の徹底指導
６　事業者等の間における防災についての協力体制の確立強化
７　危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業者等への指導の強化

資料編〔資料３－５〕　危険物取扱施設

第 13 節　建築物等災害予防計画

「第２編 第１章 第９節 建築物等災害予防計画」を準用する。

第 14 節　土砂災害予防計画

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、町は、道等と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山えん堤の築堤、渓流工事等、治山施設の完備を図るものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止を推進する。

なお、土砂災害予防対策については、「第２編 第１章 第 16 節 土砂災害予防計画」に定めるところによるものとするが、地震による地盤の緩みの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期する。

第 15 節　液状化災害予防計画

第１　基本方針

町は、地震に起因する地盤の液状化による災害の予防に努める。

第２　液状化対策の推進

町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、道及び防災関係機関と連携の下、公共事業などの実施に当たって現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断するとともに、次のとおり効果的な液状化対策を推進する。

１　液状化対策の調査・研究

大学や各種研究機関の協力の下、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

２　液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策を検討する。

(1)　地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

(2)　発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

(3)　施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

３　液状化対策の普及・啓発

液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図るものとする。

第 16 節　積雪・寒冷対策計画

「第２編 第１章 第 17 節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第 17 節　複合災害に関する計画

「第２編 第１章 第 18 節 複合災害に関する計画」を準用する。

第 18 節　業務継続計画の策定

「第２編 第１章 第 19 節 業務継続計画の策定」を準用する。

第２章　災害応急対策計画

地震・津波災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模な地震・津波の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことが想定される。

災害応急対策実施責任者は、地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、相互に連携して災害応急対策を実施する。

なお、地震・津波災害時の応急活動体制については、「第１編 第３章 第１節 組織計画」及び「第１編 第３章 第２節 動員配備計画」に定めるところによる。

第１節　地震・津波に関する情報の収集・伝達計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部、関係対策部）は、地震・津波に関する情報並びに異常現象発見者の通報を迅速かつ的確に処理し、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第２　地震・津波に関する情報の発表

１　緊急地震速報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想された地域に対して緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

また、気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体等に伝達される。

なお、緊急地震速報（警報）の伝達に当たっては、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

地震動の特別警報・警報及び予報の区分及び名称

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	最大震度５弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、震度６弱以上の揺れが予想される場合は地震動特別警報に位置づけられている。）
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの

※　２箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(注) 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

２　津波警報等

(1)　津波警報等の種類

ア　大津波警報（特別警報）・津波警報

担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ　津波注意報

担当する津波予報区において､津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ　津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2)　発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波の災害が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下、本節においてこれらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから､推定した地震の規模が過少に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを情勢的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア　津波警報等の発表基準

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等
の　種　類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th rowspan="2">津波の高さ
予想の区分</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">津波警報等を見聞きした
場合にとるべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での
発表</th><th>巨大地震の
場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="4">大津波警報
（特別警報）</td><td rowspan="4">予想される津波の高さが高い所で３ｍを超える場合</td><td>10ｍを超える</td><td>10m超</td><td rowspan="3">巨　　大</td><td rowspan="4">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台など安全な場所へ避難する。
警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>５ｍを超え
10m以下</td><td>10m</td></tr>
<tr><td>３ｍを超え
５m以下</td><td>５ｍ</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え３m以下</td><td>１ｍを超え
３m以下</td><td>３ｍ</td><td>高　　い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高い所で 0.2m 以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>0.2m以上、
１m以下</td><td>１ｍ</td><td>（表記なし）</td><td>陸域では避難の必要はない。
海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。
海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td></tr>
</table>

（注）１　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

２　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合､津波警報等の発表が津波襲来に間に合わないことがある。

３　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

４　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ　津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高い所でも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

３　地震・津波に関する情報

気象庁及び稚内地方気象台は、次のような地震に関する情報を発表する。

(1)　地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	○震度３以上（津波警報等を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度３以上 ○津波警報等の発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	○震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度５弱以上	観測した各地の震度データを基に、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード 7.0 以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表（日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表）

(2)　地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁及び稚内地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

ア　地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報等が発表されたときや震度４以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報等並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

イ　管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごと又は週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料

(3)　津波に関する情報

津波警報等が発表された場合には、津波到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が発表される。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表 ［発表される津波の高さの値は、上記２の(2)「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」参照］
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※１　津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	１ｍを超える	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（全ての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※２　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	３ｍを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	１ｍを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（全ての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

全国の津波警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（全て数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

（備考）津波情報の留意事項等

①　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③　津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上掛かることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④　沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分と掛からない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

４　地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1)　震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

震源の地域名称とは、「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を 188 に区分した地域のことであり、この地域名称は、「震央地名」にも使用され、本町が該当する緊急地震速報で用いる府県予報区の名称及び緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称は、次のとおりである。

震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

区　　分	名　　称
緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	北海道道北
緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	北海道利尻礼文

(2)　津波予報区

気象庁は、全国を 66 区域に分けた津波予報区に対して、津波警報等を発表しており、本町が該当する津波予報区は、「北海道日本海沿岸北部」である。

津波予報

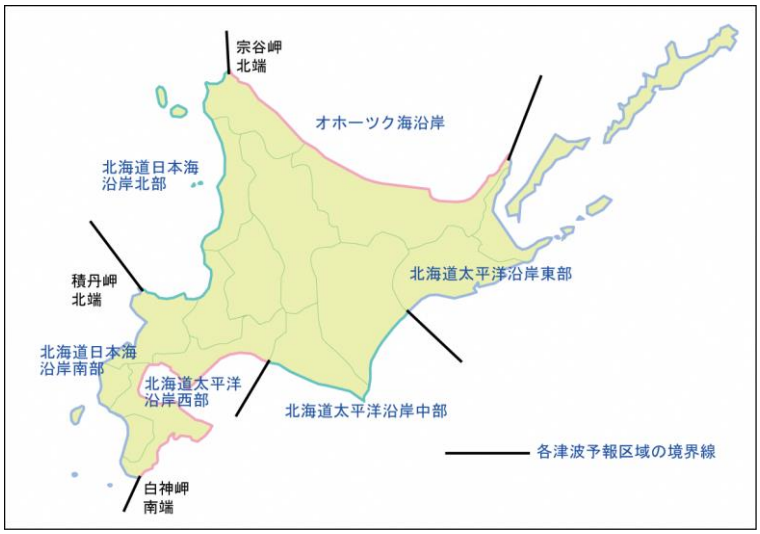

資料：北海道地域防災計画

５　津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。

津波警報等の伝達系統図

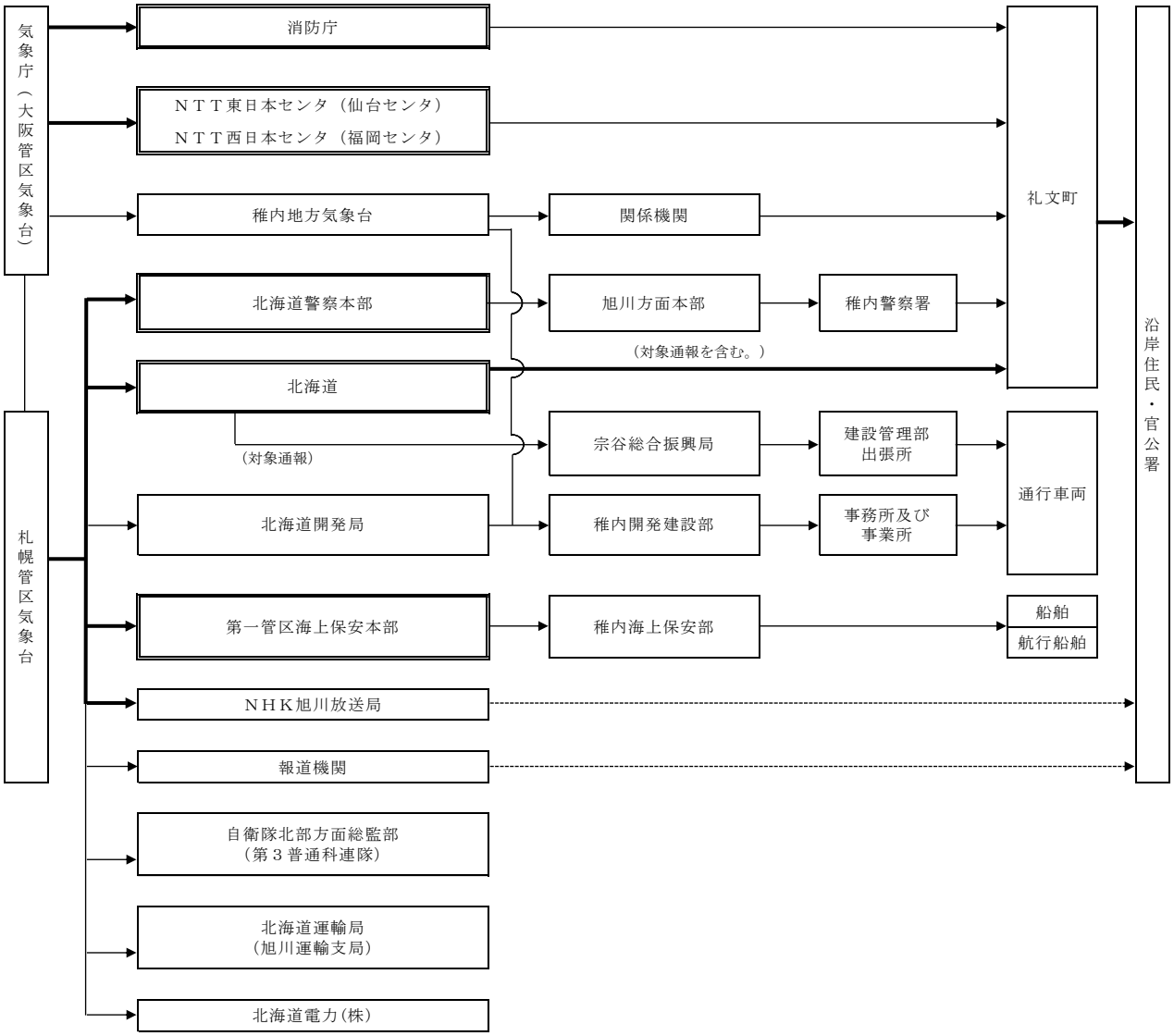

（注）　（二重線で囲まれている機関は気象業務法の規定に基づく法定伝達先）

（太線は特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達）

……▶ は放送

――▶ は気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達

（備考）

・ＮＴＴ東日本（仙台センタ）及びＮＴＴ西日本（福岡センタ）には津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報

・対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

第３　異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合の通報に関する事項は、「第２編 第２章 第１節 第４ 異常現象を発見した者の措置等」の定めるところによる。

第４　地震・津波に関する情報の受理及び伝達

町は、地震・津波に関する情報を迅速に収集するとともに、「第２編 第２章 第１節 第５ 気象通報等の受理及び伝達」の定めるところにより、関係機関、住民等に伝達する。特に津波警報等の伝達に当たっては、気象庁の定める予報警報標識規則における津波注意報及び津波警報標識に基づき、鍾音、サイレン音による伝達を実施する。

津波注意報及び津波警報標識

標識の種類	標　　識	
	鐘　音	サイレン音
津波注意報標識	(3 点と 2 点との斑打) ●－●－●　●－●	(約 10 秒) 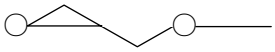 (約 2 秒)
津波警報標識	(2 点) ●－●　●－●　●－●	(約 5 秒) 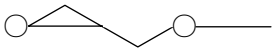 (約 6 秒)
大津波警報標識	(連点) ●－●－●－●－●－●	(約 3 秒) 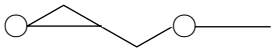 (約 2 秒)(短声連点)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1 点 2 個と 2 点との斑打) ●　●　●－●	(約 10 秒) 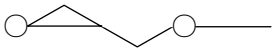 (約 3 秒)(約 1 分)

(注) 1　「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
2　鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料編〔資料２－４〕　気象庁震度階級関連解説表

第２節　災害情報収集・伝達計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部、関係対策部）は、防災対策の適切な実施を図るため、防災関係機関と連携の下、必要な災害情報等を収集するとともに、速やかに住民、関係機関等に伝達する。

なお、地震・津波発生時における災害情報等の収集・伝達については、「第２編 第２章 第２節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第２　災害情報の収集・伝達体制の整備

１　町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）などで受信した緊急地震速報を屋外スピーカー等により住民等への伝達に努める。

２　町は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、津波注意報及び津波警報標識、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

３　放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集・伝達に係る体制の整備に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

４　町は、防災関係機関が有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地において、迅速かつ正確に情報の収集・連絡を行うため、その通信手段の多重化・多様化に努める。特に町から道へ被災状況の報告ができない場合等は、道が被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握することとしており、町は、これら派遣職員の受入れに留意する。

なお、人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、町は、人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡を行う。

第３　災害情報等の内容及び通報の時期

１　町は、震度４以上を記録した場合、被災状況を道に報告する（ただし、震度５強以上を記録した場合、第一報を道及び国（消防庁経由）に、原則として 30 分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

２　町は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

３　町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

資料編〔資料４－１〕　災害情報等報告取扱要領

第３節　災害通信計画

「第２編 第２章 第３節 災害通信計画」を準用する。

第４節　災害広報・情報提供計画

町（担当：総務対策部、町民対策部）は、地震（津波）災害時において住民の適切な判断による行動と民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に正確な情報を提供するよう、積極的に広報活動を実施する。

なお、災害広報・情報提供については、「第２編 第２章 第４節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるものとし、地震・津波発生時においては、主に次の情報を適切に提供する。

１　津波に関する情報（特別警報、警報、注意報、危険区域等）
２　避難について（避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等）
３　交通・通信状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・通信途絶区域）
４　火災状況（発生箇所、避難等）
５　電気、水道・下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
６　医療救護所の開設状況
７　給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
８　衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
９　道路・橋りょう、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
10　住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

第５節　避難対策計画

第１　基本方針

地震・津波発生時においては、家屋の倒壊、火災等の発生が予測される中で迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、町（担当：総務対策部、関係対策部）は、避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

なお、地震・津波発生時における避難措置については、「第２編 第２章 第５節 避難対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施するものとし、特に大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報など津波の発生予報が発せられた場合は、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置をとる。

第２　避難方法

大規模な地震・津波が発生した場合は、各所で同時に火災が発生し、大火災に発展することが予測される。このため住民等は、地震・津波が発生し、避難が必要と判断した場合、直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、まずは、身の安全が確保できる避難場所（一時的に避難するグラウンド等）に避難して、当該避難場所で正確な災害情報等を収集する。

また、安全を確保した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

なお、特に津波発生時の避難については、次の事項に留意しつつ、必要な避難誘導体制を整備する。

１　避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できるように警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

２　町の職員、消防職員、消防団、警察官等避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

第３　避難所の開設、運営

１　避難状況の把握

町は、施設管理者等から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

２　開設予定の指定避難所の安全性の確保

避難所の開設に先立ち、開設予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1)　施設管理者等によるチェック

避難所の管理者及び担当職員は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか、次の措置を行う。

ア　立入禁止措置

イ　他の避難所の案内図の貼付

(2)　応急危険度判定士によるチェック

上記(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつきかねる場合、町は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3)　避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、グラウンド等の安全な場所に待機させる。

３　学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所での生活が長期化するおそれがあるため、町は、開設した避難所が学校である場合、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒とのすみ分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

資料編〔資料５－３〕　避難施設

第６節　地震火災等対策計画

第１　基本方針

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため町（担当：総務対策部）、利尻礼文消防事務組合及び被災地の住民や自主防災組織（自治会）等は、消防機関が実施する消防活動に協力するとともに、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、地震発生時における消火活動については、「第４編 第１章 第６節 大規模な火事災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

第２　消防活動体制の整備

利尻礼文消防事務組合は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備する。

第３　火災発生、被害拡大危険区域の把握

町及び利尻礼文消防事務組合は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握する。

また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に努める。

１　住宅密集地域の火災危険区域
２　がけ崩れ、崩壊危険箇所
３　津波等による浸水危険区域
４　特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第４　相互応援協力の推進

町及び利尻礼文消防事務組合は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定等により、必要に応じ相互に応援協力をする。

１　消防相互応援
２　広域航空消防応援
３　緊急消防援助隊による応援

第５　地震火災対策計画の作成

利尻礼文消防事務組合は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。この場合の基本的事項は、おおむね次のとおりである。

１　消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員・消防団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下するおそれがあることから、あらかじめこれらに対する維持・確保の措置を講ずる。

２　消防水利の確保

地震災害時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

３　応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討する。

４　初期消火の徹底

住民に対して平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、地震発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織（自治会）等は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第７節　津波災害応急対策計画

第１　基本方針

町（担当：総務対策部、関係対策部）は、大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合、警戒体制をとり、津波の発生に備えるほか、津波が発生した場合は、直ちに応急対策を実施する。

第２　津波警戒体制の確立

町は、札幌管区気象台の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備えて警戒体制をとる。

また、海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知し、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

さらに、潮位の変化等津波情報の収集・伝達を行うほか、道との連絡調整等を行う。

第３　住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）、津波警報若しくは津波注意報が発表された場合、又は海面監視により異常現象を発見した場合、町は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台などに緊急避難するよう伝達する。

なお、町が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合は、知事が町長に代わって避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

第４　災害情報の収集

町は、道、北海道警察及び第一管区海上保安本部が航空機又は船艇を派遣して把握・収集した災害状況について、相互に情報の共有化を図る。

第８節　応急措置実施計画

「第２編 第２章 第６節 応急措置実施計画」を準用する。

第９節　自衛隊派遣要請計画

「第２編 第２章 第７節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第 10 節　広域応援・受援計画

「第２編 第２章 第８節 広域応援・受援計画」を準用する。

第 11 節　ヘリコプター等活用計画

「第２編 第２章 第９節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第 12 節　救助救出計画

「第２編 第２章 第 10 節 救助救出計画」を準用する。

第 13 節　医療救護計画

「第２編 第２章 第 11 節 医療救護計画」を準用する。

第 14 節　防疫計画

「第２編 第２章 第 12 節 防疫計画」を準用する。

第 15 節　災害警備計画

「第２編 第２章 第 13 節 災害警備計画」を準用する。

第 16 節　交通応急対策計画

「第２編 第２章 第 14 節 交通応急対策計画」を準用する。

第 17 節　輸送計画

「第２編 第２章 第 15 節 輸送計画」を準用する。

第 18 節　食料供給計画

「第２編 第２章 第 16 節 食料供給計画」を準用する。

第 19 節　給水計画

「第２編 第２章 第 17 節 給水計画」を準用する。

第 20 節　衣料、生活必需物資供給計画

「第２編 第２章 第 18 節 衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第 21 節　石油類燃料供給計画

「第２編 第２章 第 19 節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第 22 節　生活関連施設対策計画

第１　基本方針

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（水道・下水道施設、電気、通信、放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を与えるため、これら各施設の管理者（担当：建設対策部、総務対策部）等は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるとともに、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努めるものとする。

第２　水道・下水道

「第２編 第２章 第 22 節 水道施設対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

１　水道施設

(1)　応急措置

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する飲料水等の供給に努める。

(2)　広報

町は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

２　下水道施設

(1)　応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

(2)　広報

町は、地震・津波により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第３　電気

「第２編 第２章 第 20 節 電力施設災害応急計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

１　応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生時においては、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

２　広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第４　通信

１　応急復旧

電気通信事業者は、地震・津波発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

２　広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第５　放送

放送機関は、地震・津波発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

第 23 節　応急土木対策計画

「第２編 第２章 第 23 節 応急土木対策計画」を準用する。

第 24 節　被災建築物安全対策計画

第１　基本方針

町（担当：建設対策部）は、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、防災関係機関と連携の下、被災建築物の安全対策を講ずる。

第２　応急危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

１　活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制

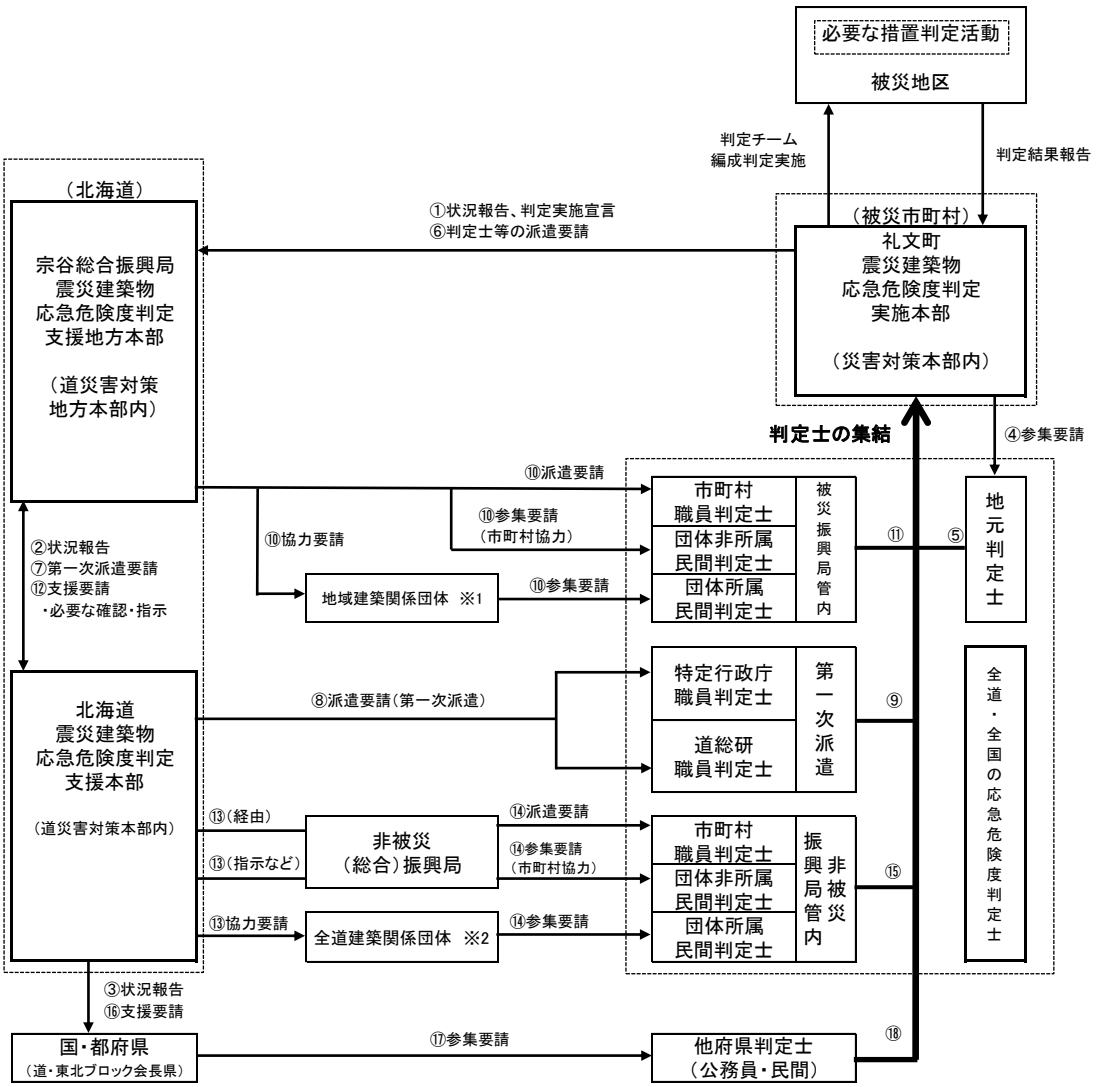

※１　地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会○○支部）
※２　全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

資料：北海道地域防災計画を一部加工

２　基本的事項

(1)　判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2)　判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3)　判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、３段階の判定の内容については、次のとおりである。

判定ステッカーの内容

区分	判定の内容
危　険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

(4)　判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5)　判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第３　石綿飛散防災対策

町は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第 25 節　被災宅地安全対策計画

「第２編 第２章 第 24 節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第 26 節　住宅対策計画

「第２編 第２章 第 25 節 住宅対策計画」を準用する。

第 27 節　障害物除去計画

「第２編 第２章 第 26 節 障害物除去計画」を準用する。

第 28 節　文教対策計画

「第２編 第２章 第 27 節 文教対策計画」を準用する。

第 29 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画

「第２編 第２章 第 28 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」を準用する。

第 30 節　家庭動物等対策計画

「第２編 第２章 第 29 節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第 31 節　廃棄物等処理計画

「第２編 第２章 第 30 節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第 32 節　災害ボランティアとの連携計画

「第２編 第２章 第 31 節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第 33 節　労務供給計画

「第２編 第２章 第 32 節 労務供給計画」を準用する。

第 34 節　災害救助法の適用と実施

「第２編 第２章 第 33 節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第３章　災害復旧・被災者援護計画

地震・津波災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、道及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第１節　災害復旧計画

「第２編 第３章 第１節 災害復旧計画」を準用する。

第２節　被災者援護計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、町は、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

被災者援護措置に当たっては、「第２編 第３章 第２節 被災者援護計画」に定めるところによるほか、特に地震災害発生時においては、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険が、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第４編　事故災害対策編

第１章　個別事故対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋りょうなど道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化に伴い発生する、海上災害（海難・流出油等）、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等の大規模な事故による被害（事故災害）について、町及び関係機関が実施する予防対策、防災関係機関と連携して実施する応急対策について定め、大規模な事故による被害拡大防止の一層の充実・強化を図るものとする。

第１節　海上災害（海難）対策計画

第１　基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第２　災害予防

町、利尻礼文消防事務組合、香深・船泊漁業協同組合及び船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下本章において同様とする。）は、防災関係機関と相互に協力して海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

１　礼文町、利尻礼文消防事務組合

(1)　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

(2)　海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

(3)　職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。

(4)　海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

(5)　海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。

(6)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(7)　船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、香深・船泊漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

ア　漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

イ　漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措

置を講ずる。

(8)　法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、北海道海難防止・水難救済センター宗谷支部とともに、船舶所有者及び乗組員に対して次の事項を指導する。

ア　船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

イ　気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

ウ　漁船乗務員の養成と資質の向上

エ　小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

オ　海難防止に対する意識の高揚

２　香深・船泊漁業協同組合、船舶所有者等

(1)　気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

(2)　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。

(3)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(4)　船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努める。

第３　災害応急対策

１　情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

海上災害（海難）の情報通信連絡系統図

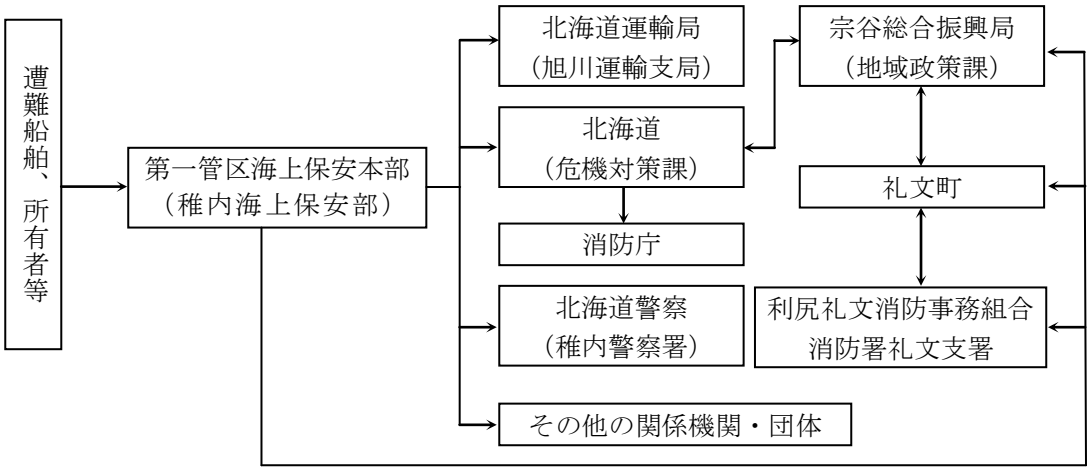

(2)　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

２　海難発生時の広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客、地域住民等に対して行う広報は「第２編 第２章 第４節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1)　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　海難の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報

オ　その他必要な事項

(2)　旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　海難の状況

イ　旅客及び乗組員等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報

オ　その他必要な事項

３　応急活動体制

町及び関係機関は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

４　捜索活動

海難船舶の捜索活動は、各関係機関が相互に密接に協力の上、香深・船泊漁業協同組合、香深・船泊救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行う。

５　救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第２編 第２章 第10節 救助救出計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1)　第一管区海上保安本部（稚内海上保安部）（海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第５条）

ア　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

イ　船舶交通の障害の除去に関すること。

ウ　海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。

エ　警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(2)　礼文町（基本法第 62 条、水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第１条）

ア　遭難船舶を認知した場合、稚内海上保安部及び稚内警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

イ　救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3)　北海道警察（稚内警察署）（水難救護法第４条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

(4)　香深・船泊漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たること。

(5)　北海道海難防止・水難救済センター香深・船泊救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

６　医療救護活動

医療救護活動については「第２編 第２章 第 11 節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

７　消防活動

領海内における船舶等の火災は、昭和 58 年 12 月 15 日締結の「稚内海上保安部と利尻礼文消防事務組合との船舶消火に関する業務協定」に基づき円滑な消火活動を行う。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第２編 第２章 第 28 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

９　交通規制

海難発生時における交通規制については「第２編 第２章 第 14 節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

10　自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第２編 第２章 第７節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11　広域応援

海難の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第２編 第２章 第８節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第２節　海上災害（流出油等）対策計画

第１　基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第２　災害予防

町、利尻礼文消防事務組合、香深・船泊漁業協同組合及び船舶所有者等は、防災関係機関と相互に協力して海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

１　礼文町、利尻礼文消防事務組合

(1)　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

(2)　災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

(3)　職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。

(4)　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

(5)　災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。

(6)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(7)　油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

(8)　大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

(9)　香深・船泊漁業協同組合及び船舶等保有者に対し、荷役について次のとおり指導する。

ア　荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督の下に行うこと。

イ　消火器具の配備

ウ　油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

エ　立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

(10)　入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

２　香深・船泊漁業協同組合、船舶所有者等

(1)　気象情報の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

(2)　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急活動体制を整備する。

(3)　災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努める。

(4)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第３　災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

１　情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

海上災害（流出油等）の情報通信連絡系統図

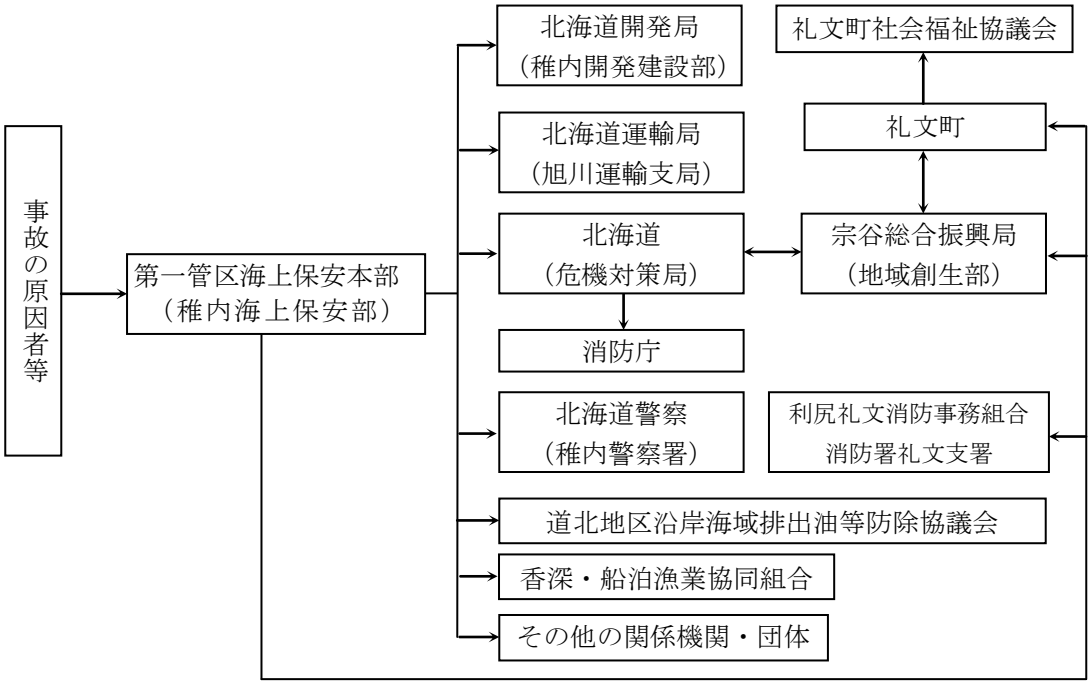

(2)　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は「第２編 第２章 第４節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(1)　海難の状況

(2)　旅客及び乗組員等の安否情報

(3)　医療機関等の情報

(4)　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報

(5)　その他必要な事項

３　応急活動体制

町及び関係機関は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

４　油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1)　事故の原因者等

速やかに最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2)　第一管区海上保安本部（稚内海上保安部）

ア　巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ　周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ　防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ　緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ　排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ　船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ　第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3)　北海道開発局（稚内開発建設部）

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供を行うとともに、必要に応じて関係市町村に対し、必要な防除資機材の応援措置を講ずる。

(4)　礼文町、利尻礼文消防事務組合、北海道

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

なお、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

また、道は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供する。

(5)　北海道警察（稚内警察署）

ア　油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ　油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

５　消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1)　第一管区海上保安本部（稚内海上保安部）

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて関係市町村（消防機関）に協力を要請する。

(2)　利尻礼文消防事務組合

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力する。

６　避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合の避難措置については「第２編 第２章 第５節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

７　交通規制

海上災害時における交通規制については「第２編 第２章 第 14 節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

８　自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第２編 第２章 第７節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

９　広域応援

流出油等事故災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第２編 第２章 第８節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

10　危険物関係施設管理者及び香深・船泊救難所の協力

危険物関係施設管理者及び香深・船泊救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11　災害ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となるため、それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受入れ等については、「第２編 第２章 第 31 節 災害ボランティアとの連携計画」に定めるところにより実施する。

第３節　航空災害対策計画

第１　基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第２　災害予防

町（空港管理事務所）は、航空災害が発生した場合にその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、必要な対策を講ずる。

１　航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。

２　迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

３　災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

４　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

５　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

６　災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

７　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第３　災害応急対策

１　情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

航空災害の情報通信連絡系統図（礼文空港（道設置町委託空港）区域内又は空港区域周辺の場合）

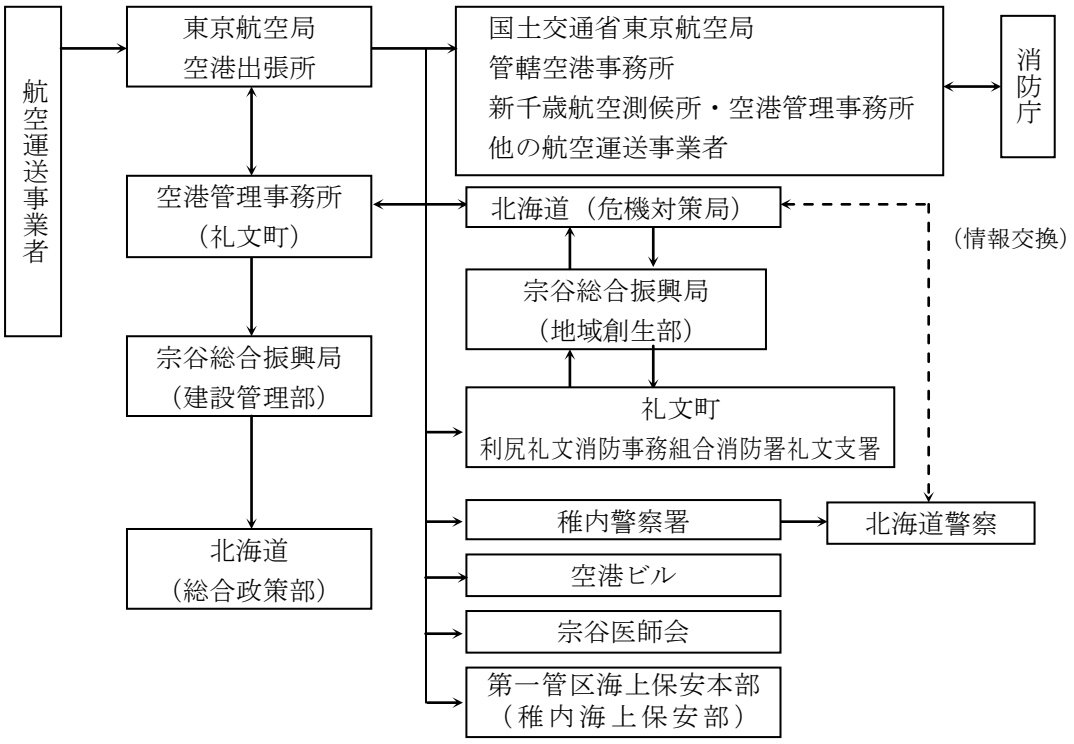

航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が明確な場合）

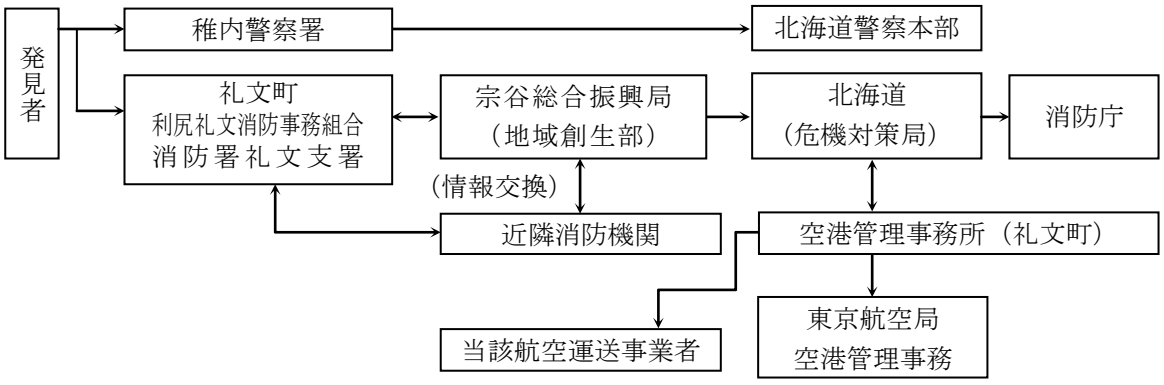

航空災害の情報通信連絡系統図（発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動））

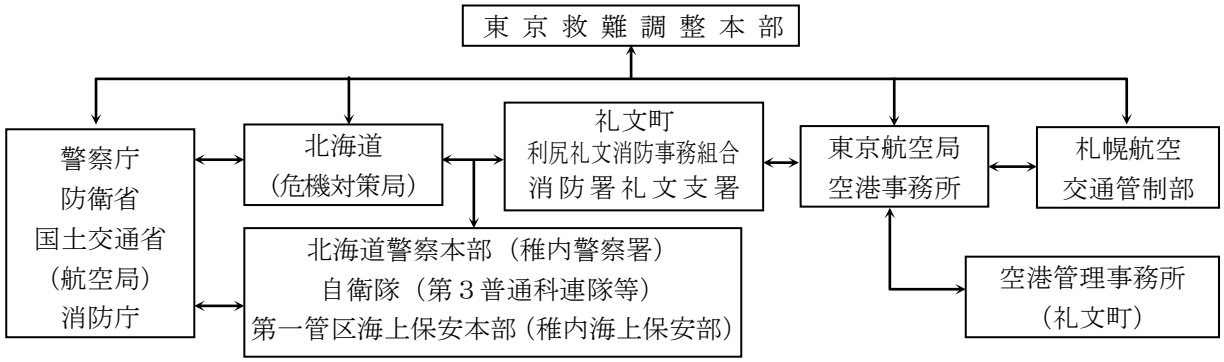

（注）　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2)　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客、地域住民等に対して行う広報は「第２編 第２章 第４節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1)　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　航空災害の状況
イ　家族等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
オ　その他必要な事項

(2)　旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　航空災害の状況
イ　旅客及び乗務員等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
オ　航空輸送復旧の見通し
カ　避難の必要性等、地域に与える影響
キ　その他必要な事項

３　応急活動体制

町及び関係機関は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

４　捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力し、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

５　救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第２編 第２章 第10節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

６　医療救護活動

医療救護活動については「第２編 第２章 第11節 医療救護計画」に定めるところによるほか、

次により実施する。

(1)　東京航空局空港事務所、空港管理事務所

ア　空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握するとともに、初期救護活動を実施する。

イ　災害の規模等により必要に応じ、平成２年８月 27 日付け空管第 116 号運輸省航空局長通知に基づく「空港医療救護活動に関する協定書」（別記１）等に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請する。

(2)　地元医師会（宗谷医師会）

「空港医療救護活動に関する協定書」（別記１）による要請に基づき、医療救護活動を実施する。

７　消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

(1)　東京航空局空港事務所、空港管理事務所

ア　空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、利尻礼文消防事務組合に通報するとともに、初期消火活動を実施する。

イ　昭和 45 年５月 25 日付け空管第 124 号運輸省航空局長通知に基づく「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」（別記２）等に基づき、利尻礼文消防事務組合と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(2)　利尻礼文消防事務組合

ア　利尻礼文消防事務組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

イ　利尻礼文消防事務組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、「第２編 第２章 第 28 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

９　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第２編 第２章 第 14 節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

10　防疫及び廃棄物等処理

防疫及び廃棄物等処理については「第２編 第２章 第 12 節 防疫計画」及び「第２編 第２章 第 30 節　廃棄物等処理計画」に定めるところにより実施する。なお、災害に係る航空機が国際線である場合は、道及び空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、的確な応急防疫対策を講ずる。

11　自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第２編 第２章 第７節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

12　広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第２編 第２章 第８節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

別記１

空港医療救護活動に関する協定書

国土交通省航空局空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人医師会（以下「乙」という。）は、空港及びその周辺において発生した航空事故に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

（目的）

第１条　本協定は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第４条　医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

（１）　被災者の選別

（２）　傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

（３）　医療機関への搬送の要否及び順位の決定

（４）　死亡の確認

（医療資機材等の提供）

第５条　甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資機材等を提供するものとする。

（消火救難訓練）

第６条　甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合にはこれに協力するものとする。

３　甲は、乙に対し、消火救護訓練に使用する医療資機材等を提供するものとする。

４　甲は、乙が第２項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用負担）

第７条　医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

（災害補償）

第８条　医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には､「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

（細目）

第９条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この規定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。

２　前項の期間満了の１ケ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に１年間延長され、以後も同様とする。

３　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

（注）甲乙の名称は、協定を締結した個々の空港事務所、医師会とする。

別記２

空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（準則）

空港事務所長及び市（町村）長は、空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、空港事務所（以下「甲」という。）と市（町村）消防機関（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第２条　空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第１次的にこれらにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

２　空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第１次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第３条　空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

２　前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行なう。

（１）　緊急事態の種類

（２）　航空機の機種及び搭乗人員

（３）　緊急事態発生の場所及び時刻

（４）　消防隊及び救急隊の到着すべき場所

（５）　その他必要な事項

３　通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第４条　消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第５条　甲及び乙が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第６条　甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第７条　甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

（資料の交換）

第８条　甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めているもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

（注）甲乙の名称は、協定を締結した個々の空港事務所、市町村（消防）とする。

第４節　道路災害対策計画

第１　基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等を必要とする災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第２　災害予防

町は、道路災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、防災関係機関と相互に協力し、次のとおり必要な予防対策を実施する。

１　橋りょう等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見して速やかな応急対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

２　道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努める。

３　道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

４　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

５　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ、体制の改善等の必要な措置を講ずる。

６　道路災害時に、施設・設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

７　道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

８　道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施する。

第３　災害応急対策

１　情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

道路災害の情報通信連絡系統図（町の管理する道路の場合）

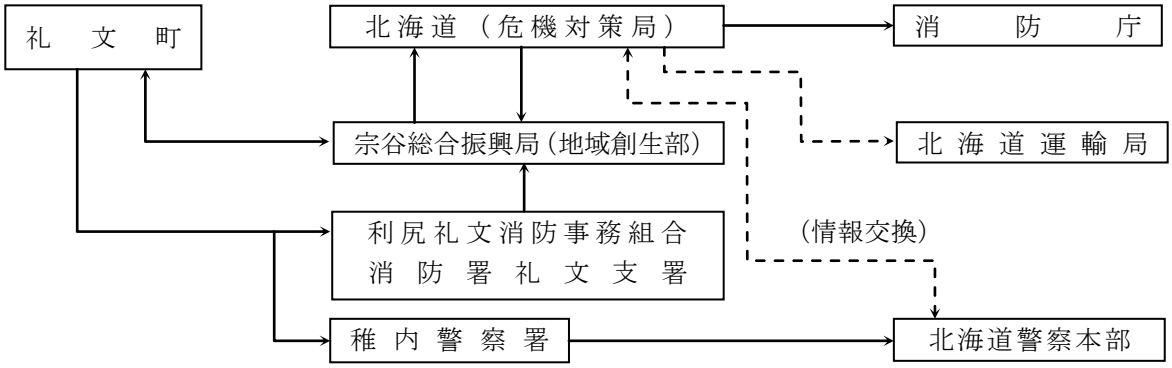

道路災害の情報通信連絡系統図（道の管理する道路の場合）

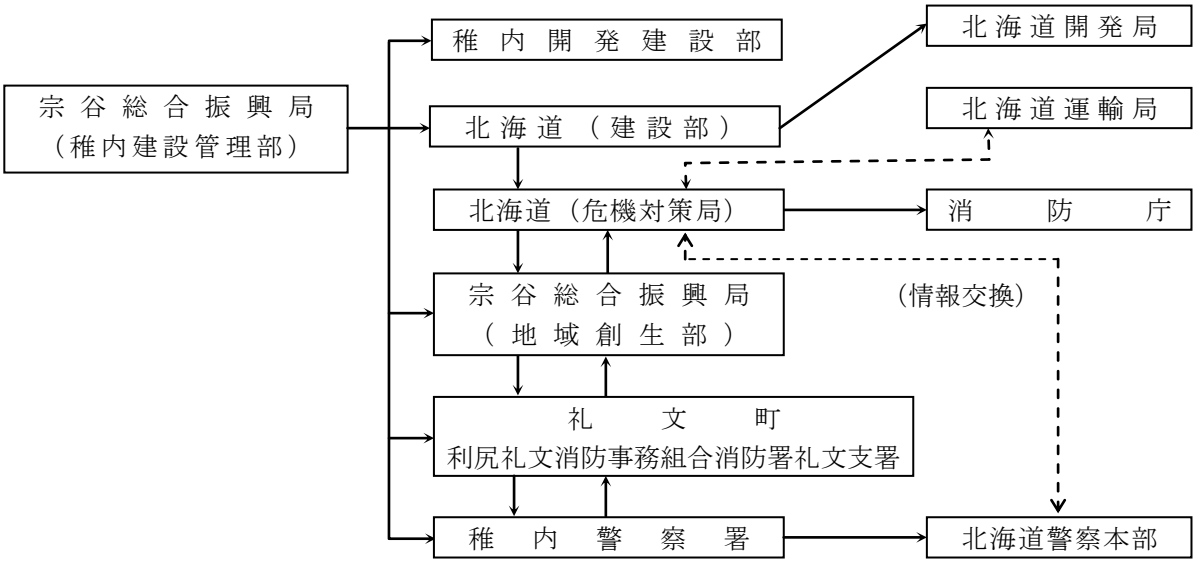

(2)　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う広報は「第２編 第２章 第４節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1)　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　道路災害の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
オ　その他必要な事項

(2)　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　道路災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
オ　施設等の復旧状況
カ　避難の必要性等、地域に与える影響
キ　その他必要な事項

３　応急活動体制

町及び関係機関は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

４　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期の救助救出活動のほか、「第２編 第２章 第 10 節 救助救出計画」に定めるところにより実施する。

５　医療救護活動

医療救護活動については「第２編 第２章 第 11 節 医療救護計画」に定めるところによるほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

６　消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1)　道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防隊による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2)　利尻礼文消防事務組合

ア　速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。
イ　消防職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第２編 第２章 第 28 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

８　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第２編 第２章 第 14 節 交通応急対策計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1)　北海道警察（稚内警察署）

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2)　道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

９　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は「本章 第５節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10　自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第２編 第２章 第７節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11　広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第２編 第２章 第８節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

12　応急復旧対策

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の応急復旧に努める。

(1)　道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

(2)　関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、円滑かつ迅速に被災施設の復旧を行う。

(3)　類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(4)　災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第５節　危険物等災害対策計画

第１　基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

なお、海上への危険物の流出等による災害対策については、「本章 第２節 海上災害（流出油等）対策計画」に定めるところによる。

危険物の定義

区分	定義	例
危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第２条第７項に規定されているもの	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
火薬類	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第２条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第２条に規定されているもの	液化石油ガス（ＬＰＧ）、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第２条に規定されているもの	毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)等により、それぞれ規定されている。）	

第２　災害予防

町、利尻礼文消防事務組合及び危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）は、危険物等災害の発生を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

１　危険物災害予防

(1)　事業者

ア　消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、利尻礼文消防事務組合、稚内警察署へ通報する。

(2)　利尻礼文消防事務組合

ア　消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

２　火薬類災害予防

(1)　事業者

ア　火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずる。

また、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

(2)　利尻礼文消防事務組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

３　高圧ガス災害予防

(1)　事業者

ア　高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。

(2)　利尻礼文消防事務組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

４　毒物・劇物災害予防

(1)　事業者

ア　毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　毒物・劇物が飛散することなどにより不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を稚内保健所、稚内警察署又は利尻礼文消防事務組合に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2)　利尻礼文消防事務組合

火災予防上並びに保健衛生上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

５　放射性物質災害予防

(1)　事業者

ア　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の

選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、利尻礼文消防事務組合等関係機関へ通報する。

(2)　利尻礼文消防事務組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第３　災害応急対策

１　情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

危険物等災害の情報通信連絡系統図

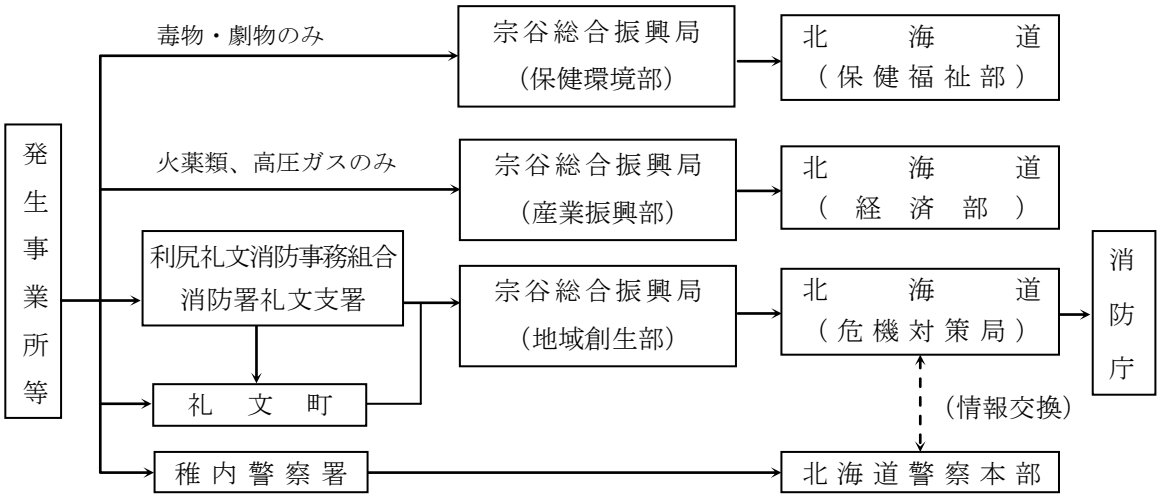

(2)　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第２編 第２章 第４節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1)　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　災害の状況

イ　被災者の安否情報

ウ　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
エ　医療機関等の情報
オ　関係機関の実施する応急対策の概要
カ　その他必要な事項

(2)　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況
イ　被害者の安否情報
ウ　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
エ　医療機関等の情報
オ　関係機関の実施する応急対策の概要
カ　避難の必要性等、地域に与える影響
キ　その他必要な事項

３　応急活動体制

町及び関係機関は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

４　災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1)　事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2)　危険物等の取扱規制担当機関

危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

５　消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1)　事業者

消防隊の現場到着までの間、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等の消防活動に努める。

(2)　利尻礼文消防事務組合

ア　事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ　消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

６　避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第２編 第２章 第５節 避難対策計

画」に定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮しつつ実施する。

７　救助救出及び医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第２編 第２章 第 10 節 救助救出計画」及び「第２編 第２章 第 11 節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第２編 第２章 第 28 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

９　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第２編 第２章 第 14 節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

10　自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については「第２編 第２章 第７節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

11　広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第２編 第２章 第８節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

資料編〔資料３－５〕　危険物取扱施設

第６節　大規模な火事災害対策計画

第１　基本方針

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第２　災害予防

町及び利尻礼文消防事務組合は、防災関係機関と相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

１　大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

２　火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

３　予防査察の実施

多数の人が出入りする防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

４　防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

５　防火思想の普及

年２回（春、秋）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施するなど、要配慮者対策に十分配慮する。

６　自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織（自治会）等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

７　消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

８　消防体制の整備

消防職員及び消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

９　防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

10　火災警報の発令

町長は、道から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。この場合、関係機関、一般住民等へ周知を図るとともに、関係機関と連携の下、速やかに適切な措置を講ずる。

火災警報発令条件

総合振興局	警報発令条件
宗谷	【海岸部】 ・実効湿度 75%以下にして、最小湿度 50%以下となり、平均風速５m/s 以上となる見込みのとき。 ・平均風速８m/s 以上のとき、又は８m/s 以上となる見込のとき。 【内陸部】 ・実効湿度 70%以下にして、最小湿度 45%以下となり、平均風速５m/s 以上となる見込みのとき。 ・平均風速７m/s 以上のとき、又は７m/s 以上となる見込のとき。

火災に関する警報等の伝達系統

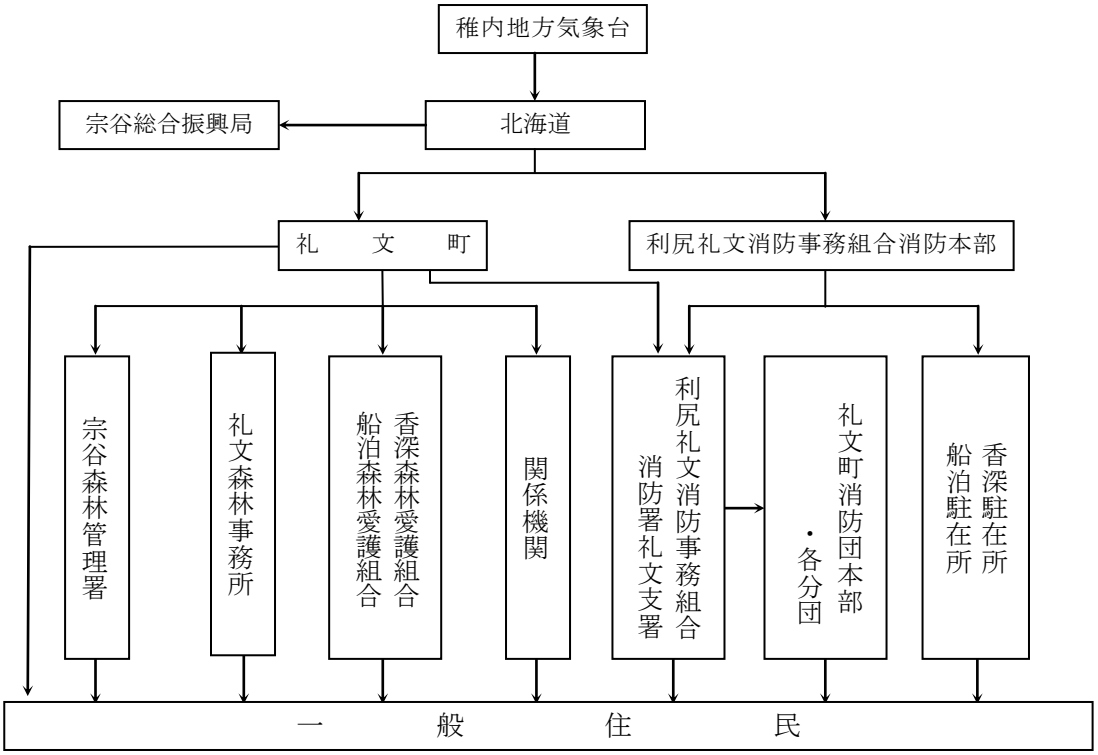

第３　災害応急対策

１　情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

大規模な火事災害の情報通信連絡系統図

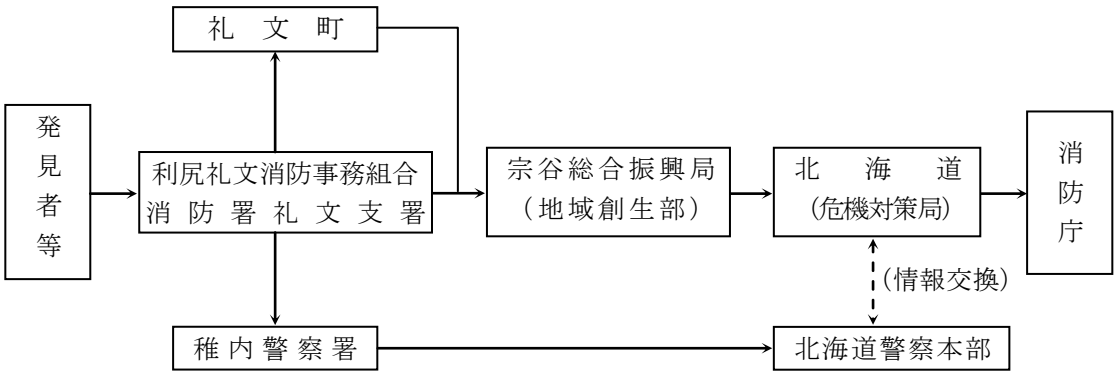

(2)　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第２編 第２章 第４節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1)　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　災害の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報

オ　その他必要な事項

(2)　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況

イ　被災者の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
オ　避難の必要性等、地域に与える影響
カ　その他必要な事項

３　応急活動体制

町及び関係機関は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

４　消防活動

利尻礼文消防事務組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次により消防活動を行う。

(1)　現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
(2)　避難場所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
(3)　消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

５　避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第２編 第２章 第５節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

６　救助救出及び医療救護活動

救助救出及び医療救護活動については「第２編 第２章 第10節 救助救出計画」及び「第２編 第２章 第11節 医療救護計画」に定めるところにより実施する。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容等については「第２編 第２章 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬計画」に定めるところにより実施する。

８　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第２編 第２章 第14節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

９　自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については「第２編 第２章 第７節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

10　広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第２編 第２章 第８節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第７節　林野火災対策計画

第１　基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、必要な予防措置を講ずるとともに、防災関係機関と連携の下、各種応急対策を実施する。

第２　災害予防

１　実施事項

町及び関係機関は、林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、相互に協力して次により必要な予防対策を講ずる。

(1)　礼文町、利尻礼文消防事務組合

町及び利尻礼文消防事務組合は、相互に連携して林野火災を予防するため、次の事項を実施する。

ア　一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ｱ)　タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、町ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(ｲ)　入林の許可・届出等について指導する。

a　入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。

b　入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。

(ｳ)　火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(ｴ)　観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ　火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね３月～６月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ｱ)　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

(ｲ)　火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ｳ)　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(ｴ)　火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ　消火資機材等の整備

(ｱ)　林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう点検・整備する。

(ｲ)　ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター離着陸場の適地を

あらかじめ選定する。

(2)　森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア　自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ　巡視員の配置

ウ　無断入林者に対する指導

エ　火入れに対する安全対策

(3)　林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

ア　火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ　火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ　林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

２　林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1)　全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

(2)　地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については､当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防協議会において推進する。

(3)　市町村協議会

林野火災の予防対策を推進するため、礼文町林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図る。

ア　実施機関

(ｱ)　礼文町

(ｲ)　利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署

(ｳ)　礼文町消防団

(ｴ)　宗谷森林管理署

(ｵ)　礼文森林事務所

(ｶ)　稚内警察署、香深駐在所、船泊駐在所

イ　協力機関

(ｱ)　宗谷総合振興局

(ｲ)　香深森林愛護組合・船泊森林愛護組合

(ｳ)　稚内地方気象台

(ｴ)　陸上自衛隊第２師団第３普通科連隊

３　気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は火災気象

通報、その他警報・注意報、情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

なお、火災気象通報（林野火災通報を兼ねる。）は、火災気象通報の一部として函館地方気象台が発表及び終了の通報を行い、町は、火災気象通報を受けた場合、利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署へ通報する。

火災気象通報の通報基準及び伝達系統等は「第２編 第２章 第１節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」及び「本章 第６節 大規模な火事災害対策計画」に定めるとおりである。

また、町長は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第 22 条第３項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。この場合、関係機関、一般住民等へ周知を図るとともに、関係機関と連携の下、速やかに適切な措置を講ずる。

第３　災害応急対策

１　情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1)　情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。

林野火災の情報通信連絡系統図

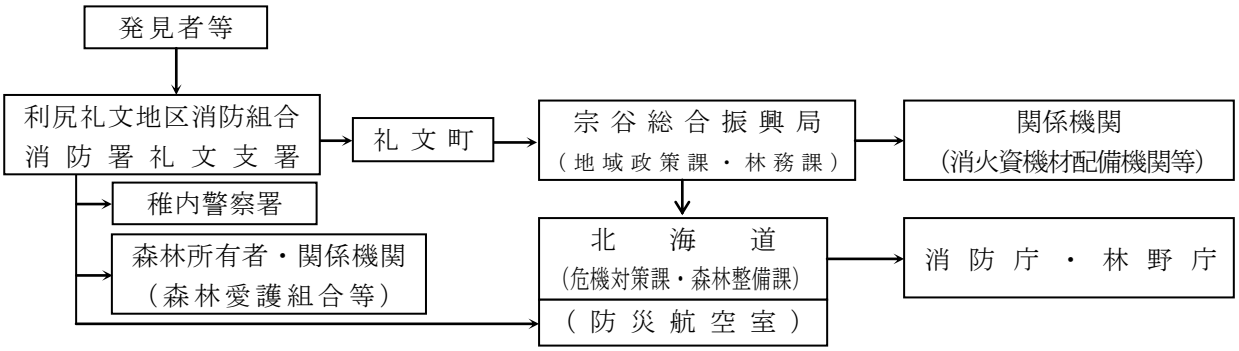

(2)　実施事項

町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

また、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有、応急対策の調整等を行う。

なお、町及び宗谷総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和 54 年２月 26 日付け林政第 119 号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は「第２編 第２章 第４節 災害広報・情報提供計画」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1)　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　災害の状況
イ　家族等の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
オ　その他必要な事項

(2)　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況
イ　被災者の安否情報
ウ　医療機関等の情報
エ　町及び関係機関の実施する応急対策に関する情報
オ　避難の必要性等、地域に与える影響
カ　その他必要な事項

３　応急活動体制

町及び関係機関は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

なお、礼文町林野火災消防対策本部については、礼文町林野火災予消防対策協議会で別に定める。

また、防災関係機関は、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づく現地合同本部を設置し、円滑かつ迅速な災害応急対策の実施を図る。

４　消防活動

利尻礼文消防事務組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1)　林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

(2)　住家への延焼拡大の危険性がある場合や林野火災が広域化する場合などは「第２編 第２章 第９節 ヘリコプター等活用計画」に基づく北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

５　避難措置

人命の安全を確保するための必要な避難措置については「第２編 第２章 第５節 避難対策計画」に定めるところにより実施する。

６　交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のための交通規制については「第２編 第２章 第 14 節 交通応急対策計画」に定めるところにより実施する。

７　自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については「第２編 第２章 第７節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより実施する。

８　広域応援

災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合の広域応援要請については「第２編 第２章 第８節 広域応援・受援計画」に定めるところにより実施する。

第２章　災害復旧・被災者援護計画

大規模な事故災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第２編 第３章 災害復旧・被災者援護計画」に定めるところにより、円滑かつ迅速に復旧を進める。

沿　革　　平成　８年　３月　　策定
　　平成 30 年　３月　　全面改定

礼文町地域防災計画

【計画編】

平成３０年　３月

礼文町防災会議

編集・発行　礼文町 総務課
〒097-1201
北海道礼文郡礼文町香深村字トンナイ 558-5
TEL　(0163) 86－1001
FAX　(0163) 86－1007